

公害弁連第44回総会議案書

2015. 3. 28 福 島

全 国 公 害 弁 護 団 連 絡 会 議

事務局 東京都豊島区西池袋 1-17-10
エキニア池袋 6 階
城 北 法 律 事 務 所
TEL 03-3988-4866
FAX 03-3986-9018

〔総会スローガン〕

- 1 裁判闘争を一層強化してすべての公害裁判に勝利し、全面解決闘争を前進させよう。
- 2 官僚司法を打破し、国民のための司法の実現をめざそう。
- 3 「規制緩和」に反対し、公害・環境行政の後退や大規模公共事業による公害・環境破壊を断固阻止しよう。
- 4 公害被害者・障害者・労働者・国民との連帯と専門家との連携を強め、公害根絶・環境保全・新たな被害者救済制度の確立・公害被害の完全救済・恒久対策の確立・公害地域の再生・薬害被害の救済と薬害の根絶のたたかいを前進させよう。
- 5 福島原発事故の責任を明確にし、未曾有の被害の完全救済、地域の再生・復興に公害のたたかいの教訓を生かして取り組もう。脱原発訴訟を推し進め原発のない社会の実現をめざそう。
- 6 実効性ある情報公開制度を確立させ、戦略的環境アセスメント法を制定させて、公害・環境対策の前進を勝ち取ろう。
- 7 廃棄物の適正処理を推進し、廃棄物の処理に伴う環境汚染を防止するとともに、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムの転換を勝ち取ろう。
- 8 史上最大の社会災害であるアスベスト問題の解決のために、国と大企業の責任を明確にして、アスベスト被害者の全面的な救済と抜本的な対策を勝ち取ろう。
- 9 真に地球環境保全に役立つ温暖化対策の確立を勝ち取ろう。
- 10 公害・環境問題における、アジア諸国をはじめとした国際的な交流・連帯を強めよう。
- 11 最大の環境破壊である戦争に向けた策動に反対し、米国と一体となった集団的自衛権行使を狙った憲法改悪を断固阻止しよう。

目 次

【一】基調報告

第一 公害・薬害の根絶と環境保護を求めて	1
第二 公害裁判の前進と課題	
一 原子力発電による人権侵害・環境（国土）破壊に対する取り組みと課題	2
二 大気汚染公害裁判の前進と課題	8
三 道路公害裁判の前進と課題	10
四 基地騒音裁判の前進と課題	10
五 海・川を守るたたかいの前進と課題	12
六 水俣病のたたかいの前進と課題	13
七 地球温暖化のたたかいの前進と課題	17
八 アスベスト被害救済のたたかいの前進と課題	19
第三 公害弁護の今後の方向と発展について	21

【二】各地裁判のたたかいの報告

（原発）

〔1-1〕福島原発被害弁護団の現状	福島原発被害弁護団 事務局長 弁護士 笹山 尚人	24
〔1-2〕「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団の取り組み	「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団 弁護士 馬奈木厳太郎	27
〔1-3〕福島原発首都圏弁護団のたたかい～賠償、生活再建、これからが正念場！～	福島原発首都圏弁護団 共同代表 弁護士 中川 素充	29
〔1-4〕福島第一原発事故損害賠償集団訴訟、千葉地裁でのたたかい	原発被害救済千葉県弁護団 事務局長 弁護士 滝沢 信	30
〔1-5〕特定避難勧奨地点等の不動産賠償と同地点周辺区域の避難慰謝料に関するADR和解案	原発被災者弁護団 弁護士 大森 秀昭	32
〔1-6〕浪江町支援弁護団の活動報告	浪江町支援弁護団 事務局長 弁護士 濱野 泰嘉	34
〔1-7〕飯館村民ADR集団申立	飯館村民救済弁護団 弁護士 保田 行雄	35
〔2〕原発なくそう！九州玄海訴訟～フクシマを繰り返さないための1万人訴訟の現状と課題～	原告弁護団 幹事長 弁護士 東島 浩幸	37
〔3〕福井原発滋賀訴訟 報告	滋賀弁護士会 弁護士 井戸 謙一	39
〔4〕浜岡原発訴訟報告	浜岡原発永久停止弁護団 弁護士 大橋 昭夫	40
〔5〕川内原発の再稼働を阻止するために	九州川内訴訟弁護団 弁護士 森 雅美	41

（アスベスト）

〔1〕大阪及び全国的なアスベスト被害者救済の取り組み	大阪アスベスト弁護団 弁護士 伊藤 明子	43
〔2〕尼崎アスベスト訴訟の最高裁決定（2015. 2. 17）	兵庫尼崎アスベスト訴訟弁護団 事務局長 弁護士 八木 和也	46
〔3〕首都圏建設アスベスト訴訟の報告～東京高裁での勝利をめざして～	首都圏建設アスベスト訴訟弁護団 事務局長 弁護士 佃 俊彦	47

（大気汚染）

〔1〕川崎公害の取り組み	川崎公害裁判弁護団 事務局長 弁護士 篠原 義仁	51
〔2〕西淀川公害訴訟の報告	西淀川公害訴訟弁護団 弁護士 村松 昭夫	54
〔3〕尼崎道路公害訴訟 報告	～2013年6月13日の「尼崎道路公害訴訟・和解条項履行に係る意見交換終結」とその後の経緯について～	
	尼崎道路公害訴訟弁護団 弁護士 羽柴 修	55
〔4〕名古屋南部おおぞら裁判・道路連絡会の報告～23号環境レーン設置・大型車中央走行方式開始～	弁護士 松本 篤周	57
〔5〕東京大気の大たたかい	東京大気汚染公害裁判弁護団 弁護士 原 希世巳	59
〔6〕みずしま財団の2014年度の報告～世界一の環境学習のまちをめざして～	公益財団法人 水島地域環境再生財団 事務局長 藤原 園子	62
〔7〕おおぞら財団 報告	公益財団法人 公害地域再生センター（おおぞら財団）研究員 田代 優秋	64

(基地騒音)				
〔1〕 第2次新横田基地公害訴訟 報告	弁護士	小林 善亮	67	
〔2〕 第三次嘉手納爆音訴訟 報告	弁護士	齋藤 祐介	68	
〔3〕 第二次普天間基地爆音訴訟の経過報告	弁護士	白 充	70	
〔4〕 第5・6次小松基地騒音差止等訴訟報事件報告	小松基地騒音訴訟弁護団 事務局	弁護士 川本 藏石	71	
(イタイイタイ病)				
イタイイタイ病訴訟～カドミウム被害根絶の運動～	イタイイタイ病弁護団 前事務局長	弁護士 水谷 敏彦	73	
(水俣病)				
〔1〕 ノーモア・ミナマタ第2次国賠熊本訴訟の現状	ノーモア・ミナマタ国賠等訴訟弁護団	弁護士 板井 俊介	77	
〔2〕 全ての水俣病患者の救済に向けて、「ノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟」	ノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟弁護団 事務局長	弁護士 井奥 圭介	78	
〔3〕 ノーモア・ミナマタ第2次新潟訴訟のたたかい	新潟水俣病弁護団 団長	弁護士 中村 周而	79	
〔4〕 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟の提訴と今後の課題	ノーモア・ミナマタ東京国賠訴訟弁護団 団長	弁護士 尾崎 俊之	81	
(新幹線公害)				
名古屋新幹線公害訴訟（和解後）の報告	名古屋新幹線公害訴訟弁護団	弁護士 高木 輝雄	83	
(カネミ油症)				
カネミ油症事件報告	カネミ油症新認定訴訟弁護団	弁護士 高木 健康	85	
(薬害裁判)				
〔1〕 薬害ヤコブ病訴訟大津訴訟 報告	薬害ヤコブ病訴訟（大津訴訟）弁護団	弁護士 中島 晃	87	
〔2〕 薬害ヤコブ病東京訴訟	薬害ヤコブ病東京弁護団 事務局長	弁護士 阿部 哲二	88	
(産業廃棄物問題)				
九州廃棄物問題研究会報告		弁護士 高橋 謙一	89	
(海・川問題)				
〔1〕 熊本県下のダム問題の動向	川辺川利水訴訟弁護団 事務局長	弁護士 森 徳和	90	
〔2〕 よみがえれ!有明訴訟	よみがえれ!有明訴訟弁護団	弁護士 吉野隆二郎	92	
〔3〕 ハッ場ダム住民訴訟 報告	ハッ場ダム住民訴訟弁護団	弁護士 西島 和	93	
【三】 特別報告				
全国公害被害者総行動実行委員会の報告	全国公害被害者総行動実行委員会 事務局長	中山 裕二	96	
日本環境会議（JEC）の報告	JEC 理事長・一橋大学特任教授	事務局長 寺西 俊一	99	
国土強靱化の下にムダで有害な公共事業	道路全国連（道路住民運動全国連絡会）事務局長	橋本 良仁	100	
原発ゼロ・ストップ温暖化・再エネ普及をめざす 公害・地球懇（JNEP）の活動報告	公害・地球環境問題懇談会（JNEP）事務局長	清水 滯	102	
全国基地爆音訴訟原告団連絡会議	全国基地爆音訴訟原告団連絡会議・事務局長（第9次横田基地公害訴訟原告団）	福本 道夫	104	
景観と住環境を考える全国ネットワーク	景観と住環境を考える全国ネットワーク 代表	弁護士 日置 雅晴	106	
環境アセス法の最近の動向		弁護士 藤原 猛爾	108	
【四】 2014年度 組織活動			111	
【五】 2015年度 活動方針			112	
【六】 公害関係資料			116	
【七】 2014年度 活動日誌			119	
【八】 公害弁連歴代人事一覧			120	
【九】 公害弁連規約			125	

【一】基 調 報 告

第一 公害・薬害の根絶と環境保護を求めて

第 1

安倍自民党政権は、2014 年 4 月にエネルギー基本計画を閣議決定し、原発を「重要なベースロード電源」と位置づけと、原発の再稼働に向けて進もうとしている。原発の再稼働に向けた審査基準案を了承し、九州の川内原発や高浜原発の再稼働を目論んでいる。

しかし、福島第一原発では、放射能汚染水が港湾外に流出しているながら、東電がその事実を公表していなかったことが 2015 年 2 月になって発覚するなど、今なお、放射能汚染の事実と恐怖はなくなり、多くの福島県民を中心とした避難者が 4 年経っても過酷な生活を強いられている。

原発被害を最大最悪の公害として被害の救済と原発再稼働阻止に向けた取り組みが求められる。

2

泉南アスベストの最高裁勝訴判決と昨年末の全面和解成立は、これまでの原告団・弁護団、支援の闘いの勝利であり、また不当な 2 陣大阪高裁判決をはねかえすための公害弁連や全国の他の公害事件の原告団、支援の力が結集された成果でもある。

3

ノーモア・ミナマタ第 2 次訴訟の新たな全国的展開、有明訴訟での間接強制決定の確定動き、子宮頸がんワクチン副作用問題の研究の取り組みなど、様々な分野で動きが続いている。

それぞれの分野からの報告を参照されたい。

第 2 各分野の取り組みと課題

1 勝訴が続く公害事件

2014 年 5 月 21 日は、公害事件において 2 つの画期的な勝訴判決が言い渡された。

一つは、福井地方裁判所が半径 250 メートル圏内の住民の人格権に基づいて大飯原発 3・4 号機の運転差止請求を認めたものである。

もう一つは、横浜地方裁判所が第 4 次厚木基地騒音訴訟で、自衛隊機の夜間（午後 10 時から翌日午前 6 時）の飛行差止を認める判決を言い渡したものである。

原発差止と自衛隊機の飛行差止という、大きな壁をのりこえた画期的判決である。

裁判所が福島原発事故や騒音被害を正面から受け止めて判断したものであり、この判決を突破口に今後の裁判闘争と運動を強めていく必要がある。

第二 公害裁判の前進と課題

一 原子力発電による人権侵害・環境（国土）破壊に対する取り組みと課題

一 原発による人権侵害、 環境破壊に対する取組と課題

最悪、最大の環境破壊というべき福島事故から約4年の歳月が流れようとしているが、安倍政権は、見せかけの「経済性」を理由として国民の安全をないがしろにした原発の復活・推進政策を進めている。こうした動きに対して、原発事故によって被害を受けた住民、及び、脱原発を求める広範な国民世論の対立がせめぎ合っている状況にある。

第1 原子力発電の復活を目指す安倍政権の動き

安倍政権は、昨年4月11日に、原発を「重要なベースロード電源」と位置付けるエネルギー基本計画を閣議決定した。これに呼応し、経団連は、本年1月1日に「経団連ビジョン」を発表し、2030年に総発電量に対して原発の占める比率を25%超と明記するに至っている。

これに対して、原子力規制委員会は、9月10日に、川内原発1、2号機について、新規制基準に適合していると決定した。さらに、本年2月12日には、高浜原発3、4号機についても、新規制基準を満たすとの決定をした。

規制委員会の田中委員長は、「法律に基づいたレベルの安全性が確保されることを確認した」と述べ、再稼働の是非については「原子力規制委員会の判断の外にある」と従来通りの見解を繰り返した。こうした事態は、誰も安全について責任を負うことなく稼働が進むという無責任な「安全神話」の復活とも言うべき事態である。

こうした動きと並んで、昨年4月には、原発輸出を可能とする原子力協定の国会承認がなされ、原発の輸出に向けての動きが進んでいる。

第2 避難地域等の指定の解除、帰還をめぐる動き

福島県を中心にして、不十分ながら除染作業が進められてきたが、除染作業に伴う廃棄物の中間貯蔵施設については、昨年8月に、福島県、大熊町及び双葉町が受け入れを容認した。

避難地域の再編についても、12月には、帰還困難地域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域への「避難区域再編」を完了させた。

今後、地方自治体によって、帰還宣言がなされることも予定されているが、高齢者を中心として帰還を強く望む者がいる半面、子どもを抱える世帯等を中心にして、帰還しないという意向を示している住民も相当数存在し、地域の復活・再生には大きな困難が想定される。一人ひとりの住民の意思を尊重して、避難・移住する権利とともに、帰還して故郷におけるもとの生活を取り戻す権利を保障すべきであり、そのための多面的な対応が求められるところである。

第3 原発事故による損害の賠償をめぐる動き

原賠審の中間指針等に基づく直接交渉による賠償、及び紛争解決センター（ADR）に基づく損害賠償手続きが進められており、東電の公表によれば、2月時点で、個人への賠償が約2兆円、法人・個人事業者への賠償が約2兆円、自主的避難等の個人への賠償が約3500億円など、総計で4兆6000億円ほどの賠償がなされている。

しかし、原賠審の中間指針が、東電の過失を前提としない、いわゆる自賠責基準に基づく不十分な算定をすることなどから、各地の避難者、滞在者を中心として、中間指針による賠償が不十分なものであるとして、被害に見合った完全な賠償を行うことをADRに求める集団的な申立てが相次いで提起されている。

現在のところ、大きな進展がみられているとはいえない状況にあるが、今後、こうした集団申立が

ADR 内でどのように解決されるか予断を許さず、また、解決ができなかった場合に訴訟に進展する可能性もある。

なお、12月25日には、経産省と東電が、営業損害を2016年2月で打ち切る方向の提案を行っており、これに対して福島県を中心として大きな反対の声が上げられ、いったんは見直しが表明されたものの今後、予断を許さない状況にある。

第4 刑事責任追及

東電の経営陣に対する刑事告訴については、昨年7月31日に検察審査会が、勝俣元会長など3人に「起訴相当」、1人に「不起訴不当」の議決を出すという決定を行った。

これを受けて、検察庁は、再捜査を進めたものの、1月22日に再度の不起訴決定を行った。今後、再度、検察審査会における審査手続きに移ることとなる。

二 裁判闘争の前進と課題

以上述べた原発推進、被害の切り捨て、そして責任の曖昧化という流れに抗する闘いは、裁判として、原発の稼働の差止を求める訴訟と、原状回復と被害の完全賠償を求める訴訟の、二つの分野で展開されてきた。

第1 稼働差止を求める裁判

全国の原発所在地においては、福島事故を契機に、またはそれ以前から、原発の差止の訴訟が提起されている。原発差止訴訟については、事故前には、下級審において勝訴判決があったものの2つに留まり、またいずれも上級審で取り消されてきた。こうした裁判所の姿勢については、福島事故の一因となったとも評価されるのであり、厳しく批判されなければならないものであり、かつ、福島事故を経た今日においては、福島事故の悲惨な被害を直視した良識のある判決が期待されるところである。

そうした中、福井地裁は、昨年5月21日、住民の人格権に基づいて大飯原発3・4号機の運転差止請求を認める画期的判決を下した。詳細は、担当弁護団からの報告に譲るが、現在、同事件は、高等裁判所に係属しており、画期的な地裁判決を維持する壮大な闘いが期待されている。

第2 賠償を求める裁判

福島事故による被害者は、原状回復を求め、また、避難に伴う深刻な被害に対する賠償を求めるなど、各地で東電、国を被告として、損害賠償の訴訟を提起している。訴訟事件数で24事件、原告数は総計で約9500名に達している。

その詳細は、別紙の一覧表のとおりであるが、特徴としては次の点が指摘できる。

- (1) 福島県などからの避難者中心の訴訟が、避難先の都道府県ごとに集約されて提起されている点がある（いわゆる自主的避難区域からの避難者が多い傾向にある）。避難元の地域はいろいろであり、避難先で原告になった人々も、もともと人と人のつながりがあったわけではなく、避難先の弁護士会などに相談に行き、十分賠償が得られないことから裁判に進んだという例が多いといえる。
- (2) 十分な賠償もないなかで避難を余儀なくされていることから、「被害の早期回復」という当然の要求があり、東電の無過失責任を定めた原賠法に基づいて、「損害論」を先行させる傾向にあるように思われる。

その意味で、「損害賠償＝早期の被害救済」を重視する訴訟展開を展望する訴訟といえる。

他方で、こうした訴訟は、そのほとんどが、東電だけではなく、国策として原発を推進してきた国の責任も追及するものとなっている点がもう一つの特徴といえる。

しかし、「損害賠償＝早期の被害救済」を重視する訴訟展開と、国を被告とすることによって政策選択にも影響を及ぼそうという訴訟展開のあり方は、矛盾する側面も否定できない。

一部の裁判においては、裁判所の強力な訴訟指揮によって、責任論に関する十分な審理や人証の採用がないままに、損害論に重点を置いたまま早期の結審・判決が予定されるという状況も報告されている。東電・国の責任を明らかにすることを踏まえて完全な被害の賠償を求めるという目的との関係で、慎重な検討と議論が求められる。

なお、損害賠償に関して特筆すべき判決として、福島地裁が8月26日に、川俣町の住民の自死について因果関係を認め、損害額の減額を2割に留めるという画期的な判決があった。原発被害の実態を直視

した判決と評価できるのであり、他の賠償訴訟をも勇気づけるものであった。

三 原発を巡る闘いの課題

第1 福井地裁判決を支え

各地の差止訴訟の前進を勝ち取る

今後は、原発再稼働を推進する安倍政権の動きと、稼働を阻止し、脱原発を求める訴訟及び運動が、厳しい対抗関係に立つこととなる。福井地裁判決を控訴審でも維持させる強力な闘いが望まれるが、同時に、各地で展開する差止訴訟において主張・立証を強力に進め、福井判決に続き、これを支える判決を目指すとともに、法廷外の闘いの充実と連携強化が求められる。

第2 国・東電の責任を明らかにして完全な賠償を

認めさせる判決の獲得とそれに続く運動の取組

原発被害に関する賠償請求の訴訟については、責任立証に入った訴訟もあり（なりわい訴訟）、他の事件においても、今年は立証段階に移ることとなる。国・東電の責任を明らかにするための強力な主張・立証を進めつつ、被害の実相を裁判所に理解させるための立証を尽くして完全な賠償を認めさせるための強力な法廷活動を進め、こうした活動を支える弁護団・原告団の連携が求められる。

特に、2015年中、または同年度中には判決を迎える訴訟も想定されるところであり、高いレベルの判決を獲得するとともに、判決後の運動の取組についても各訴訟の横断的な連携が期待されるところである。

福島原発事故に関する集団訴訟 各地の提訴状況のまとめ

※ 平成27年1月25日までに裁判した情報

	1	2	3	4	5	6	7	8
弁護団	「生業を返せ、地域を返せ！」 福島原発事故被害者弁護団							
弁護団HP	http://www.fukushima-accident.jp/							
裁判所	福島地方裁判所 ※全て併合							
被告	国・東電							
訴訟名	「生業を返せ、地域を返せ！」 福島原発訴訟							
提訴日	第1次 平成25年9月11日 第2次 平成25年9月10日 第3次 平成25年9月10日 第4次 平成26年9月10日	第1次 平成25年5月30日 第2次 平成26年9月10日	第1次 平成24年12月3日 第2次 平成25年7月17日 第3次 平成25年12月26日 第4次 平成26年5月21日	元の生活をかえせ・ 原発事故被害いわず訴訟	第1次 平成25年3月11日 第2次 平成25年7月28日 第3次 平成26年3月10日	第1次 平成25年3月11日 第2次 平成25年7月12日 第3次 平成26年3月10日 第4次 平成26年12月22日	第1次 平成25年9月11日 第2次 平成25年12月12日 第3次 平成26年3月10日 第4次 平成26年12月22日	原発事故被害者支援 北海道弁護団 http://hokkaido-accident.jp/
原告数	第1次 800名 第2次 1160名 第3次 620名 第4次 1265名	第1次 12世帯26名 第2次 6世帯14名	第1次 17世帯39名 第2次 64世帯181名 第3次 35世帯137名 第4次 35世帯119名	第1次 822名 第2次 574名 第3次 181名	第1次 3世帯3名 第2次 14世帯40名 第3次 73世帯234名	第1次 8世帯20名 第2次 10世帯27名	第1次 17世帯44名 第2次 6世帯22名 第3次 12世帯27名 第4次 26世帯81名	第1次 13世帯43名 第2次 20世帯70名 第3次 33世帯10名 第4次 1世帯2名 第5次 1世帯1名 第6次 6世帯1名
原告の属性 ※	福島県とその隣接県の在住者と避難者 (内、約3割は福島県、 ※在在者と避難者の割合は7:3)	避難指示等対象区域から主に福島県内 (及び宮城県)への避難者	避難指示等対象区域から主に福島県内 (及び宮城県)への避難者	自立的避難者対象区域(いわき市) の在住者	第1次 第2次 自立的避難者対象区域 (いわき市)の在住者 第3次 避難指示等対象区域(19世 帯4名、福島県内市町村の在住者41世 帯152名、福島県内市町村の在住者8世帯20 名、栃木県県土域の在住者7世帯20名	千葉県への避難者とその家族 避難指示等対象区域(45世帯14名) 自立的避難者対象区域(2世帯4名) その他(福島県内)1世帯4名	千葉県への避難者とその家族 避難指示等対象区域(45世帯14名) 自立的避難者対象区域(2世帯4名) その他(福島県内)1世帯4名	北海道への避難者とその家族 避難指示等対象区域(45世帯14名) 自立的避難者対象区域(2世帯4名) その他(北海道)1世帯4名 世帯、札幌市1世帯
原告の主張 ※	原告らの居住地において、空間線量 率が0.04μ Sv/h以下とせよ							
	事故発生から原告ら居住地の空間 線量率0.04μ Sv/h以下となるまで、原 告1人当たり15万円を支払え	・ふるさと損失につき2000万円 を支払え	・ふるさと損失につき2000万円 を支払え	いわき市全域の空間線量率が0.04 μ Sv/hとなる戻付回復措置及び福 島第一原発の廃炉完了まで、月3万 円(18歳未満月0万円) ・事故後に婚姻・誕生した子どもを除 き25万円(事故当時妊娠であれば +25万円) を支払え	＜第1次・第2次＞ 避難生活につき月50万円/1人 1800万円/1人 ＜第3次＞ 25万円/1人	・ふるさと損失につき2000万円 を支払え ・避難生活につき月50万円 を支払え	・ふるさと損失・生活破壊につき2000 万円 ・避難生活につき毎月35万円 を支払え	1人当たり1000万円
			・居住用不動産等の再取得費用(福 島県市町村における再取得を可 とする。土地:500㎡までは福島県市町村 における平均地価(38000円/㎡)十 500㎡を超える面積部分について固 定資産評価額の根拠×1.43 建物:フラット35の2238万円(115.3 ㎡)×115.3㎡を超える延べ床面積 ×平成23年度の平均新築単価(15 万円/㎡)×1.43 ・財産減損費用(損害保険基準) ・弁護士費用等 を賠償せよ (その他の実損害は、別途解決す る)	・居住用不動産等の再取得費用 (土地1368.8万円(全国平均) 建物2238万円(全国平均)) を賠償せよ	・避難費用、生活損害、弁護士費用等 を賠償せよ	・居住用不動産等の再取得費用 (土地1368.8万円(全国平均) 建物2238万円(全国平均)) ・財産減損費用(損害保険基準) ・その他、避難費用、弁護士費用等 を賠償せよ	・居住用不動産等の再取得費用 (土地1368.8万円(全国平均) 建物2238万円(全国平均)) ・財産減損費用(損害保険基準) ・その他、避難費用、弁護士費用等 を賠償せよ	1人当たり800万円＋弁護士費 用 (不動産に関する損害は除く)
	実損害 弁護士費用のみ			弁護士費用のみ	・避難費用、生活損害、弁護士費用等 を賠償せよ	・居住用不動産等の再取得費用 (土地1368.8万円(全国平均) 建物2238万円(全国平均)) ・財産減損費用(損害保険基準) ・その他、避難費用、弁護士費用等 を賠償せよ	・居住用不動産等の再取得費用 (土地1368.8万円(全国平均) 建物2238万円(全国平均)) ・財産減損費用(損害保険基準) ・その他、避難費用、弁護士費用等 を賠償せよ	

原発事故被害者支援 全四村相互連絡会 ※福島県内の地域は便宜上、原子力損害賠償被害者支援会の中間指針に基づいて「避難指示等対象区域」「自立的避難者対象区域」の分類に従って分類しています。

二 大気汚染公害裁判の前進と課題

1 新規救済制度をめぐる

(1) 東京都助成制度

東京大気裁判で勝ちとった東京都ぜん息医療費助成制度の見直しをめぐる、一昨年12月、東京都から①2015年4月以降、新規認定を打切る、②2018年3月までは経過措置として全額助成を継続する、③2018年4月以降は自己負担額の三分の一助成とするの方針が示された。

これに対し患者側は、この間、都庁前連続座り込み行動をはじめ、度重なる東京都交渉、要請ハガキ運動と財源拠出を求めて、自動車メーカー、国への行動に取り組んだ。

しかしながら、メーカー、国、首都高は、追加拠出に応ずることはなく、東京都も全額助成の意義は認めながら、他からの拠出がない以上、全額助成は難しいとして、当初方針に沿った内容で強行されるに至った。

しかし、①自己負担上限額を6000円とし、これを超える部分は全額助成とする、②患者ごとの自己負担額を管理票でチェックし、上限超えの助成額が「三分の一助成」に相当するかの検証を行い、適宜上限額を見直す、③2018年までの3年間の全額助成継続（通算10年間）をかちとり、以上の助成は恒久的に維持するとの確認をかちとったのは、まさにこの間の運動の成果として評価できる。

今後は、全額助成が終了する2018年3月時点で、何としても国での救済制度実施をかちとるべく、全国患者会と足並みをそろえて、国へのたたかいに全力を傾中することとなる。

(2) 川崎市助成制度

川崎市でも裁判をきっかけにかちとった、成人ぜん息患者医療費助成制度をめぐる、新たな課題が発生している。

すなわち昨年6月、川崎市議会で無所属議員から、市医務監（局長待遇）の論文（大気汚染は改善したのに、ぜん息患者が増えている）を根拠に、ぜん息患者だけに助成があるのは不公平、他のアレルギー疾患との公平をはかるべきとの制度見直しを求める質問がなされ、福田市長が「検討する」との答弁を

行うところとなった。

これに対しては、川崎患者会を先頭に、機敏な反撃が取組まれているが、前記の東京での動きをふまえた課題として、今後も取組みが求められている。

(3) 国レベルの救済制度

国レベルの大気汚染被害者の新たな救済制度作りをめぐるのは、これまで「そらプロジェクト」の到達点をふまえつつ、環境省との間で人数をしぼっての勉強会を重ねる一方、対国会に向けても38万を超える国会請願署名を提出し、紹介議員も最大62名を数えて各会派工作を展開してきたが、展望を見出だせない状況が続いていた。

こうした中で、前記の東京都、川崎市の状況の下で、いよいよ国での制度創設の重要性が増していることをふまえて、新たなたたかいに踏み出すところとなっている。

具体的には、全国の大気汚染地域を対象とした全国規模の患者アンケート調査を実施し、被害実態と救済制度の必要性を浮きぼりにする取組みが始まっている。

一方、地域からも、横浜市では、昨年10月「横浜ぜん息患者の救済をめざす会」を結成のうえ、市議会請願署名への取組みが始まり、民医連病院での大規模なアンケート調査活動も展開されるなど、新たな救済制度を求めての地域からの活動も起こってきている。

さらに、環境省との勉強会においても、環境省が因果関係をふまえた補償制度に一貫して難色を示していることから、その点において、公健法の予防事業（これは因果関係を前提とはしない指定地域解除後の制度）の枠組での医療費助成の実施という新たな切り口での要求を掲げての意見交換が始まっている。

2 道路公害対策を求めて

(1) PM2.5

一昨年末、マスコミで中国での高濃度汚染と中国からの飛来が報じられて以降、PM2.5に対する国民の関心も高まりを見せている。

わが国におけるPM2.5汚染状況も、この間2012年

度までは低下傾向をみせていたものの、最新の 2013 年度は各地とも軒並み悪化傾向となっており、東京都の測定結果でみると、環境基準達成率は自動車排ガス局（沿道）35 局全てが環境基準オーバー、一般局（非沿道）45 局中 42 局が基準オーバーという惨たんな結果となっている。

こうした事態を前に、環境省も中環審の PM2.5 等専門委員会で審議を重ね、発生源別寄与割合としても、関東ないし都市部においては、越境汚染（中国、朝鮮半島）よりも国内の方が高いことが指摘され、国内発生源対策の重要性も強調されるところとなっているが、肝心の当面の対策をめぐることは、VOC（揮発性有機化合物）対策としてガソリンスタンドにおける給油時の燃料蒸発ガス対策が強調される位で新たな対策は何ら打ち出されず、無責任な対応に終始している。

この点では、国内の重要発生源である自動車（ディーゼル車）対策の強化が急務となっており、さらなる単体排ガス規制の強化、使用過程車の対策強化、都心部への流入規制、ロードプライシングの導入等による自動車交通総量の削減などが求められるところとなっている。

(2) 総量削減対策

住民居住地域での大型車交通総量の削減をめざす取り組みが、いぜんとして難航している。

臨海部への大型車の誘導のため、ナンバープレート・走行車線規制とロードプライシングの実施を追求していた川崎では、首都高の料金体系の見直しをふまえつつ、さらなる対策を追求しているが、はかばかしい進展がみられない。

また、東京でも、大型貨物車の走行規制をめぐる、松原橋・大和町・上馬の 3 地点につき交通規制の可能性について協議が重ねられてきたが、当該交差点自体については、効果が認められるものの、迂回交通による汚染悪化を理由に困難との回答がなされ、これをめぐってやりとりが続いている。

さらに大阪でも国道 43 号線をめぐって大型車削減に向け、現行対策では 1800 ～ 2000 台の削減に止まるところ、1 万台削減に向けたさらなる対策を求めて交渉が続いている。

(3) 各地の対策

川崎では、国道 1 号線で交通量削減のため、片側 3

車線を 2 車線とし、あわせて、歩道拡幅と自転車専用道を整備する取組みが工事段階にさしかかっている。他方、国道 15 号線での自転車専用道の欠陥を是正して、自動車道をストレート構造とする取組みも工事段階にさしかかっている。

他方、東京では、2012 年 11 月の警察庁マニュアルをふまえた自転車道整備を都内各地域から要求し、一部実施も含めて、粘り強い交渉が展開されている。

3 公健法財源（自動車重量税）問題

四日市公害裁判と全国の大気汚染被害者の運動により 1973 年に成立した公害健康被害補償法の財源として 20% の自動車重量税が引当てられてきたが、消費税率アップにともなった見直し要求が、この間財界等から出されていた。これをめぐっては、昨年来、全国公害患者の会連合会を中心とした精力的な取組みのもと、2014 年度与党税制改正大綱において、「道路の維持管理・更新や防災等の推進に多額の財源が必要となる中で、自動車重量税は維持する。また、その税収の一部が公害健康被害補償の財源として活用されていることも留意する」とされたのに続き、今年度も与党税制改正大綱で表現は別として同趣旨の確認がなされ、見直しは回避されている。

4 今後の課題

- (1) 和解をふまえた道路公害対策をめぐることは、ロードプライシング、車線削減問題、PM2.5 問題での取組みを重視しつつ、2011 年の警察庁通達をふまえた自転車道整備、東京での大型車走行規制をはじめとした課題への取組みも重要である。
- (2) 新たな救済制度を求めるたたかいでは、新たな枠組みでの取組みに精力的に取組みながら、何としても早期に国レベルでの制度実現への展望を切り開くことが求められている。
- (3) また、大気汚染被害者の命綱と言うべき公健法の財源問題を引き続き重視して取り組む必要があり、この際、今なお新たな被害者が出ている事実を全面に出して、新たな救済制度を求めるたたかいと連動して取り組むことが重要である。

三 道路公害裁判の前進と課題

(1) 道路公害裁判について

2014年9月、東京外郭環状道路（外環道）練馬一世田谷間（16km）に予定されている青梅街道インターチェンジの事業認定取消訴訟が東京地裁に提訴された。東京小平都市計画道路3・2・8号線についても事業認可取消訴訟が東京地裁に提訴された。東京外環道の外環の2、横浜環状道路南線（圏央道）などに関し司法の場での取り組みが進められている。

広島では、広島市内の中心を貫く国道2号線の沿道に居住・通勤する原告らが、国と広島市を被告として、高架道路建設差止・道路公害の差止（供用制限）・生活妨害・健康被害に対する損害賠償を求めて提訴。広島地裁は2010年5月20日、沿道住民に対する計2160万円の支払いを命ずる一方で差止請求は棄却する判決を言い渡した。本年（2014年）1月29日の控訴審判決は、原審に続いて差止請求は認めなかったが、勤務者原告の請求を認容するなどの前進があった。住民側は上告した。

(2) 道路行政の転換を求める世論の合流を

安倍自公政権は、「アベノミクス」の「三本の矢」（金融緩和、財政出動、成長戦略）の方針を掲げ、2013年12月には、「国土強靱化基本法」を成立させた。同政権は、「国土強靱化」と「国際競争力強化」の旗の下、大都市圏の環状道路などの大型公共事業予算増額をはじめとした、時代逆行の路線を推進している。2015年度予算においても、公共事業費は14年度とほぼ同水準だが、不要不急の三大都市圏環状道路（14年度比1%増の2379億円）などを積み増した。

司法の場では、行政裁量を優先して住民の請求を斥ける判決が続いてきたが、この根底には、公共事業＝国益＝公益であるという志向がある。

しかし、今、安倍自公政権が様々な分野で見せる強権的な姿勢には、国民的な懸念と批判が高まっている。各地での運動を進めながら、こうした懸念と批判と広く合流し、無駄で有害な道路建設の根源にある「公共事業＝国益＝公益」と行政裁量を優先する政治と司法の転換を求めていく。

四 基地騒音裁判の前進と課題

1 基地問題を取り巻く事情

まず取り上げなければならないのは、昨年7月1日の安倍政権による集団的自衛権行使容認閣議決定である。おおむね個別的自衛権行使によっても対応可能な事例について、集団的自衛権行使を一部容認するという、極めてまよかし的な解釈改憲であるが、その実は、これを題目とした軍事予算の拡大＝米軍事費の一部肩代わりという意図が読み取れる。

普天間基地に配備されたMV22オスプレイを、全国各地に飛ばして見せるというパフォーマンスが行われたのもこの1年のことであった。それまで、沖縄以外

では西日本の一部で訓練参加が確認されていただけであったが、東富士演習場での訓練参加、厚木基地、横田基地への給油名目での飛来、各地で行われた航空祭、日米友好祭などでの展示など、今後の自衛隊のオスプレイ配備、米空軍・特殊部隊仕様のCV22オスプレイ配備への地ならしとしての既成事実化が進められている。

沖縄では、名護市長選挙に続き、沖縄県知事選挙でも辺野古新基地建設反対派の新知事が誕生した上、総選挙では県内4選挙区すべてで辺野古新基地建設反対派が当選するという民意が示されたが、与党が圧倒的多数の議席を維持したのを受けて、安倍政権は沖縄振興予算の大幅削減、知事との面会拒否などの報復的か

つ見せしめの対応を見せている。

こうした一つ一つの出来事が、次第に、軍事優先を容認し、政府の方針に異を唱える者を反日的あるいは利敵行為（果ては非国民）とし、物言えば唇寒しといった「空気」を醸成することになるのではないかとの恐怖にも似た危機感を覚えざるを得ない。しかし我々は、迷うことなく基地被害を受ける住民の視点に立って行動することが重要であると考えている。

2 基地騒音裁判の動き

岩国基地爆音訴訟は、2月5日に山口地裁岩国支部で結審を迎えた。判決期日は指定されていないが、年内の判決も見込まれている。滑走路の沖合移設を口実に、昼間の騒音を含まない測定データを用いて、軍用空港には不適切な環境庁方式で新たに作成された騒音コンターを持ち出し、「岩国市民の誰も爆音にさらされていない」などとうそぶく国の主張は、徹底的に排斥されなければならない。

第2次普天間基地爆音訴訟は、2012年3月の提訴以来すでに10回を超える弁論を重ね、今後は証人尋問、現場検証に向けて審理が進められる。普天間基地の提供自体が憲法違反であるとの争点も加わり、辺野古を普天間の代替基地とする欺瞞をあばくことも期待される。

第3次嘉手納基地爆音訴訟は、昨秋より証人尋問がスタートし、審理も佳境に差し掛かっている。睡眠妨害による深刻な健康被害、教育環境の著しい妨害、戦争・墜落事故等の恐怖など、専門家と原告本人の尋問が進められており、今年は住民の悲願である騒音差止に向けたたたかいの正念場となる。

第5・6次小松基地爆音訴訟では、健康被害について医学調査に基づく主張・立証が重ねられている。安全保障の名の下に住民に健康被害を及ぼす矛盾を追及し、騒音差止の実現を目指す。

第2次新横田基地訴訟は、すでに大多数の原告の陳述書を昨年末までに提出し、提訴後3年目となる今年は、ビデオ検証、現場検証、原告本人尋問と立証段階に進む。

3 今後の展望

公害弁連には未加盟であるが、第4次厚木基地爆音訴訟では、昨年5月21日、横浜地方裁判所で判決が言

い渡された。民事訴訟では従来の裁判例の水準より33%上積みした総額約70億円の損害賠償を命ずるとともに、行政訴訟では自衛隊機の夜間早朝（午後10時から翌午前6時まで）の飛行差止めを命じる画期的判決となった。米軍機の差止めは認められなかったものの、自衛隊機についても日米合意による騒音防止協定並みの飛行制限を課すところまでできたことは、大きな前進である。昼間騒音を控除したW値による受忍限度の判断などというおよそ合理性のない国側の主張も排除されている。

控訴審の東京高裁では、昨年11月27日に第1回弁論が開かれて以来急ピッチで審理が進められ、今年前半にも結審、年度内にも判決が見込まれる。岩国爆音訴訟の地裁判決とともに、大きな成果が期待される。

基地騒音裁判に取り組む各地の弁護団は、全国空港訴訟弁護団連絡会議（空港弁連）の活動を再開させ、知見の集約・共有に着手しつつあるが、こうした各地の判決の流れに遅れを取ることなく、迅速に取り組むたい。

五 海・川を守るたたかいの前進と課題

島国であるわたしたちの国は、海と川の水系が一体となって国土と生態系を形作っている。古来、わたしたちは、その水辺環境が生み出すめぐみを糧とし、海と川にはぐくまれながら生きてきた。

ところが、わたしたちの国土の海と川は、戦後、人の一生にもみないわずかな間に、次々に破壊されてきた。ふるさとの海は干潟や藻場が埋立や干拓で失われ、岸辺はコンクリートで幾何学模様に固められ、川には次々にダムが建設されて、海と川が一体となった水系は寸断され、それぞれの水辺環境は破壊され続けてきた。

そうした破壊行為を主に担ってきたのは、無駄で有害な大規模開発型公共事業である。無駄で有害な公共事業はまた、いったん走り出したら止まらない公共事業でもあった。

地球環境問題の問題群のなかで、生物多様性の保全が重要な課題であることが認識されるようになるにつれ、多種多様な生物の生息地であり、生物多様性の宝庫たる海と川の水辺環境の保全は、持続可能な社会を構築する上で不可欠であると認識されるようになった。そして、これを破壊する愚行は、いま、国際的に反省されようとしている。2010年に名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議では、国際社会が2020年までに生物多様性保全のための実効性のある緊急行動を起こすことを求める新たな戦略目標が採択された。本年9月に韓国・平昌で開催される第12回締約国会議では、その戦略目標達成に向けてのロードマップが議論されようとしている。日本は戦略目標が採択された締約国会議の開催国として、率先して行動を起こす義務を国際社会に対して負っている。

この間、2009年に誕生した民主党政権は、大規模公共事業による自然破壊が進んでいることへの反省を表明し、大規模公共事業のあり方を見直し、これまで行われた大規模公共事業においても環境への影響を検討し、環境復元措置等の対策を施すことを政策に掲げ、諫早湾干拓事業潮受堤防排水門の開門、川辺川ダム建設の中止や、ダム建設の凍結と抜本的な見直しなどを公約した。こうした公約には、われわれの長年にわたる戦いの成果が反映している。

このような状況のなか、われわれは、川辺川ダムの

政府による休止表明を勝ち取り、荒瀬ダムは紆余曲折を経て撤去工事が始まった。荒瀬ダム撤去工事開始後、自然は驚異的な復元力を発揮し、われわれに自然復元の希望を与えている。

他方、民主党政権が掲げた大規模公共事業見直し政策は、大規模公共事業推進勢力の巻き返しの前に次第に後退させられた。ダム建設による自然破壊の象徴の一つである八ッ場ダムは建設再開が決定され、2010年12月に確定した諫早湾干拓事業潮受堤防の開門を求める福岡高裁判決は、国による徹底したサボタージュと、開門阻止派の提起した開門阻止訴訟で馴れ合い的な対応をして開門阻止仮処分決定を導き出すような状況のなか、2013年12月の履行期限が経過した今日でも開門義務は履行されず、国が確定判決を履行せず、間接強制を命じられるという憲政史上初の異常事態を生み出している。

そして現在、安倍内閣は、公共事業推進政策を掲げ、ふたたび公共事業による海と川の破壊の歴史を繰り返そうとしている。

わたしたちの国の海と川は、いまだ破壊から保全、再生へと歴史的な転換を果たし切れていない。これまで、海と川の破壊に対するたたかいは、裁判闘争と地域の生活者、自治体、市民、自然保護団体の運動が連携をとりながら進められてきた。わたしたちは、安倍内閣の公共事業推進政策に警戒しつつ、こうした戦いを着実に前進させ、海と川を破壊するあらゆる戦線において、破壊から保全、再生への転換を実現していかなければならない。

六 水俣病のたたかいの前進と課題

1 水俣病をめぐる闘いの概略

水俣病をめぐる闘いは、政府が、いわゆる水俣病特措法（正式名称は「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」）の申請期限を平成24年7月末で打ち切った後、新たな闘いの土俵に移った。

いわゆる水俣病第三次訴訟における1996年5月22日の政府解決策を踏まえた和解を経て、2004年10月15日、最高裁判所は水俣病における国、及び、熊本県を断罪し、従来の水俣病認定基準を否定して感覚障害だけの水俣病を認めた。そして、この判決の後、続々と水俣病の認定申請を求める人が続出し、2005年10月3日ノーモア・ミナマタ国賠訴訟が司法救済制度による解決方式の構築を求めて提起された結果、熊本、新潟、大阪、東京の各地裁において、裁判上の和解成立に向けた協議が行われ、2011年3月末には全ての裁判所における和解が成立した。

一方、政府は、訴訟を提起していない水俣病被害者らを対象とした水俣病特措法を2010年5月1日の54回目の水俣病公式発見の日を期に運用開始した。しかし、不知火海沿岸地域の健康調査が実施されない現状では、未だ残された水俣病被害者が存在する可能性が高く、また、指定地域の問題、昭和44年12月1日以降に出生（曝露）した水俣病被害者の問題が取り残されたまま、環境省は2012年7月末で申請期限を打ち切った。2012年7月31日時点での申請者数は、熊本・鹿児島・新潟3県合計の申請者数は65151名に上っている（内訳は、熊本県42961名、鹿児島県20082名、新潟県2108名、2012年8月30日毎日新聞）。

このため、2013年6月20日、水俣病被害者48名は、チッソ株式会社、国及び熊本県を被告として、総額2億1600万円（原告1名につき450万円・慰謝料400万円と弁護士費用50万円）の賠償を求めて、熊本地方裁判所に提訴した。

本訴訟は、チッソ、国、及び、熊本県を被告として慰謝料等450万円を請求するものであるが、訴訟を通じて目指すのは、「司法救済制度」の確立により、一時金のほか、月々の療養手当、医療費の支給を含む3点セットによる賠償を勝ち取ろうとするものである。

2015年2月26日現在、すでに第7陣程度まで終え、

第1陣から第7陣までの原告数は合計724名に達しており、今後とも追加提訴を継続する予定である。

一方で、2つ以上の症状組み合わせを求めるいわゆる昭和52年判断条件をめぐるのは、2013年4月16日、最高裁判所が、事案ごとに全証拠を総合的に検討して検討し、昭和52年判断条件に該当しない場合であっても水俣病と認定する余地があるとして、感覚障害しかない原告勝訴の判決を下した。その後、2013年10月25日には、国の公害健康被害補償不服審査会も上記最高裁判決を踏襲して感覚障害だけの患者を逆転認定する裁決を下したが、環境省は、2014年3月7日付けで、判断基準自体は見直さず、症状の組み合わせがない場合の総合的検討の在り方を整理するにとどめる通達を発し、被害者団体からは一斉に抗議が上がった。

2015年5月1日で公式確認から59年を迎える水俣病問題は、未だ多くの被害者が取り残されていることが明らかになり、さらに闘いは継続する。

2 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟の提起

(1) 司法救済制度の確立を求めて

ア 司法救済制度とは何か

今日における水俣病被害者補償の議論の中心は、未認定患者のうち何らの補償も受けていない被害者（以下「未救済被害者」という）に対する補償をどう実現するかという点にある。

現在、熊本地裁に係属中のノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求訴訟（以下「ノーモア・ミナマタ第2次訴訟」という）は、未救済被害者のための制度構築として「司法救済制度」の実現を目的とするものである。

司法救済制度とは、「誰を水俣病被害者と認めるか」、「水俣病被害者に対していかなる補償をするか」の判断を裁判所が行う制度である。これまで、水俣病第三次訴訟では、「司法救済システム」と呼ばれ、ノーモア・ミナマタ（第1次）訴訟からは「司法救済制度」と呼ばれてきた。

この構想の出発点は、誰が被害者であるかを加害者たる行政（国・熊本県）に判断させることに對する被害者の拒絶感にある。すなわち、これまで、

国、熊本県は、公害健康被害補償法（以下「公健法」という）の認定制度の下、多くの水俣病患者を患者でないとして切り捨ててきた。行政は水俣病患者に対する補償予算を可及的に少なくするため、医学的に間違った認定基準で患者を切り捨て、そのたびに司法の場で誤りを指摘され断罪されてきた。直近の司法判断が、2013年4月16日の水俣病認定義務づけ訴訟（いわゆる溝口訴訟）最高裁判決である。にもかかわらず、従来の認定基準にこだわり、これを改めようとししない行政に対し、基準の改定を中心とした改革を求めることは重要なことである。

他方で、仮に基準が緩和されるなどの改革がなされた場合も、公健法を司るのはあくまで行政（環境省）であり、患者切り捨ての実態がどれほど変わるのか疑問なしとしない。例えば、感覚障害だけの者も水俣病と認めると基準を緩和しても、行政が指定した医師の診断を絶対視し、民間の医師の診断を排除したのでは、予算の都合から「感覚障害なし」として切り捨てられる恐れが極めて高い。姫路獨協大学の宮井正彌教授が熊本県の認定審査会のデータを分析した結果、52年判断条件に合致する944名中205人しか認定されていなかったことが判明した（「熊本水俣病における認定審査会の判断についての評価」）。行政は自ら定めた狭過ぎる基準すら正しく運用せず、被害者を切り捨てていたのである。そこで、原告団は、患者か否かの判断権を司法に委ねる司法救済制度を求めているのである。

そして、司法救済制度は、期間限定ではなく、将来水俣病被害者として訴え出た者も活用できるよう恒久的な制度である必要がある。

イ 司法救済制度の手順

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟（2015年1月22日の熊本第7陣提訴までに合計742名、東京訴訟32名、近畿訴訟19名）は、原告らを水俣病被害者として認めさせ正当な補償を勝ち取るのみならず、将来にも門戸を開いた制度の確立を求めている。

同訴訟では、水俣病としての症候（感覚障害）の有無もさることながら、同症状を発症するに足るメチル水銀曝露の有無が大きな争点となる。そこで、行政がこれまでメチル水銀曝露はほとんど

ないとしてきた地域や年代でも水俣病を発症するに足る曝露があったことを明らかにしなければならない。

そして、これを前提に協議を行い、いかなる条件でメチル水銀曝露の推定を認めるかなどについて基本合意を裁判所で交わす。この基本合意を交わすことができれば、合意内容に沿って、症候や曝露の審査を進める。そして、原被告双方で一致した原告については、裁判上の和解を成立させ、不一致の原告については、所見ないし判決で解決を図ることとなる。このルールについても基本合意しておく必要がある。

なお、症候やメチル水銀曝露の推定については、様々な調査の結果をふまえて、基本合意の内容を改訂していくことも必要となる。

ウ 司法救済制度を確立するための課題

これまで水俣病について司法救済制度が実現しなかった背景には、①複数の被害者団体の中で、司法救済制度を求める勢力が多数派になれなかったこと、②被害の全貌が明らかでなく、予算の策定が困難だったこと、③先例に乏しく、制度のイメージを共有しにくかったこと、④訴訟の長期化により原告らが妥協を余儀なくされたことなどが考えられる。

しかし、①の点は、現在、補償を求めて活動している被害者団体では、水俣病不知火患者会が圧倒的多数（患者数7200人）を占めており、さらなる被害者の掘り起こしで原告を拡大していくことが制度確立のスピードを速めることになると考えられる。

次に、②の点は、行政が不知火海沿岸住民の健康調査を怠ってきたが故に被害の全貌がつかめず、予算の策定を自ら困難にしてきたという歴史がある。そこで、加害者らの責任で健康調査を実施させることが重要である。

さらに、③の点は、薬害スモンのほか、ハンセン病、肝炎、じん肺など、先例の積み重ねができ、当事者間及び裁判所においてイメージを共有しやすくなっている。

最後に、④の点についても、水俣病患者のためにその生涯を捧げた原田正純医師（2012年没）は、「極端な力の差があるのに、通常の上訴権を強者側

にも与えることが、本来の『法の下の平等』といえるだろうか」(『マイネカルテ』西日本新聞社)として疑問を呈していた。原爆症認定訴訟において、国(厚労省)は控訴しないとの合意を勝ち取った例もあり、被告らが一審判決前の基本合意を拒否し判決になった場合、控訴を許さない闘いが重要になる。

水俣病被害者救済については、これまで何度も判決や政治解決を重ね、それでも水俣病問題は終わっていない(馬奈木昭雄弁護士によれば「終わっていない」のではなく「終わらせない」、『水俣病裁判と原田正純医師』、花伝社、2013年)。こうした現実を直視したとき、司法救済制度こそがもっとも現実的な解決策であり、これを支持する世論を形成していくことは十分可能である。

(2) 患者掘り起こし

水俣病訴訟においては、医師団やスタッフの患者掘り起こし運動と一体となった活動が必須である。

かつて、水俣病第三次訴訟では、民医連を中心として全国の医療スタッフに呼び掛け、1000 人大検診が実施された。

その後、いわゆる水俣病特措法における指定地域外の患者につき、熊本県民医連が中心となり、2009 年 9 月 20 日、21 日、全国から医師 140 名、スタッフ総勢 600 名を集めて実施した不知火海沿岸 6 市 2 町での 1044 名の大検診は 93 パーセントに水俣病の症状があることを浮き彫りにした。

また、特措法打ち切りを目前に控えた 2012 年 6 月 24 日、不知火患者会が中心となって水俣病一斉検診が実施されたが(住民健康調査実行委員会・藤野紘委員長)、そこでは、1396 名中 88 パーセントに水俣病特有の症状である四肢抹消の感覚障害(手足の先端のほうで触覚や痛覚などの感覚が鈍る症状)が見られたと指摘されている。

そして、2014 年 11 月 22 日から 23 日にかけて、医師 120 名、スタッフ 250 名規模で、447 名の大検診を実施し、428 名に水俣病の症状が認められた。

このように、多大なる医師や看護師、スタッフの協力により、今後とも、水俣病被害者の実態把握を解明する動きが継続している。

3 環境省の動き

環境省は、多くの患者会の猛反発を受けながら、2012 年 7 月 31 日付けで、いわゆる「水俣病特措法」の申請を打ち切った。この打ち切りは、同法第 7 条 2 項で「救済措置の開始後 3 年以内を目途に救済措置の対象者を確定」と規定されていることを逆手に取り「立法府の判断は重い」(細野豪志環境相・当時)との建前論で、2013 年 4 月末で対象者確定を終えるとして押し切ったものであるが、不知火海沿岸の住民健康調査も実施されない中で、「あとう限りの救済」が実現していないのは誰の目にも明らかであった。

その上で、政府は、2013 年秋、熊本で実施された第 33 回「豊かな海づくり大会」(水産資源の維持培養や海域環境保全の大切さを広く国民に訴えるとともに、水産業の振興と発展を図ることを目的として、昭和 56 年以降、毎年全国各地を巡りながら開催されている農林水産省が中心となって行われる行事)において水俣の海の再生をアピールし、国外的には、2013 年 10 月に熊本市において国連の水銀削減に関する水俣条約締結会議を開催して、水俣病問題解決の世論作りをアピールしようとした。

しかし、多くの水俣病被害者が取り残されている現実と新たな訴訟の継続、昭和 52 年判断条件を事実上否定する最高裁判決とその後も昭和 52 年判断条件の見直しを否定する政府に対する被害者団体からの反発により、環境省の策動は完全に破たんしている。

水俣病問題は、常に、「客観的に存在する広かつ重篤な被害」を加害者側(政府・熊本県・チッソ)らが「小さく」見せようと躍起になった結果、いつまでも解決を見ない歴史が繰り返されてきたが、政府は、今回も歴史に学ばず大罪を繰り返したのである。

とりわけ、環境省が 2014 年 3 月 7 日付けで発した公健法に基づく水俣病の認定における総合的検討に関する通知は、2013 年 4 月 16 日の最高裁判決において総合的検討の重要性が指摘されたことを受け、1 年にわたって検討された結果であった。

しかし、同通知は、症状の組み合わせがなく感覚障害だけでも認定可能とする一方、水俣病の症状は、メチル水銀の「ばく露が停止してから長くとも 1 年程度まで」に発症するとし、これを超えてからの発症については、メチル水銀ばく露との因果関係がないとして切り捨てることとした。2004(平成 16)年の水俣病関

西訴訟最高裁判決が是認した大阪高裁判決は、魚介類の摂取を中止してから4年程度のいわゆる遅発性水俣病の存在を認めている。同判決が遅発性水俣病の発症時期を限定的にとらえている点で妥当ではないのであるが、同通知は、同最高裁判決にすら抵触するものである。

また、同通知は、中央公害対策審議会答申（1991年）を踏まえ、「昭和44年以降は水俣病が発生する可能性のあるレベルのメチル水銀ばく露が存在する状況ではなくなっている」としているが、今後認定審査を受ける者が昭和45年までの発症を証明することは、カルテの保存期間等を考慮すれば、事実上不可能であるし、さらに、2013年4月16日の水俣病義務づけ訴訟最高裁判決で勝訴した原告すら認定されない結果となり、その不当性は明らかである。

結局、同通知は、症状の要件を緩和したかのようなポーズを取りながら、因果関係の審査で厳しく絞り込むことで、水俣病患者切り捨て政策を継続する意思表示明といわざるを得ない。

報道においても、「（同通知は）最高裁判決と表現は類似しながら、『これまで間違いはなかった』『審査の根本は変えない』という国の表明とも受け取れる」ものであり、「水俣病問題の混迷はさらに深まった、と言うしかない」と評される代物である（熊本日々新聞2014年3月8日社説）。

4 熊本県の動き

熊本県は、2013年10月25日、国の公害健康被害補償不服審査会が同年4月16日の最高裁判決に沿った逆転裁決をして以降、「国の二つの機関において判断が食い違い、考え方が整理されていない」として環境省を批判し、そのような状況が続くのであれば、国から委託を受けている公健法上の水俣病認定業務を返上し、国の臨時水俣病認定審査会（以下「臨水審」という）で代行する意向を示すとともに、公健法の補償制度を検証するよう求めていた。

しかし、そもそも上記通知のもとで臨水審を開催しても、患者切り捨ての場が県から国に移行するのみで、何ら解決にはならない。

また、「公健法に基づく補償制度の検討」について、報道では、熊本県側は水面下での交渉で一時、新たな等級を設けるなど救済枠を広げる補償体系を要望して

いたとされているが、環境省は現在の枠組みを基本的には変更しない方針であるとされている（2015年2月18日付け西日本新聞）。

熊本県の姿勢は、報道からも「国がかたくなな姿勢を変えないのであれば、県が単独でも調査を実施し、そこで得られた事実を国に突きつけ、あるべき救済制度を提言すべきでないか。弥縫策の繰り返しにピリオドを打つためにも、県がさらに一步踏み込み、問題解決への主体的姿勢を示して欲しい」と指摘されている（熊本日々新聞2014年1月13日朝刊）。

5 チッソの動き

水俣病の原因企業であるチッソは、チッソ分社化と税制優遇措置を獲得するために、究極の加害者救済策である「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法」を引き出した。しかし、これは水俣病患者のみならず、水俣病問題という歴史自体を闇に葬り去ろうとするものである。除本理史教授によれば「チッソが分社化すれば被害者側は手も足も出せない状態になる。分社化は補償原資となる子会社の株式売却益がいくらになるかで補償総額が左右されかねない『応能負担の論理』であるが、この論理はPPPとは無縁。四大公害裁判後、明確になってきた日本の環境問題解決の原則とは大きく乖離する」と批判している（2009年3月4日熊本市内で開催されたシンポジウムより）。

しかし、このような批判があるにもかかわらず水俣病特措法が成立し、チッソは分社化により水俣病問題と法的に決別することが認められた。チッソの後藤舜吉会長は2010年社内報において「紛争その他水俣病の桎梏から解放される」という表現で、分社化のメリットを語っている。

その後、チッソは2010年7月6日、同法の「特定事業者」に指定され、同年12月15日、松本龍環境大臣（当時）はチッソの事業再編計画を認可した。2011年1月12日、チッソは100%子会社の「JNC株式会社」を設立し、同年2月8日付けで大阪地裁はチッソからJNC株式会社への事業譲渡を許可しており、同年3月31日までに事業譲渡が行われ、同4月1日から事業を開始した。今後は、チッソが保有するJNC株式の譲渡についての環境大臣の許可が問題となるという状況である。

なお、環境大臣の許可の前提となる「救済の終了」

の捉え方について、2014年5月9日の時点において、石原環境大臣（当時）は「どう考えても救済の終了という時期ではない」と発言している。

しかし、全ての水俣病被害者への賠償義務を負うチッソが、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟を始め、公健法上の認定申請者が多数取り残されている状態で分社化を実行することが許されないことはいうまでもない。

6 水俣条約を巡る動き

2009年1月20日にアメリカ大統領に就任したオバマの政策転換により、同年2月20日、ケニアのナイロビで開催された第25回国連環境計画（UNEP）管理理事会において、2013年までに水銀規制条約を締結すること、及び、その条文の検討のために全5回の政府間交渉を実施する方針が確認された。

これを受け、2013年1月19日、ジュネーブ（スイス）での第5回会議で、水銀を用いた製品や輸出入を原則禁止し、大気や土壌への水銀排出を削減、金採掘現場

での使用の削減等を謳った「水銀に関する水俣条約」につき、2013年10月、熊本市及び水俣市で採択・署名会議が開かれることが決定した。

2013年10月10日に熊本市内で開催された採択会議で水俣条約は成立し、国連は2016年までの発効を目指しているが、条約の発効には50ヶ国の批准が必要とされており、日本政府は未だ批准していない。世界に先駆けて米国が批准したものの（2013年11月6日）、条約成立後1年を経ても批准国は6ヶ国にすぎない。我が国政府は本来、率先して水俣条約を批准すべき立場にある。報道からも「環境省と経済産業省は今こそリーダーシップを発揮し、水俣条約の名に恥じない対応策をまとめ、早急に批准して欲しい」と指摘されている（熊本日々新聞2014年10月10日朝刊社説）。

* ノーモア・ミナマタ訴訟の顛末については、『ノーモア・ミナマタ訴訟たたかひの軌跡』（日本評論社、2012年）を参照されたい。

七 地球温暖化のたたかひの前進と課題

——人類の未来のかかった「2015年合意」——

1 IPCC の警告

IPCCは、3000人を超える世界の科学者・研究者が参加して、地球温暖化に関する研究論文や文献を集め、その内容を評価し、地球温暖化についての現状や将来の予測、その影響や対策などについて評価し、報告書をまとめる国連の機関である。IPCCには、地球温暖化の現状の評価や将来予測を行う「第1作業部会」、影響についての評価や予測する「第2作業部会」、対策（緩和）についての評価を行う「第3作業部会」の3つの部会がある。これまで、1990年、1995年、2001年、2007年に4回の評価報告書を発表し、2013年9月から2014年10月

にかけて、第5次評価報告書が発表された。

今回の第5次評価報告書でも、6年前の第4次評価報告書と同じく、温暖化は疑う余地がないとされている。その根拠は、大気と海洋が温暖化し、雪氷の量が減少し、海面水位が上昇し、温室効果ガス濃度が上昇していることである。そして、こうした温暖化を引き起こしているのが人間活動である確率は95%以上だとしている。

すでに降水量や氷や雪などの水循環、多くの陸域・淡水・海水生物などの生態系、農業や食料、熱中症などの人間の健康への地球温暖化の影響が顕在化しているとし、温暖化がさらに進行すれば、その影響は拡大し、陸域・淡水域の生物種の大部分は、21世紀中及びそれ

以降に絶滅リスクの増加に直面するとされている。

世界平均地上気温は 1880 ～ 2012 年の間に 0.85℃ 上昇し、1950 年代以降観測された変化の多くは数十年～数千年間で前例のないものとされる。そして、2081 ～ 2100 年までに、世界平均地上気温は 0.3 ～ 4.8℃ 上昇すると予測している。0.3 ～ 4.8℃ の幅は誤差ではなく、シナリオの違いで、現在のような温室効果ガスの多排出が続けば、4.8℃ の上昇に限りなく近づく。

IPCC は、平均気温上昇が 2℃ を超え 4℃ まで達する場合、起こりうる変化に対する対処（適応）の限界を超えてしまうとする。即ち、平均気温が 2℃ 以上に上昇すると（今からではなく、産業革命以前から）、地球規模の温暖化が回復不能な状況になることを意味している。

今回の報告書で注目されるのは、CO₂ の累積総排出量と平均気温の上昇は比例関係にあるとされたことである。すなわち、これまで大気中に排出された CO₂ の累積排出量によって、平均気温の上昇の程度が決まる。そして、2℃ 未満に抑えるための累積総排出量の上限は約 2 兆 9000 億トンで、すでに約 1 兆 9000 億トンが排出されてしまっているの、残された排出枠は約 1 兆トンしかない。現在の世界の CO₂ 排出量は、年約 350 億トンなので、29 年で 1 兆トンに達する。このことは、現在の排出量で推移しても、あと 30 年足らずで産業革命以前からの平均気温の上昇が 2℃ を超えてしまうことを意味している。

2 国際交渉の推移

こうした地球温暖化の進行に対処すべく、国際的な取り組みが開始され、1992 年には「気候変動枠組条約」が、1997 年には「京都議定書」が合意された。京都議定書は、先進国の法的拘束力ある排出削減義務を規定し、2008 年から 2012 年の温室効果ガス平均排出量を、1990 年レベルから先進工業国全体で 5.2% 減らすことになった。京都議定書は世界で始めて、温室効果ガスの削減に合意した画期的な環境条約である。

しかし、京都議定書の合意、そしてその運用ルールの交渉は困難を極めた。CO₂ のほとんどはエネルギー消費により生じるため、エネルギー消費量を減らすことが必要となるが、エネルギー消費は各国の社会経済と深く関わっており、その削減の合意は容易ではなかった。そのため、議定書の合意までに 2 年半、その運用ルールの合意に 4 年、発効条件を満たす各国の批准にさら

に 3 年半かかった。その間に、アメリカのブッシュ政権は京都議定書への不参加を宣言し、議定書交渉から離脱してしまった。

京都議定書が定める先進国の削減義務は 2012 年末までであり、2013 年以降の削減目標は空白であった。また、近年、中国やインドなどの新興国の排出量が増大しており、危険な地球温暖化を防ぐには、先進国だけでなく、中国やインドなどを含む世界全体の抑制・削減目標に合意する必要がある。その 2013 年以降の削減目標と制度枠組みの交渉が 2005 年に開始され、2009 年の COP15 での合意を目指したが、COP15 に世界の 120 人近い首脳が参加しながら、合意には至らなかった。

2011 年 11 月末から南アフリカで開催された COP17 で、ようやく京都議定書の第 2 約束期間の継続と、2020 年からすべての国が参加する新たな法的枠組みに移行することが決まり、遅くとも 2015 年までに 2020 年以降の新たな法的枠組みに合意することになった。この「すべての国」には、京都議定書に参加していないアメリカや、排出量を増大させている中国やインドなどの新興国も含まれる。この「すべての国が参加する新たな法的枠組み」の交渉プロセスが決まったことは大きな前進である。しかし、一方で日本とロシアは京都議定書の第 2 約束期間の法的拘束力ある削減目標を拒否し、カナダは COP17 直後に京都議定書から離脱してしまった。

3 人類の健全な生存のため、 決定的に重要な 2015 年合意

2020 年以降の新たな枠組みとなる「2015 年合意」は、今年 11 月末からフランスのバリで開催される COP21 で合意されることになっている。この「2015 年合意」に向けた交渉は、COP17 で設置された ADP（行動強化のためのダーバン・プラットフォームに関する特別作業部会）で進められている。

ADP では 2 つの交渉テーマがあり、ひとつは「2015 年合意」と呼ばれる 2020 年以降の新しい国際枠組みに関する交渉で、もうひとつは「プレ 2020」と呼ばれる 2020 年までの温室効果ガス排出削減レベルの引き上げに関するものである。

昨年 12 月にペルーのリマで開催された COP20 や今年 2 月にスイスのジュネーブで開催された ADP で交渉が進められており、今年 3 月末までに主要国は 2020 年

以降の削減目標を提出することを求められている。交渉は難航しているが、明るい話題は、EUが2030年に少なくとも40%削減（1990年比）とする削減目標を閣僚理事会で決定し、アメリカのオバマ大統領と中国の習近平主席が共同でステートメントを発表し、アメリカは2005年比26～28%を削減するとする2025年目標を、中国は2030年に温室効果ガス排出量をピーアウト（増加から削減に転じる）とする新たな目標を発表したことである。現在の温室効果ガスの最大の排出量である中国と2番目のアメリカが、前向きの姿勢を示したことは前進である。

IPCC第5次報告書は、「2030年まで緩和（削減）の取り組みを遅延させると、長期的な低排出レベルへの移行（2℃未満への移行）が相当困難になる」としている。2020年以降の削減目標を決める「2015年合意」は、人類の健全な生存にとって、決定的に重要なのである。

4 問われる日本の削減目標

日本は、世界のCO₂総排出量の4%を占める世界5番目の排出国で、歴史的な累積排出量でも世界6番目である。

ところが、日本政府は、日本が議長国であったCOP3で合意した京都議定書の第2約束期間の拘束力ある削減目標を拒否し、事実上、京都議定書から離脱してし

まった。2013年11月にポーランドで開催されたCOP19では、削減どころか、2020年に1990年比で3.1%も増加する2020年目標（現時点での目標）を発表し、世界中から大きな非難を浴びた。

現在の「2015年合意」に向けた交渉でも、EU、アメリカ、中国などが2020年以降の削減目標を発表しているなかで、今年3月末までに要請されている2020年以降の削減目標を設定できる目処はまったくない。また、2020年目標が増加目標のままでは、2020年以降の目標も期待できる状況に無い。その理由は、原発の再稼働の目処がたたないことにある。2014年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画も、原発については、「可能な限り低減させる」と記述する一方で、重要なベースロード電源として再稼働を進めるとするが、新增設や建て替え（リプレース）は認めるのか、原発の低減も何時までにどの程度低減するのか、再稼働もどこまで進めるのかなどの具体的な記述はまったくない。具体的なエネルギー政策がないため、2020年目標や、2020年以降の削減目標も立てようが無いのである。

現在進められている国際交渉では、日本は完全に周回遅れになってしまっている。

IPCCの警告を真摯に受け止め、地球温暖化に対する危機感を国際社会と共有し、野心的な削減目標を提示できないと、日本は地球温暖化問題にもっとも消極的な国と見られてしまうことになりかねない。

八 アスベスト被害救済のたたかいの前進と課題

1 大阪・泉南アスベスト国賠訴訟をはじめとする裁判の前進

(1) 大阪・泉南アスベスト国賠訴訟の最高裁勝利

2014年10月9日午後3時、最高裁第1小法廷（白木勇裁判長）は、大阪・泉南アスベスト国賠1陣訴訟（原告34人・被害者26人）及び2陣訴訟（原告55人・被害者33人）の上告審において、国の規制権限不行使の違法を認める原告勝訴の判決を言い渡した。

本判決は、アスベスト被害について国の責任を認めた初めての最高裁判決である。生命・健康よりも産業発展が優先するとした1陣高裁判決を否定し、規制権限行使にあたっての国の裁量権を厳しく制限した意義は極めて大きい。全国6地域で闘われている建設アスベスト訴訟の勝利にも大きく貢献するものである。

内容的には、1958年から71年までの局所排気装置の設置義務付け違反のみを認め、72年以降の違法を否定した点は不十分であるものの、国の責任範囲、

基準慰謝料額、国賠法上の救済範囲などの点で2陣高裁判決を確定させ、筑豊じん肺訴訟最高裁判決を大きく前進させた。

最高裁判決を受け、10月27日には塩崎厚労大臣が原告らに面談して謝罪し、12月26日に、1陣訴訟の差し戻し審（大阪高裁）で和解が成立した。さらに、2015年1月18日には、塩崎厚労大臣が泉南の地を訪問して改めて原告に謝罪した。

未提訴被害者の救済、残存アスベストの除去等、また、家族、近隣住民、1972年以降曝露の被害者の救済等、残された課題はあるが、最高裁勝利は、アスベスト被害の全面的救済へ向けての大きな一歩である。

(2) アスベスト被害救済訴訟の動き

全国6地域で進行している建設アスベスト訴訟は、2012年12月5日の東京地裁判決に続き、2014年11月7日、九州建設アスベスト訴訟・福岡地裁判決が国の責任を認め、違法始期を1981年から1975年に遡らせ、前進させた。2014年5月には首都圏（東京、神奈川）で2陣訴訟が提起され、現在3高裁（東京高裁の東京ルート、神奈川ルート、福岡高裁）、5地裁（東京、横浜、札幌、京都、大阪）での全国闘争に広がっている。2015年5月には京都訴訟、大阪訴訟が結審する予定であり、いずれも年内判決が予想されており、一人親方の救済と建材メーカーの責任問題が最大の課題である。今やわが国最大の職業病となった建設現場でのアスベスト被害の救済向け、国と建材メーカーの法的責任を明確にすることは、補償基金制度の構築を図るためにも重要である。

2005年のクボタショック以降、企業を相手方とするアスベスト被害関連の訴訟事件は全国で50件以上に上り、企業の安全配慮義務違反を認める裁判例が続いているが、一時に比べると提訴・判決報道が減少している感があり、訴訟外での和解や調停などによる解決も一定数あると思われる。また、曝露立証が困難な石綿肺がん事例や時効問題、CT画像問題などについて、全国的な情報交換・共有を図りつつ、克服することが課題である。

策として、届出義務者の工事施工者から発注者への変更など一定の規制強化が図られた改正大気汚染防止法が施行されたが、全国的にずさんな解体工事は後を絶たない。このままでは新たな曝露による被害発生が避けられず、建物の解体時や災害時を想定した規制の強化が急務である。

また、石綿肺がんをはじめとしてまだまだ救済率が低い上、救済金額も不十分な石綿健康被害救済法の抜本的改正が必要である。

2015年6月には、クボタショックから丸10年を迎える。今年度は、泉南アスベスト国賠訴訟の最高裁判決によって国の責任が明確化されたことを踏まえて、国に対して、過去から現在までのアスベスト政策、救済制度、検証結果の見直しを迫るとともに、建設アスベスト訴訟（大阪、京都）で確実に勝訴を勝ち取りつつ、被害の全面的な救済と万全な防止対策を求める運動を前進させることが課題である。

2 アスベスト被害の救済に向けた闘い

2014年6月、建物の解体に伴うアスベスト飛散防止対

第三 公害弁連の今後の方向と発展について

——公害被害者の早期救済、公害根絶とともに福島第一原発事故の被害救済と脱原発など新たな課題への取り組み強化を——

1 国政や司法の後退を許さず公害被害者に早期救済を

昨年は、大阪・泉南アスベスト国賠訴訟（最高裁 2014 年 10 月 9 日判決）でアスベスト被害に対する国賠請求が初めて確定した。さらに、九州建設アスベスト訴訟（福岡地裁同年 11 月 7 日判決）がこれに続き、現在 3 高裁、5 地裁で係属している建設アスベスト訴訟の勝利に向けて大きな前進となった。建設アスベスト訴訟は、今年大阪と京都の両地裁で判決が予想され、「一人親方等に対する国の責任」や「建材企業の法的責任」の克服が課題となっている。また、福島原発事故後初めての判決であった大飯原発 3・4 号機差止訴訟（福井地裁同年 5 月 21 日判決）と第 4 次厚木基地爆音差止行政訴訟（横浜地裁同日判決）において、住民の人格権に基づく差止請求を認める画期的な判決が下された。

しかし、公害・環境をめぐるわが国の情勢は好ましい状況にあるとはいえない。昨年 12 月の衆議院の総選挙によって多数を維持した安倍政権は、集団的自衛権行使の法制化を含めて従来の制約を大幅に広げる安全保障法制の整備を進めるとともに、沖縄においては、昨年 11 月新基地建設反対を掲げる翁長雄志新知事の当選にもかかわらず、ジュゴンの北限地とされる辺野古の海の埋立を強行しようとしている。また、政府は、防災・減災を口実に国土強靱化基本法を成立させ、成長戦略や人口減少対策なども理由に、整備新幹線・大都市圏環状道路の建設、リニア中央新幹線の認可等の大型公共事業を推し進めている。

また、よみがえれ！有明訴訟では、2010 年 12 月に確定した諫早湾潮受堤防開門判決を守らず、間接強制を受けても異議申立を行った。水俣病においても、環境省は、水俣病認定義務付け訴訟（最高裁 2013 年 4 月 16 日判決）等に従わずに従来の認定基準を頑なに見直さない。このように、行政が露骨に司法に従わない事例が目立っている。2012 年 7 月末の「水俣病特措法」に

よる申請の打切り、東京都や川崎市における医療費助成制度の廃止の動きも、行政が裁判による成果を覆そうとする表れと言えよう。

このような公害・環境をめぐる情勢の悪化を見るとき、公害被害者の早期救済やその維持のためには、勝訴判決や和解を目指すとともに、被害者・支援者・専門家らと連携した不断のたたかいをより一層充実、発展させる必要がある。

2 福島第一原発事故の被害救済と脱原発に向けての取り組み

福島第一原発事故の被害救済としては、住居や生業をはじめとして様々な方面に及ぶが、その損害を補填するための方策としては、原発事故の加害者である東京電力に対する直接交渉や ADR による解決がなされてきたが、浪江町原発 ADR 集団申立事件に見られるように、東京電力は、ますます和解案さえ拒むようになってきた。このような状況の中、全国で明らかとなったものだけでも 19 地裁に 24 もの訴訟が提起されている。その中で 3 地裁 4 訴訟の弁護団が公害弁連に加入している。各訴訟の進行はまちまちであるが、早い訴訟は専門家証人の尋問（生業訴訟）や本人尋問（千葉訴訟）が始まったものもあるが、最も進行の早い訴訟は本年 9 月にも結審の可能性がある。これら全国の訴訟は、原告の構成や弁護団員数なども様々で、請求の内容や金額も統一されていない。このような全国の弁護団が孤立して国や東京電力と対峙しては十分な勝訴判決を獲得することは困難であるため、公害弁連の仲立ちで日本環境会議の先生方と月 1 回の勉強会（JEC 原賠研）を開いたり、情報等を交換する全国弁護団連絡会や先行する弁護団による勉強会を開催するなど、相互の交流を図っている。今後は、さらに知識や情報の交換を密にするとともに、原告同士の交流や要求の統一を図っていく必要がある。

一方、脱原発の訴訟は、玄海原発の原告数が目標の1万人にもう一步のところまで広がっているほか、川内原発、京都脱原発訴訟の原告数も増加してきている。しかし、原発輸出を目論む安倍政権は、原発を「重要なベースロード電源」と位置づけ、規制委員会が新規規制基準の適合決定をした川内原発1・2号機や高浜原発3・4号機を手始めに再稼働に向けた動きを強めている。このような情勢の中、全国に展開する脱原発訴訟が団結して、まずは昨年勝ち取った大飯原発3・4号機訴訟の差止判決を控訴審でも維持させることが肝心であり、一方では、川内原発、高浜原発の差止仮処分事件の勝利に向けて全力を尽くすことが求められている。

3 大型公共事業、道路、基地騒音等の差止めを目指す取組みの強化を

安倍政権は、復興、防災等の名のもとに大型公共事業を大幅に増大させている。このため各地で道路等の建設をめぐる紛争が起きている。公害弁連では、圏央道や国道2号線のあと道路建設の差止訴訟の加入はないが、全国各地の道路建設反対運動と一層連携を深めて粘り強く展開していくとともに、リニア新幹線など新しい建設反対運動とも連絡を取り合って、有害で無駄な公共事業を阻止する運動を進めていかなければならない。

一方、1975年小松基地訴訟の提訴以来、初めて差止請求が認容された第4次厚木基地爆音差止訴訟では、本年5月には東京高裁の結審が予定されており、一審の差止判決を維持することが是非とも必要である。原告数22058名の第三次嘉手納基地爆音差止訴訟をはじめ、全国の6基地で36000名を超える原告が基地騒音訴訟とたたかっている。既に3サイクル目の訴訟を遂行している弁護団も多く、恒久的解決のために差止請求や将来の損害賠償請求に勝訴することが何よりの目標である。また、普天間基地や岩国基地だけでなく、東京の横田基地や全国各地の自衛基地にも墜落の危険の大きいオスプレイが飛来するようになっており、その飛来に反対する運動も強く進めることが必要である。

よみがえれ！有明訴訟では、国の間接強制に対する異議事件について最高裁が抗告棄却の決定を出したが、肝心の潮受堤防の開門実現に向けて、漁民と農民の対立を演出する国や長崎県の策動を打ち破るため、真の問題点が国の開門準備のサボタージュにあることを世

論に分かり易く訴える運動を全国的に強く展開する必要がある。

4 裁判の成果を踏まえて被害者救済や公害地域再生の取組みに前進を

大気汚染では、東京都や川崎市における医療費助成制度の廃止の策動を阻止し、何とか制度を継続させることができたが、財源面からも本来の国による医療費助成制度の実現に向けて本格的に取り組む必要がある。道路公害対策の面では、国道43号線に環境レーンを設置させた「尼崎ルール」を名古屋南部において実施していくことが求められている。川崎における車線削減等、東京における自転車走行空間整備等や環境基準を達成していないPM2.5の常時観測体制の整備などの実現に向けて、国や自治体との地道な協議を進展させていくことが必要である。

裁判の成果を踏まえた被害者救済のたたかいとして、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟が熊本、新潟、大阪、東京の4地裁で提訴されているが、さらに未提訴の被害者への拡大を進めている。また、国が勝手に行った地域や年代の線引きを打破するたたかいを進め、全被害者救済に向けて粘り強い活動を行っていく。

カネミ油症新認定訴訟は、除斥期間を理由に控訴審での逆転勝訴はできなかったが、時効又は除斥期間の問題はカネミ油症に留まらず、既に公式確認から60年近くとなる水俣病のノーモア・ミナマタ訴訟にとっても重要な論点であり、カネミ油症訴訟は、最高裁での逆転勝利を目指していきたい。

5 公害弁連のたたかいの経験を踏まえて新たな取組みを

公害弁連は、結成以来40年以上が経過した。四大公害訴訟に始まって、多くの公害訴訟の弁護団が参加して、被害者・弁護団・支援者らの団結の力で、被害者救済と公害根絶、さらには環境再生を目指して活動してきた。現在も四大公害訴訟以来の水俣、大気汚染の取組みが続いている一方で、大型公共事業の差止や基地騒音訴訟、アスベスト被害訴訟、そして原発賠償訴訟、原発再稼働差止訴訟等が加入してきている。特に、原発賠償訴訟や原発差止訴訟は、公害弁連に加入していない弁護団も数多いため、それらの弁護団の加入要請

とともに、加入していない弁護士との連携強化を図っていく必要がある。

公害弁連は、これまで、公害被害者らで構成する公害被害者総行動実行委員会はもちろんのこと、公害事件で多くの協力を得てきた学者、研究者らを中心に構成している日本環境会議、日本科学者会議、公害被害者を支えてきた日本民主医療機関連合会、公害弁連も参加している公害・地球環境問題懇談会、その他労働組合、婦人団体、農民団体などとも連携して公害・環境運動を展開してきた。また、公害弁連は、今後も積極的に日本環境法律家連盟、薬害弁連、全国じん肺弁連、道路全国連、ゴミ弁連、景観と住環境を考える全国ネットワーク、原発事故被害者支援・全国弁護士連絡会等とも協力して、公害環境訴訟での勝利解決を目指していく必要がある。さらに公害弁連は、新たな弁護士に加入を勧誘し、幅広い事件の弁護士を結集して、これまでの経験を生かして、公害根絶と被害者救済の目的達成に努力していくことが求められている。

6 地球環境問題、アジア諸国との取組みの強化

地球温暖化問題は、2011年に開催された気候変動枠組条約第17回締結国会議（COP17）において京都議定書の第二約束期間の継続と2020年以降の温室効果ガス排出削減の新しい枠組みを2015年にパリで開かれるCOP21で決めることで合意したが、日本は、ロシア、カナダとともに第二約束期間の削減目標を拒否し、自ら議長国として取り決めた京都議定書から事実上離脱した。さらに、安倍政権では、民主党の鳩山首相が表明した「25%削減の中期削減目標」を、福島第一原発事故を口実に白紙に戻し、逆に「3.1%増（1990年比）」という最悪水準の目標をかかげ、世界の厳しい非難を浴びた。

また、安倍政権は、太陽光発電を急激に増加させた固定買取制度を後退させる策動をめぐらし、電力会社も再生可能エネルギーによる電力の全量買取りを拒否する姿勢を示している。

このように、地球温暖化対策に逆行する国や電力会社に対して強く働きかけ、直ちに25%削減目標を復活させるとともに、再生可能な自然エネルギーを中心とした25%の中間削減目標を達成する政策を早急に策定するように求めていくことが必要である。

また、TPP問題については、我が国の農業を破壊し

環境の面でも重大な影響をもたらすもので、これに強く反対していくことが求められている。

アジア諸国との交流としては、10年来韓国司法修習生の「日本の公害・環境訴訟」研修を受け入れてきたが、福島第一原発事故以来途絶えてしまった。また、韓国や中国の環境団体と交流して、合同シンポジウムも韓国や日本で開催してきたが、これらの交流も最近行われていない。韓国・中国などの弁護士らとの交流を復活して活性化させることが重要である。

【二】各地裁判のたたかいの報告

(原発)

〔1-1〕福島原発被害弁護団の現状

福島原発被害弁護団 事務局長
弁護士 笹 山 尚 人

1 福島原発被害弁護団の活動

- (1) 当弁護団は、「あやまれ、つぐなえ、なくせ放射能公害」をスローガンに、被害の原状回復措置を求めて、政府や東京電力を相手に被害者とともにたたかう弁護団である。2011年10月16日、東京及び福島県いわき市で活動する弁護士を中心に結成。現在、110名ほどの弁護団員が所属している。

被害者の集団としての力と運動を梃子に、福島原発被害によって受けた被害者の被害の原状回復を目指し、原状そのものの回復が難しい場合は、それに比して遜色のない生活の再建、再出発をすることが可能な賠償を国や東電に求めていく。具体的には、東電に対する集団請求、本稿のテーマとなる「避難者訴訟」、いわき市民約1400名を原告とした「いわき訴訟」、いくつかの個別事例についての訴訟及びADR（原子力損害賠償紛争解決センターによる紛争仲裁）申立を遂行中である（詳しくは、ホームページ <http://www.kanzen-baisho.com/> をご覧いただきたい）。

- (2) 当弁護団は、2012年3月7日に東電に対し集団請求を求めたが、東電は、基本的に文部科学省原子力損害賠償紛争審査会が、2011年8月5日に定めた「中間指針」及びその追補による基準でなければ賠償に応じない。結果、中間指針を超える内容の協議となると交渉が決裂してしまうため、東電が認めない損害について、訴訟をもって対応するほかない。

そのため、双葉町、楢葉町などからの避難者39名が原告団となって2012年12月3日、集団訴訟を福島地裁いわき支部に提訴した。この避難者訴訟には、その後南相馬市や川俣町山木屋地区の住民などが大挙して参加し、2013年7月17日、12月26日、2014年5月21日、2015年2月18日と追加提訴が続き、現在は、合計587名の原告団となっている。

この訴訟は、2013年10月2日の第1回口頭弁論を皮切りに、2015年2月までに9回の口頭弁論を重ね、立証に入る段階にきている。

- (3) 他方、当弁護団は、その相談活動を福島県いわき市を拠点において行っていたため、いわき市に居住し続けるいわき市民の要求にも対応してきた。いわき市は、福島第一原発の南側に位置し、最も近いところで同原発から30キロあまりに位置する。国の指定によれば、避難地域とはされなかったが、事故直後の混乱期に避難したり物資が欠乏したりして困窮した者も、いわき市への帰還をすべきか否かで悩んだ者も、いわき市に住み続けていることに生命、健康上の不安を抱える者も多数いる。そこで、政策形成訴訟として、安心して住み続けることができるいわき市の確立をめざし、いわき市民が集団で生命、健康への心痛を被害として訴える「いわき市民訴訟」が、2013年3月11日に提訴された。同訴訟は、同年11月21日、2014年12月8日の追加提訴を経て、現在、合計1574名の原告団となっている。この訴訟は、2013年9月19日

に第1回口頭弁論を開き、2015年2月までで9回の口頭弁論を重ね、現在も主張整理中である。現在、原告側は、多数の原告の被害を主張するための陳述書作成作業を行っている。

- (4) そのほかにも、個別の案件として、石船損害賠償請求、自死事件の損害賠償請求、就労不能損害の賠償請求等の個別訴訟を遂行中である。

そして、避難地域指定のすぐ外側の住民たちからも、集団で賠償請求に立ち上がる動きがある。当弁護団では、川俣町小綱木地区の住民が、同地区の約95%を組織して賠償請求したい旨の申し出があったので、これについてはADR申立を行って取り組んでいる。

中でも、2014年8月26日、これらの事件の第一号として、山木屋避難者自死事件が、福島地裁で完全勝訴判決を得た。東電は控訴せず、遺族に謝罪した。弁護団の大きな成果であった。

- (5) そのほか、南相馬市の原町地区を中心とした住民たちの賠償請求、浪江町津島地区の住民たちの賠償請求に対しても弁護団員が相談活動を行い、請求人団・訴訟団の組織化に向けて活動中である。

2 原告団と支援との連携した取り組み

現在までのところ、原告団と支援する運動と連携した取り組みについては次のとおりである。

(1) 避難者訴訟といわき訴訟との相互の連携

避難者訴訟の原告団と、いわき訴訟の原告団とは、要求と置かれた実情は異なるが、同じ福島第一原発事故被害者として、相互に協力し合い、ともに運動を進める活動を進めている。

相互の裁判を傍聴しあう、集会にともに参加しあう、現地調査にともに協力し合う、被害の実情を紹介するDVDを製作して普及に取り組む等という取り組みである。

(2) 公害総行動への参加や多数の現地調査の取り組み

また、避難者訴訟の原告団と、いわき訴訟の原告団は、公害総行動に参加し、現在や幹事も出している。公害総行動の関係をはじめ、全国の様々な団体から

の現地調査の要望にこたえ、現地を案内し、被害の内容を広める尽力を進めている。

(3) 要請ハガキ、署名の取り組み

避難者訴訟において、現地についての検証申立に対し、裁判所が消極的な姿勢であることを受けて、避難者訴訟原告団は、要請ハガキ運動を行い、その後署名活動を展開している。

(4) 陳述書作成の取り組み

いわき訴訟においては、多数の原告から被害の内容を集中するため、陳述書作成に取り組んでいる。多くの原告から被害内容を集めること自体、大きな運動である。

3 弁護団の課題

(1) 被害論の構築

- ① 弁護団は、避難者訴訟において、「避難慰謝料」として月額50万円、「ふるさと喪失慰謝料」として2000万円、自宅不動産の賠償請求を行っている。このうち自宅不動産に関する賠償請求の考え方については、議論の末、考え方を確立した。残る慰謝料、「ふるさと喪失慰謝料」について、それを認める主要事実がいかなるものなのか、避難慰謝料との相違等について裁判所と議論が行われているが、十分に相互の理解が深まったとはいえない状況である。

「ふるさと喪失」という被害がいかなるものであるのかについて、その事態を十分に明らかにすることとともに、理論的にいかなるものとして位置づけられるかの検討も課題である。

- ② いわき市民訴訟においては、低線量被ばくにおける生命、健康に対する危険をもたらされたことが被害であるのかという点が問題となっている。

この点についても、理屈としていかなるものであるのかについての検討も必要であるが、なによりいわき市民がいかなる状態に陥っているのかについての被害を明らかにすることが課題といえる。

現在弁護団では、原告の全世帯から陳述書を集中してもらう作業を進めている。

(2) 責任論

東電は、原賠法の無過失責任を盾に、自らの責任について訴訟の遡上にのぼらせることを徹底的に回避している。この点をどうやって遡上にのぼらせていくかが課題である。

いわき市民訴訟においては、被告としている国の過失の内容を明らかにすることも課題である。

(3) 訴訟の進行と裁判所との相互理解

裁判所は、とくに避難者訴訟の進行において、原告側の求めに容易に応じない傾向が顕著である。

私たちは、早期の現場の検証を行うことを求め、また、原告らの尋問、専門家証人に対する尋問を行うよう求めている。しかし、検証については、「なにに着目して検証すべきであるのかについて不明である」として採用しない。原告らの尋問についても、争点整理が十分できていないことを理由にそのスケジュール化を行おうとしない。専門家証人に至っては、ふるさと喪失についての知見を述べようとする除本理史氏の採用は必要性を感じないとし、その他の証人の採用について消極的な姿勢である。

私たちは、避難を余儀なくされている原告らの一刻も早い救済を求め、判決を2016年3月までに行うようにするためのスケジューリングを提案しているが、裁判所の対応はこれに対応するものになっていない。

避難者訴訟は、2015年4月からようやく原告本人尋問をスタートさせる段取りを組むことができた。これを皮切りに、裁判所との相互理解を深めていきたい。

裁判所の動向をどのように見て、勝訴に向けてどのような訴訟活動をしていくべきか。当弁護士最大の課題といえる。

(4) マンパワー不足

1で述べたように、当弁護士には多数の相談、取り組みがある。しかし、これに対応するだけのマンパワーが追いついていない点が悩みである。

(5) 運動の観点

(4)の事情もあり、訴訟を勝訴に導き、また、問題の政治的な対応や、世論形成という点で、訴訟団としても弁護士としても、十分な運動を組織できてい

るかといえば、はなはだ心もとない現状である。

4 今後の展望

今後も、石船事件や、自死事件で判決が続く見通しである。これらの訴訟で判決で勝利して弾みをつけながら、2015年は、避難者訴訟の立証及びいわき市民訴訟の主張立証を十二分に行うことを第一の課題として進めながら、各訴訟や弁護士活動、運動を盛り上げていく年にしたいと考えている。

〔1-2〕「生業を返せ、地域を返せ！」

福島原発事故被害弁護団の取り組み

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団
弁護士 馬奈木 巖太郎

1 2014年の弁護団の取り組み

弁護団の取り組みは、大きな柱としては、以下のとおりであった。

2 集団訴訟の現状

2013年3月11日、第一次原告800名は、国と東電を被告とし、原状回復と慰謝料を求め、福島地方裁判所に提訴した。被害者に共通する想いを込めて、「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟と称されるが、今回の事故について、国の法的責任を明らかにさせるとともに、損害賠償のみならず原状回復を求める、全国で唯一の集団訴訟である。2014年9月10日の第四次提訴までを経て、総勢約4000名という全国最大の原告団となっている。

《責任をめぐる》

提訴以来、私たちは国と東電の責任をめぐる議論に全力を尽くしてきた。

想定外の津波であり、事前に予測することは困難だったとの国と東電の主張に対し、私たちは、原発の敷地高さを超える津波に襲われた場合には、全交流電源喪失に至りうることを国と東電は認識していたのであるから、今回襲来した津波そのものを事前に予測できている必要はなく、「敷地高さであるO.P.+10メートルを超える津波が到来し、全交流電源喪失に至る可能性」を認識していればよいと主張している。

また、①1991年に福島第一原発で起きた事故（配管からの水漏れで発電機が機能を失った）から電源に対する被水対策の必要性を教訓として導き得たこと、②東電自らが福島第一原発の津波対策について、1997年段階で「余裕のない状況となっている」と評

価し、国もそれらの報告を受けていたこと、③1998年に国自身が策定した津波対策指針である4省庁報告書や、2002年に国がまとめた長期評価などが「想定しうる最大規模の地震津波」への対策や福島県沖を含んだ対策を求めていたこと、といった事情があったにもかかわらず、東電は必要な対策をとらず、国も必要な法的規制を行わなかったことは、故意にも匹敵する重大な過失であると主張してきた。

そして、こうした主張を裏付けるために様々な報告書や資料を証拠として提出してきた。証拠に関しては、本来であれば事故に関する資料は国や東電が一番多く保有しており、これだけの事故を起こしたのであるから、事故の原因や過失の有無を解明するためにも、率先して情報を開示するのが当事者責任の観点からも当然だといえる。しかも、過失がないと主張するのであるから、なおさら国や東電は自ら進んで資料を提出してもよいように思われる。

しかし、実際には、東電は過失について審理する必要はないと主張し、過失が存するか否かを判断する材料となる津波の試算データなどの開示について、裁判所からも開示するよう求められたにもかかわらず一貫して拒否している。

私たちはあわせて、試算の指示を出し報告を受けていた国に対しても事実を明らかにするよう求めてきた。

国は、当初、資料が見当たらないので試算を指示した事実を確認できないと述べていたが、私たちの追及にあい、事務官が一部調査を尽くしていなかった書棚から発見された(!)として、先ほど述べた津波対策について「余裕のない状況になっている」との評価が記載された資料を提出した。地元紙をはじめ多くのメディアは、「国、試算資料を提出『存在せず』から一転」、「津波試算『資料あった』 国一転、存在認める」、「津波試算関連資料『現存』 国側、前

回の回答訂正」といった見出しで報じたところである。

こうした経過もふまえ、裁判所は、「責任論について、事実の主張はこれまででほぼ出尽くしたと理解している」との認識を示し、全国各地の他の類似訴訟に先駆けて、第10回期日（本年1月）から専門家証人の尋問に入ることを宣言した。

《被害をめぐる》

責任とならぶ重要な論点として、被害をめぐる議論がある。

私たちは、人格権の1つの内容として、“健康に影響を及ぼす放射性物質によって汚染されていない環境で生活する権利”を大人も子どもも有しており、今回の事故で放射性物質が飛散したことにより、この権利を侵害されていると主張している。

私たちの主張に対し国や東電は、人格権侵害とは評価できないとして反論している。とくに東電は、私たちが求める原状回復については、「仮に技術的に可能であっても費用がかかりすぎるので一企業のみで負担するのは困難」などと述べ、被害が広範に及び被害が大きければ大きいほど、あたかも責任がなくなるかのような主張をしている。

また、東電は、「年間20ミリシーベルト以下の放射線被ばくは、喫煙、肥満、野菜不足などに比べても、がんになるなどの健康リスクは低いとするのが“科学的知見”であり、それを下回る放射線を受けたとしても、権利侵害にはあたらない」、「中間指針は相当で合理的な内容を定めている」といった主張もし、“20ミリ以下は我慢せよ”という開き直った姿勢を示している。

私たちは、国や東電の“責任がない”・“金がない”といった主張に対し、被害実態を余すことなく明らかにしつつ、その姿勢を批判しているところである。

3 その他の取り組み

弁護団では、上記集団訴訟のほか、県内・県外避難者、農家、建設や製造、バス会社、漁業にかかわる事業者などの損害について、個別事件として受任し、対応してきた。

内容としては、自死案件のほか、営業損害、土壤被害（腐葉土等）、機具など営業損害に関するもの、避難

費用、慰謝料など個人としての損害に関するものなど、昨年に続き多様であった。このうち、自死案件については、自死案件をめぐる請求としては全国で初めて東電に因果関係を認めさせ、ADRで和解を収めることができた（ただし、東電は金銭支払いをもって解決済みとする態度に終始しており、遺族の求める謝罪には不当にも応じていない）。

また、弁護団は、各地での相談活動や請求支援、国や東電との要求実現に関する交渉などにも積極的に参加し、被害者支援に取り組んだ。

4 2015年の動向

2015年、裁判は、主張段階から立証段階へと一歩を踏み出すことになる。専門家証人の尋問の後には、検証を経て、いよいよ原告本人尋問という流れとなる。

原発事故について“風化”が語られ、再稼働に向けた動きが進んでいるなか、福島からの情報発信はますます重要になってきている。

“人の命や健康よりも企業の経済活動を優先するような社会を変えたい!”、“原発再稼働に反対して原発ゼロの社会をつくりたい!”——そうした声を集め、大きな流れにしていくため、弁護団は本年も全力で奮闘する決意である。ご支援を心からお願い申し上げます。

〔1-3〕 福島原発首都圏弁護団のたたかい

～賠償、生活再建、これからが正念場！～

福島原発首都圏弁護団 共同代表
弁護士 中 川 素 充

第1 はじめに

当弁護団は、「線引きは許さない!」「すべての被害者の被害救済と生活再建を!」をスローガンに避難区域の内外を問わず、東京電力福島原発事故の被害者に対する謝罪と被害回復（生活再建に適った完全賠償、原状回復）を目的として、活動をしている。

2013年3月13日、3世帯8名を原告として、国と東京電力とを被告として、東京地裁に提訴した。その後、同年7月26日、14世帯40名が2次提訴、2014年3月10日、73世帯234名が3次提訴をした。〔福島原発被害東京訴訟〕

原告の大半がこれまでなかなか被害の声をあげられなかった避難指示区域の外から避難した人たち（区域外避難者）や滞在者である。

今後、連休明けを目処に数十人規模の4次提訴を準備している。

原発事故が発生して4年が経つ。しかし、加害者である国・東電は、まともに賠償に応じようとし（特に避難区域外について）どころか、避難地域の再編、避難指示の解除、帰還政策の推進などにより、「区域外」を拡大させている。

かつて、「一定の『線引き』はやむを得ない。」「（区域外から）避難する必要性がどこにあるのか？」当初、被害救済に取り組んでいる者でもそのような意見を述べる者がいた。しかし、いったん「線引き」がなされると、このようなさらなる「線引き」による分断、被害者の切り捨てが生じる。我々が弁護団を立ち上げた当初から懸念していたことであり、それが現実化している。こうした事態がさらに進展すれば、今でさえ脆弱な被害者運動がますます弱体化しかねない。今こそ、避難区域内外を超えて、連携して行かねばならないときである。

第2 訴訟の現状

現在、いずれも東京地裁民事第50部（水野有子裁判長）のもとで進行し、現在、原告の責任論主張は概ね終了した。現在、損害論主張をとりまとめつつ、1次、2次原告に関する陳述書を作成している。今後、責任・被害立証に向けて、証人候補との調整、証人申請等を行っていくことになる。

これに対して、国は、今回の津波と同程度はもとより、「O. P. +10」を超える津波の予見可能性はないとか、シビアアクシデント対策は法規制の対象となっていなかったから省令を改正して規定することも出来ず、規制権限を有していなかった等々の主張をして、国賠法上の責任を否定する。東電は、原賠法、原賠審の中間指針に固執し、民法の不法行為責任に関する議論を回避しようとしているが、他方で、「念のため」と称して、自らの責任を否定する主張もしている。こうした展開は、他の地域の訴訟と変わるところではない。

それどころか、東電らは、証拠提出にも応じようとしない。原告側は、東電と電気事業連合会に対して、原発事故以前に検討していた福島原発に関連する既往津波および想定津波、それらに基づくシミュレーション結果など、電気事業連合会に対しては、2000年に報告された津波に関するプラント概略影響評価についての資料の提出を求めて、文書送付嘱託を申し立てた。これに対して、裁判所は、必要性ありと判断し、これを採用した。しかし、東電や電機事業連合会は、今でもこの提出を拒んでいる。各地の裁判所で同様の対応である。

さらに、被告らは、100ミリシーベルト以下は人体に影響は確認されていないなどとの主張を展開し、原発事故の被害そのものの打ち消しにかかろうとしている。

これまで原子力ムラは、原子力推進政策のもと、原発の危険性、安全対策、過酷事故のリスクなどについ

て軽視して、トラブルを隠蔽し続けてきた。今回の甚大な原発事故を引き起こしても、なお、反省の色を見せず、リスク軽視、隠蔽体質を続けていることについては、怒りを禁じ得ない。今後も徹底的に国・東電を圧倒する主張・立証を展開していきたい。

第3 政策問題について（打ち切りとの闘い）

原発事故の被害者にとって、金銭賠償の問題だけでなく、今後の生活再建を如何にしていくか、被ばくによる健康不安など様々な問題を抱えている。

ところが、国が薦めている事は、こうした支援策の打ち切りである。

例えば、住宅問題に関して、現在、避難者は、「応急仮設住宅」（公営住宅・民間借上げ住宅等を活用した、みなし仮設住宅を含む。）という名の避難用住宅で細々と暮らしているが、国は、福島県からの避難者に対する避難用住宅の提供について「2016（平成28）年3月末まで」の期限を定めている。また、健康問題に関しても、国は、具体的な医療・健康対策を立てることのないまま、被ばくを余儀なくされている「住民の健康不安や悩みの軽減・解消」することのみ向けられて

いる。そして、甲状腺がんの発症など具体的な健康被害に対しても、因果関係を否定し、被害を隠蔽することに躍起になっている。

これに対して、我々弁護団の原告らを中心に当事者団体（ひなん生活をまもる会）を作り、他の団体と連携して、避難用住宅の無償提供期間の長期延長を求める署名活動を始めている。また、当弁護団のもととなった東京災害支援ネット（とすねっと）でも、これまで約50通の要望書を関係各所に提出したり、声明を出したりして、生活再建、健康問題、除染などの提言をし、要請活動をしている。

当弁護団としては、訴訟活動とともに、生活再建等について様々な提言をし、各種団体と連携して、その実現のために活動をしていきたい。

第4 さいごに

これから原発事故後5年に向けた1年間は、訴訟も山場を迎え、立証段階に入り、政策問題も5年を区切りとする打ち切りへの闘いが大きくなる。

是非、ひとりでも多くの方々が一緒に闘ってくれることを願うところである。

〔1-4〕福島第一原発事故損害賠償集団訴訟、千葉地裁でのたたかい

原発被害救済千葉県弁護団 事務局長
弁護士 滝 沢 信

千葉訴訟は、国と東京電力を被告とし、2013年3月11日と同年7月12日に提訴されました。原告は18世帯47名（いわゆる区域外避難者3世帯を含む）です。求める損害項目は、避難費用、避難慰謝料、ふるさと喪失慰謝料、居住不動産、農地山林等喪失損害です。

これまで、提訴から約2年間の審理期間で、12回の口頭弁論または準備的口頭弁論が開かれました。この裁判の目的は、今回の原発事故につき、国と東京電力の法的責任を明確にし、原発被害の完全な救済を実現

することにありますが、これまでの裁判では、被告の国と東電は、自らの過失責任を全面的に否認しています。その言い分は、今回の原発事故の原因となった地震と津波の発生は予測が出来なかったもので、過失責任の前提である原発損害への予見可能性がなかったということに尽きます。要するに、「誰も想定出来ない」事故だったから過失はないというものです。

しかしながら、このような弁解は、本件事故以前に存在した多くの地震津波の科学的知見の存在の立証に

よって瓦解しようとしています。福島第一原発事故の防止には、今回現実に関わった規模の地震と津波の想定までしていなくとも、原発プラント建屋が建つ敷地の高さ（10メートル）を超える程度の津波に備える措置をとっていれば防ぐことが出来たからです。原発敷地の高さを超えて津波が来れば、建物に浸水して原子炉を冷やし閉じ込めるための非常用電源設備など重要な機器が使用不能になる可能性が高いことは誰でも解ることです。そして、そのような津波到来の可能性は、政府に設置された10人を超える専門家による地震調査研究推進本部が、2002年7月31日に公表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価」によって示されていました。すなわち、次に来ることが予想される津波地震は、三陸から房総沖の日本海溝で、30年間に20%という予測が政府によって公式に立てられていたのです。この予測による地震と津波の規模は、福島第一原発の敷地高を超える可能性を優に示すもので、それはその後、東電自身が2008年に、敷地高を遥かに超える15.7メートルの津波高との試算を出していたことで完全に裏付けられます。

これまでの裁判で、国と東電は、国自身が公表したこの長期予測を何とかして排除すべく、あの手この手の主張を書面で展開しています。この長期予測は、過去の震源のデータが不足していて信頼できないとか、発表当時批判的な専門家もいたなどとして、何とか、その信頼性を削ごうとしています。しかしながら、「長期評価」が、原発事故の9年も前に存在し、公になっていたことを否定することは絶対にできません。

私たちは、裁判所がこの素朴すぎる事実を真正面から受け止めるよう促し、そうなら、何故、敷地の高さを超える津波でも重要機器が機能喪失しないための措置を講じなかったのか、との当然の心証を抱かせるべく、その立証に全力を挙げて取り組んでいます。

もうひとつ、各地の裁判と同様、千葉訴訟では、原発避難者の「ふるさと喪失」の慰謝料の認定を裁判所に求め、その賠償を実現するという大きな目的もあります。現時点で、原告やその家族の中から15名が、法廷で証言しています。それは実際に経験した人でなければ決して語り得ない生々しい告発でした。法廷を満たした傍聴席からも嗚咽が漏れ、裁判官も真剣に耳を傾けていました。そこで語られたのは、本件原発事故による放射能被曝の恐怖と悲惨さ、地獄のような避難行動の実態、今も続く避難先での過酷で不安な生活、

話し相手もいなくなった高齢者の孤独と精神的限界、帰還したくとも帰還するふるさとが無くなった悲しみと絶望でありました。やがて、このような原告の声が、あちこちの裁判所で響き渡ることでしょう。それを聞いた裁判官が、決して他人事でなく、自らがいつ被害者になるかわからない広域公害としての原発事故の恐ろしさにどうか気づき、「ふるさと」と失うということが決して机上の出来事でなく、現実に関わった取り返しのつかない損害なのだということを正しく認定してもらいたいと考えます。その意味でも、法廷で何人かの原告が叫んだ「裁判官、現場に来て見て下さい」という叫びを真摯に受け止め、何とか、原発被害の現場検証を実現させるように頑張りたいと思います。

千葉訴訟は、裁判長の訴訟指揮で、損害論から証拠調べが行われるという変則的な審理をたどっていますが、これから責任論の本格的な証拠調べ立証に入るところです。弁護団は、専門家証人の意見を法廷で裁判官に聴かせ、国と東電の過失責任を認めさせこれを断罪するための立証活動を不退転の決意で行ってゆく所存です。

千葉訴訟には、首都圏や神奈川などの原告団、支援者から毎回傍聴応援にいただいております。原告と家族の会、支援者の会、その他この裁判を見守り、傍聴席を満席にいただいている皆様に、この場をお借りしてお礼を述べさせていただきます。毎回、裁判の始まる前には、裁判所前の街頭で原発被害の実態と再発の防止を含めたアピールをし、この裁判の勝利に向けた決意表明を行っています。

千葉訴訟は、比較的進行が速く、来年早々にも判決という可能性もありますが、これからも全国の原告の方々や弁護団、支援者など同志と連帯を強め、ともに闘って必ずやこの「史上最大の公害」と言われる原発事故の本質を裁判所に認定させる目的実現を果たしてゆきましょう。

〔1-5〕 特定避難勧奨地点等の不動産賠償と 同地点周辺区域の避難慰謝料に関する ADR 和解案

原発被災者弁護団
弁護士 大 森 秀 昭

ADR としての原子力損害賠償紛争解決センター（「原
紛センター」）が提示した注目すべき和解案として、特
定避難勧奨地点等の不動産賠償と、同地点周辺区域の
住民の慰謝料に関する和解案を指摘したい。これらの
和解案は、原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間
指針（追補から第四次追補を含む）の内容、趣旨を明
確化し、または中間指針を補充・拡充するものであり、
今後の適正な賠償の実現の契機となり得ると評価でき
る点で、意義があると考ええる。

1 特定避難勧奨地点等の不動産賠償

- (1) 原紛センターは2014年12月に、南相馬市内の
特定避難勧奨地点に不動産を所有し、現在も避難
継続中の被害者（特定避難勧奨地点の隣地に不動
産を所有する者を含む）の不動産の賠償請求につ
いて、最大で概ね6割の価値の減少を認め、その
賠償を行うべきとする和解案を提示した。これは、
管理不能期間、放射性物質の曝露の状況、その他
の申立人らの個別具体的な事情を勘案して、居住
制限区域や避難指示解除準備区域の財物賠償の基
準を準用し、最大で2011年3月から和解案提示時
点の2014年12月までの46ヶ月管理不能期間によ
る価値減少（46ヶ月/72ヶ月：事故後6年）を認
めたものである。この和解案では、住居確保損害（中
間指針第四次追補）までは認めていないが、住宅
の価値残存率については、築48年経過後で4割と
して賠償額を算定している。

また、原紛センターは、上記とは別事案の特定
勧奨地点の不動産についても一定額の賠償を認め
る和解案を提示している。

- (2) 中間指針は、特定避難勧奨地点に指定された不
動産の賠償について特に言及していないが、中間
指針第二次追補は、「財物価値の喪失又は減少等」

について、以下のとおり明示している。

- I) 避難指示等による避難等を余儀なくされたこ
とに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等と
なったため、当該財物の価値の全部又は一部が
失われたと認められる場合には、現実に価値を
喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要か
つ合理的な範囲の追加的費用（当該財物の廃棄
費用、修理費用等）は、賠償すべき損害と認め
られる。

- II) I) のほか、当該財物が対象区域内にあり、

- ①財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の
放射性物質に曝露した場合

又は

- ②①には該当しないものの、財物の種類、性質
及び取引態様等から、平均的・一般的な人の
認識を基準として、本件事故により当該財物
の価値の全部又は一部が失われたと認められ
る場合

には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及
び除染等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用
が賠償すべき損害と認められる。

- III) 対象区域内の財物の管理が不能等となり、又
は放射性物質に曝露することにより、その価値
が喪失又は減少することを予防するため、所有
者等が支出した費用は、必要かつ合理的な範囲
において賠償すべき損害と認められる。

備考4)「賠償後に東京電力株式会社の費用負担に
よる除染、修理等によって価値が回復した場合
には、当事者間の合意によってその価値回復分
を精算することが考えられる。」

このように、中間指針は、i) 避難等を余儀な
くされたことに伴う財物の管理不能だけでなく、

ii) 財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質の曝露、iii) 財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、本件事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合に、不動産等の財物の賠償を認めているのであり、除染によって価値が回復した場合には価値回復分を精算することが考えられるとしている点は、放射性物質の曝露のみによっても財物価値の喪失、減少が認められるべきことを明示しているのである。

また、上記中間指針の「対象区域内の財物」の「対象区域」とは、避難区域、屋内退避区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点、地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域である。

前記(1)の和解案は、かかる中間指針の内容、趣旨を踏まえて、特定避難勧奨地点および同地点に隣接する不動産の価値が、平均的・一般的な人の認識を基準として、本件事故により減少したものと認められるとして、その価値減少分の賠償を認めたものと解される。

現在まで、東京電力に対する直接請求では、特定避難勧奨地点の不動産の賠償は行われていない。上記の和解案は、この東京電力の対応を変更させる契機とされるべきである。

2 特定避難勧奨地点の周辺区域住民に対する慰謝料

- (1) 原紛センターは、特定避難勧奨地点の設定は受けていないが、同地点の周辺に住居があった伊達市霊山町上小国等（自主的避難等対象区域内）住民（滞在者及び避難者）について、申立人らが抱えている放射線被ばくへの恐怖や不安及び実生活上の様々な制限・制約に起因する精神的苦痛は、自主的避難等対象者としての精神的苦痛とは異なるものであって、特定避難勧奨地点の居住者に準じて賠償されるべきとして、同地域内の特定避難勧奨地点が設定された日の2011年6月30日から同地点の設定が解除された2013年3月31日まで1人月7万円の慰謝料を認める和解案を提示している（原紛センター公表の和解案提示理由書25番）。

この和解案は、中間指針が自主的避難等対象区

域内の住民に認めた慰謝料額を大きく上回る賠償を認めたものであり、中間指針の内容を補充・拡充すると解することができる。

- (2) また、原紛センターは、特定避難勧奨地点の周辺に住居する南相馬市高倉地区、馬場地区、大谷地区（旧緊急時避難準備区域内等）の住民についても、旧緊急時避難準備区域の住民への精神的賠償が打ちきりとなった後の2012年9月から和解案提示時点の2014年4月まで（南相馬市内の特定避難勧奨地点が解除されたのは2014年12月であることから和解案提示時点では同地点の指定は未解除）、月額10万円の慰謝料の支払いを認める和解案を提示している（原紛センター公表の和解案提示理由書26～28番）。

中間指針第二次追補は、緊急時避難準備区域内に住居があった者の精神的損害の賠償の終期については、特段の事情のある場合を除き、平成24年8月までを目安としている。そして、この特段の事情とは、被害に遭った住民らの個別具体的な事情であると理解されることからすれば、特定避難勧奨地点の周辺に住居する住民に等しく賠償終期の目安以降の慰謝料の支払いを認めた上記の和解案は、中間指針の内容を補充・拡充するものと解することが可能である

3 中間指針の趣旨の具体化、補充・拡充の必要性

中間指針は、「中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないよう留意されることが必要である」（中間指針）とし、「中間指針、第一次追補及び第二次追補で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る。その際、これらの指針に明記されていない損害についても、個別の事例又は類型毎に、これらの指針の趣旨を踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて、その全部又は一定の範囲を賠償の対象とする等、東京電力株式会社には合理的かつ柔軟な対応が求められる。」（中間指針二次追補）と明記している。

原紛センターは、かかる中間指針の留意点等の指摘を踏まえて、被害の実情と被害者の個別具体的な事情を

十分に把握した上で、中間指針に明記されていない損害、中間指針で対象とされていない損害についても賠償の必要性を認め、上記の和解案を提示したものと理解でき、この意味でこれらの和解案の提示は適正な賠償の実現に大きく資するものとして評価されるべきである。

原紛センターに対しては、上記に紹介した和解案の提示を契機として、今後、更に、中間指針等の趣旨を具体化し、または補充・拡充する和解案の提示を積み重ねることにより、被害者の生活再建のための迅速、適正な賠償の実現に尽力されることを期待したい。

〔1-6〕 浪江町支援弁護団の活動報告

浪江町支援弁護団 事務局長
弁護士 濱 野 泰 嘉

1. はじめに

浪江町は、2013年5月29日、町民を代理して、原発ADRの集団申立を行った（浪江町原発ADR集団申立。以下「本件集団申立」という）。本件集団申立には、現在、全町民の7割以上にあたる1万5000人以上が参加している。

そして、浪江町支援弁護団は、浪江町から本件集団申立を復代理し、活動している。

2. 本件集団申立の経過

（1）和解案の提示まで

本件集団申立は、東電に対し、①原発事故の法的責任を認めた上での謝罪、②浪江町全域の除染（原状回復）、③慰謝料月10万円からの増額などを求めるものである。

特に、被害実態に即した慰謝料の判断・増額を求めるために、浪江町・弁護団は、町民約1万人のアンケート調査をまとめた「浪江町被害実態調査報告書」を作成し提出した。

また、早い段階から、仲介委員に対し現地調査を求め、2014年1月30日に仮設住宅と浪江町全域での現地調査を実施した。

さらに、福島と東京で口頭審理を実施し、町長や

町民に自らの被害を語ってもらった。あわせて、日本映画大学の学生たちが仮設住宅に住む高齢者の日常生活を追った映像も放映した。

申立人らのこれらの被害実態をふまえ、仲介委員は、同年3月20日、和解案を提示した。和解案は、申立人全員に慰謝料月5万円の増額を認めるものであり、さらに75歳以上の高齢者には慰謝料月3万円の増額を認めるものであった。

（2）申立人らの受諾

この和解案を受け、浪江町・弁護団は、福島と東京で7回の町民説明会を実施した。

浪江町・町民としては、和解案は必ずしも満足のいく内容ではなかったが、早期解決の必要性から、和解案を受諾することとし、申立人のほぼ全員から同意書を得た。

そして、浪江町・弁護団は、同年5月26日、和解案の受諾を表明した。和解案受諾の回答書では、東電に対し、本件事故による甚大な被害状況を真摯に受け止め、本件集団申立を一日も早く解決すべく、和解案を受諾するよう求めた。

なお、東電は、同年1月に政府に提出した「新・総合特別事業計画」で「東電と被害者の方々との間に認識の齟齬がある場合であっても解決に向けて真摯に対応するよう、ADRの和解案を尊重する」と宣

言しており、これまでの対応からすれば、拒否回答をするなど考えられなかった。

(3) 東電の全面拒否回答

しかし、東電は、同年6月25日に、和解案を実質的に全面拒否する回答をしてきた。和解案は個別事情を考慮していない、中間指針等から乖離しているなどが、その理由である。

これに対し、原子力損害賠償紛争解決センターの総括委員会は、同年8月4日、「東京電力の和解案への対応に対する総括委員会所見」を発表し、和解案に中間指針等から乖離するものはないことを明らかにした。また、仲介委員は、同月25日に和解案提示理由補充書を提示し、和解案は個別事情を考慮したものであることを明らかにし、東京電力に和解案の受諾を強く求めた。さらに、2015年1月28日の原子力損害賠償紛争審査会において、團藤丈士原子力損害賠償紛争和解仲介室長が、和解案に中間指針等か

ら乖離するものはないことを明らかにした。

にもかかわらず、東電は、現在に至るまで実質的に全面拒否する回答を続けている。

3. 今後について

和解案提示から1年が経とうとしている。仲介委員が和解案を提示したにもかかわらず、東電が全面拒否回答を続け、和解案提示後1年経っても一部和解に至っていない事案は極めて異例である。

しかし、仲介委員も指摘するとおり、東電は和解案の受諾を理由なく拒否していると言わざるを得ず、それに屈することはできない。

この1年で、東電の原発ADRへの対応がどんどん悪くなっていると聞くと、弁護団としては、浪江町・町民の思いを受け止め、あきらめることなく、東電が和解案を受諾するまで、活動を続けていく所存である。

〔1-7〕飯館村民 ADR 集団申立

飯館村民救済弁護団

弁護士 保田行雄

2014年11月14日、飯館村民737世帯2837名が原子力損害賠償紛争解決センター（原発ADR）に和解仲介手続を求める申立を行った（事件名：「かえせ飯館村」飯館村民損害賠償等申立事件、事件番号：平成26年（東）第4608号、申立人：原発被害糾弾 飯館村民救済申立団 団長 長谷川健一、弁護団：飯館村民救済弁護団95名、共同代表：河合弘之、海渡雄一、保田行雄）。

当日は、申立団から約50名の村民が大型バス1台で上京し、弁護団も一緒に「謝れ！償え！かえせふるさと飯館村」の横断幕を掲げ、港区新橋にある原子力損害賠償紛争解決センターのあったビルまでの約50メートルを村民歌である「夢だらかに」を歌いながら行進した。

現在は、申立の報道を見た全国各地に避難してい

る飯館村民からの申込みが続いており、本年4月末頃に追加の申立を予定している。申立人の人数は、全村民約6200名（避難前）の約半数3000名を超える予定である。

（申立の趣旨について）

第1次申立で求める事項は、次の6項目である。

- ①東京電力が今回の福島第一原発事故の責任を認めて謝罪すること
- ②避難が遅れたことによる被ばく不安慰謝料（初期被ばく慰謝料）として村民1人あたり金300万円を支払うこと

- ③避難慰謝料を現在の月額 10 万円から、2011 年 3 月に遡って、月額 35 万円に増額すること
- ④村民一体となって築き上げてきた村民生活が破壊されたことに対する「飯舘村民生活破壊」慰謝料として村民 1 人あたり 2000 万円を支払うこと
- ⑤「住居確保に関する賠償」について、無条件かつ賠償上限額を一括して支払うこと
- ⑥相当の弁護士費用を支払うこと

今後、第 2 次申立として、不動産（宅地・田畑・山林）や農機具、墓等の評価基準を変更し増額すること、そして第 3 次申立として、申立人各人の個別賠償項目について請求ないし増額の申立を行っていく予定である。

また、被ばくによる甲状腺ガン事例や災害関連死、うつ症状や生活不安からの自死などの生命・身体にかかる損害賠償についても検討を開始しているところである。

（飯舘村民による集団申立の経緯と意義）

飯舘村は、原発事故により深刻な放射能汚染に晒されたにもかかわらず、3 ヶ月余り放置され続け、その後全村避難となった。村内は、帰還困難・居住制限・避難解除準備と 3 区域に分けられ、今後、帰還・移住のいずれを選択するにしても、生活再建の道筋は見えない。これまで、一部地区（長泥、蕨平）で ADR の集団申立が行われているが、大多数の地域では動きがなかった。

2014 年 5 月、前田行政区の区長であり申立団団長である長谷川健一氏らの呼びかけで、全村民の完全賠償・地域再建などを目指し、村民自らが被害救済を求めて立ち上がった。

同年 6 月、長谷川氏らの要請をうけ飯舘村民に特化した弁護団を結成した。当初は、申立人 1000 名を予定していたが、実際には 3000 名の村民が立ち上がり、これに併せて弁護団も拡充し、東京・埼玉・栃木・福島・宮城など各地の弁護士が参加している。

申立の内容は、飯舘村民が原発事故で蒙った損害総体を請求するというものであり、避難指示の自治体において住民の半数を超える人々が集団でかかる申立を行うのは初めてであり、今後の原発事故賠償問題に大きな影響を与えるであろう。

しかし、各請求項目は、ADR の現状からすれば、原発 ADR に住民の要求に即した和解案を出させること自

体決して容易なことではない。特に「村民生活破壊慰謝料」はこれまで例のない請求であるし、また、一律に避難慰謝料の増額や初期被ばく慰謝料を求めていることも同様である。

しかし、本件原発被害の過酷さ、飯舘村民のおかれている実情に鑑みれば、是非とも勝ちとらなければならないものばかりである。

行政と一体となった一方的な帰還政策が「フクシマ復興」の美名のもとで進められている。しかし、帰還政策は、その内実において住民の願いを逆手にとった、高線量地区への強制帰還であり、賠償の打ち切りである。

中間指針の賠償基準は、国の避難指示を基本的な枠組みとしている以上、行政（村）の避難解除への同意の有無は賠償をすすめる上で決定的に重要である。この点で、飯舘村民の半数が申立に参加したことは、避難解除をめぐる飯舘村の姿勢に大きな影響を与えるものである。

賠償は、村民一人一人の現実被害を十分に反映したものでなければならず、かつ、将来に向けて自立した生活と生業の再建を可能にするものでなければならない。

飯舘村民の蒙った被害とは、日本の歴史上初めて起きた原発事故（放射能）による全村避難（生活破壊と故郷の放射能汚染）という被害である。

先祖代々苦勞を重ねて開拓してきた土地、築き上げてきたコミュニティ、家族の絆などすべてをバラバラにされ、大人たちは故郷で暮らす穏やかな生活を奪われ、子ども達は故郷で育つ未来を奪われたという被害である。

原発で一端事故が起これば、その風向き次第で地域住民が故郷を失う、その事実を今、この国も加害企業である東京電力も、忘れたふりをしようとしている。そして多くの国民も過去のものとして風化させようとしている。

今回の申立は、飯舘村民が蒙った被害の「完全賠償」を求める運動の一步であり、将来に向けて自立した生活と生業の再建をかちえる上では絶対にゆずることのできないものである。

申立団・弁護団は、飯舘村民の訴えを聞き、その蒙った被害を徹底的に明らかにし、ADR だけでなく、訴訟提起、立法要求などありとあらゆる方策で被害の完全救済・完全賠償を勝ち取るまでたたかう決意である。

〔2〕 原発なくそう！九州玄海訴訟

～フクシマを繰り返さないための 1 万人訴訟の現状と課題～

原告弁護団 幹事長
弁護士 東 島 浩 幸

1 はじめに

「原発なくそう！九州玄海訴訟」は、国及び九州電力を被告として九州電力玄海原子力発電所のすべての稼働差止め及び慰謝料請求を求めている訴訟である。

福島第一原発事故前には私を含め多くの市民が「原発安全神話」に浸っていたが、同事故は原発の本質的危険性をまざまざと見せつけた。多大な放射能の大气・海洋への流出、約 2100km² にも及ぶ避難地域、故郷に戻れない避難者は今でも約 12～13 万人、約 1700 人にも上る原発関連死、子どもの甲状腺がん（現在「疑い」も含めて 107 名）をはじめ健康被害とその可能性、生活や文化基盤すべての破壊、産業の破壊、人々の対立など、人間生活根こそぎの被害である。その被害は回復不可能なものであり、決して金銭などで償いきれるものではない。

私たちは、「フクシマを繰り返さない」ということをモットーに大同団結をして、原発から自由になるべく訴訟を起こした（2012 年 1 月 31 日第 1 次提訴）。

2 訴訟の基本方針

福島第一原発事故以前の脱原発訴訟は終局判決においては原告が全敗していた。私たちは、その理由を①日本で過酷事故は起こらないという裁判所も含めた思い込み、②原告やその支援者が圧倒的少数であることにあったと考えた。そこで、第 1 に、フクシマの被害を徹底的に明らかにすることが必要である。それが大同団結の要でもあるし、裁判所を動かす要でもある。細かい科学技術論を中心的争点にはしないということでもある。第 2 に、圧倒的多数の人々が訴訟に立ち上がることが必要である。数十年続いた国の原発推進という基本政策を変えるには多数の人々の常識に適っていることは必須である。私たちは「1 万人原告」の訴訟と

銘打っている。実際、昨年 12 月 18 日の第 12 次提訴までで 8879 名の原告（47 都道府県＋韓国・中国・フランス・イタリア・スイス）が結集する原発訴訟の歴史上最大数の訴訟となっている（本年 3 月 26 日に第 13 次提訴予定）。

第 3 に、九州電力のみならず国も被告にしていることである。国の基本政策を変えるという問題であると同時に、加害構造を捉えた時に国の有無を言わせない関与が決定的であることを不問に付すことはできないからである。

ちなみに、私たちは、フクシマは「史上最大最悪の産業公害事件」であり、以下の原発の加害構造の特徴があると考え。すなわち、①国策民営（通常の民間事業では危険すぎて手を出せないで国が超高下駄を履かせて民間事業者に行かせていること）、②本質的公害企業性、③あくなき利潤追求④徹底した情報の隠ぺい、⑤地域支配の 5 つの特徴である。

3 訴訟の進展

本年 1 月 23 日まで 11 回の口頭弁論を繰り返してきた。原告は、一昨年 7 月まででフクシマの被害、被害と加害の構造、事故が収束できないこと等原発の本質的危険性を中心に主張をしてきた。一昨年 12 月からは九州電力・国側の主張の順番となっているが、九州電力は、一昨年 12 月から今年の 1 月まで 5 回の口頭弁論でも実質に乏しい主張が続いている。つまり、九電の主張は、①温排水、②玄海町の白血病、③地震・津波について 3・11 前のレベルと同様の主張、④安全であるとのサラッとした主張（20 ページ台）などに留まっている。

この訴訟の口頭弁論当日の特徴はいくつかある。第 1 に、毎回、新たな原告のうち 2 名に意見陳述をすることである。すでに、佐賀県・福岡県等での様々な生活者・専門家、福島県での被害者、福島からの避難者、文化

人（片山恭一氏、アーサー・ビナード氏、三宅勝久氏、斎藤貴男氏、神田香織氏、早乙女勝元氏、佐高信氏等）などに意見陳述をしてもらった。第2に、圧倒的多数で原発を止めさせることを示すためにも、毎回の口頭弁論に多数の原告に来てもらうことである。実際約400名から250名が毎回集まっている。県外からはバスチャーターなどの工夫もしている。第3に、法廷に入れない人々のために他の会場を借りた上で「模擬法廷」をほぼ同時刻に開催している。九電・国の主張を要約して説明したり、国・九電の代理人役の原告側弁護士の演技により、「実際の法廷よりもおもしろい」というありがたい(?)好評をいただいている。

4 法廷外で能動的な原告団を目指して

原告団は、専門家にお任せではなく、原発の危険性を自ら明らかにする取り組みをしている。風船プロジェクト（玄海原発付近から放射性物質に見立てた風船1000個を四季それぞれに飛ばしてどこまで飛ぶかを実験したもの）や、避難計画についての公開質問を行い、実効的避難が難しいことを明らかにした取り組みなどである。原発の再稼働に対する阻止の運動では、「立地地元」とは異なる「被害地元」という概念で多くの自治体やその住民と団結し、従来の「地元」を打破する取り組みが急務となっている。

5 今後の課題

現在、安倍政権は原発再稼働にまい進している。トップを切る川内原発の再稼働を阻止することも含め、圧倒的多数の法廷内外の活動を強化することが必要である。

第1の課題は、早急に「1万人」原告を実現し、それ以上の訴訟規模にすることである。

第2の課題は、“フクシマの被害がいまだ終わっておらず、原因もはっきりせず、収束していない”ことを徹底的に宣伝し、再稼働を許さない活動を強化することである。近時は、フクシマの被害についてのマスメディアの報道も少なくなっており、フクシマはなかったことにされかねない。その流れを再度逆転する取り組みが必要である。

第3の課題は、3・11後の原発訴訟での初判決である大飯原発福井地裁判決（14年5月21日）の原告勝訴判

決を守り抜き、川内原発仮処分の勝利を追求する等、全国の脱原発訴訟や運動との連帯を発展させることである。上記福井地裁判決は、フクシマの被害及び原発の本質的危険性を真正面からとらえ、自然科学（特に地震学）の限界を認め、市民の理解できる論理で物事を捉え、行政判断に臆することのない積極的司法判断の可能性を認めたものである。また、大津地裁の高浜原発等の再稼働禁止仮処分の却下決定（14年11月27日）も保全の必要性＝緊急性がないことを理由に却下を結論としたが、理由中に新規制基準の合理性に疑問を投げかけるなどフクシマ後において簡単に「安全」とはいえないという発想が読み取れるものとなっている。実際、玄海訴訟原告団・弁護団は、上記の福井訴訟控訴審や川内訴訟・仮処分への毎回の応援等を行っているし、それらの訴訟からも応援をしていただいている。

第4の課題は、玄海訴訟も川内原発仮処分に続き、仮処分申請をすることである。

〔3〕 福井原発滋賀訴訟 報告

滋賀弁護士会

弁護士 井戸 謙 一

滋賀県民を中心とする住民が天津地裁に対し、
原発の運転差止め等を求めて提起している
訴訟の経過と現状を報告する。

1 関西電力及び日本原電を相手取って提起した 仮処分申立て事件

- (1) 滋賀県民を中心とする住民は、天津地裁に対し、2011年8月2日、関西電力の若狭湾岸の7機の原発について、次いで同年11月8日、日本原電の敦賀1、2号機について、それぞれ再稼働禁止の仮処分を申し立てた。
- (2) その審理を裁判所が意図的に遅延させたことは、昨年報告に記載した。その段階では、裁判所の真意を図りかねていたが、今では、その理由を推測できる。平成25年2月12日に司法研修所で開かれた裁判官特別研究会で、原発訴訟の審理のあり方が議論され、席上、司法研修所が依頼した複数の講師から、「今は司法が動く時ではない。」「裁判所は判断を待つのが妥当である。」等と、行政に先走って司法が判断すべきではないとの意見が強く述べられていたのである。天津地裁の態度急変は、この協議会の議論に影響されたものとみてまず間違いはないと思われる。
- (3) 平成26年4月に交替した新裁判長は、前裁判長より柔軟な姿勢を示した。当時、関西電力は、原子力規制委員会に対し、大飯3、4号機、高浜3、4号機について設置変更許可を申請し、上記4機の再稼働時期が迫りつつあった。住民らは、事態に鑑み、裁判所に迅速な決定を求めるため、仮処分を求める対象を上記4機に絞ることとし、他の原発についての申立てを取り下げた。
- (4) 平成26年9月22日の審尋期日で、我々は、原発の耐震設計の要となる各原発の基準地震動が、最近の数少ない地震動のデータの平均像に基づいて策定されているという根本的な欠陥があることを指摘する主張書面を提出した。この主張は、現在、全国の裁判所で行われている原発運転差止め訴訟の多くで、原告側の主張の根幹をなしている。ところが、関西電力は、この主張に対し、反論しないと言明した。そのため、仮処分事件の審理は、急きょ終結することとなった。
- (5) 審理の経過に鑑み、裁判所の判断に期待が集まったが、平成26年11月27日に告知された決定主文は、「却下」であった。
却下の理由は、保全の必要性がないというものであった。当時の状況で保全の必要性を否定されるとは想定していなかったが、裁判所の理論は、独特のものであった。関西電力が基準地震動策定方法の平均像問題について反論もできず、周辺自治体が合理的な避難計画も立てられない状況で、原子力規制委員会が「いたずらに早急に、新規制基準に適合すると判断」するとは「到底考えがた」いから、保全の必要性がないというのである。
- (6) 本決定に対する評価の第一は、裁判所は判断を避けた、というものである。原発の安全性についての申立人側の重要な主張に対し、関西電力が反論しなかったのだから、裁判所としては、淡々と申立てを認容すればよかったと思うが、それでも、原発の運転を差し止めるというのは、裁判所にとって荷が重いのであろう。
他方で、裁判所は、基準地震動策定における平均像問題や、避難計画の問題を正当に評価した。裁判所は、自らの退路を断ったというのが第二の評価である。裁判所が、原子力規制委員会が「いたずらに早急に、新規制基準に適合すると判断」

するとは「到底考えがた」と考えるのに、設置変更許可がなされた場合において、再び、運転禁止を求める仮処分が申し立てられれば、裁判所は、原子力規制委員会の判断を追認することはできないであろう。我々は、本決定に対して即時抗告はせず、今後の事態の推移をみて、第2次仮処分を提起することとした。

- (7) その後の事態は、裁判所の期待どおりには進まなかった。本件決定からわずか20日後の平成26年12月17日、原子力規制委員会は、高浜3、4号機について審査書案を公表したのである。その後、再稼働に向けての手續が着々と進められている。そこで、我々は、第2次仮処分を申し立てることを決定した。
- (8) 平成27年1月30日、滋賀県民29名が、大津地裁に対し、関西電力高浜3、4号機の運転禁止を求める仮処分を申し立てた。なお、それより先、平成26年12月5日には、福井地裁にも、大飯3、4

号機、高浜3、4号機の運転禁止の仮処分が申立てられている。我々は、福井地裁仮処分事件の申立人グループ及び弁護士とも連携しながら、裁判所に早期の認容決定を求めていると考えている。

2 関西電力の若狭湾岸の原発11機の運転差止め訴訟

- (1) 上記のように、仮処分事件の審理が迷走していたので、住民は、平成25年12月24日、大津地裁に対し、関西電力の若狭湾岸の原発11機について、運転禁止を求める本訴を提起した。既に5回の口頭弁論期日が重ねられ、原告側は、耐震設計の不合理的、使用済み核燃料プールの危険性、合理的な避難計画が策定できないこと等を中心に主張を重ねているが、今のところ、関西電力は通り一遍の主張に終始し、かみ合った議論になっていない。
- (2) 我々は、本訴についても、早期の判決を求めていると考えている。

〔4〕浜岡原発訴訟報告

浜岡原発永久停止弁護団
弁護士 大橋 昭 夫

浜岡原発をめぐる裁判は今3つあり、静岡地方裁判所浜松支部に係属している浜岡原発永久停止訴訟は14回の口頭弁論をかさねています。

原告は、主として浜岡原発の立地する周辺自治体の住民ですが、新しく静岡県東部地域に居住する住民にも訴訟への参加を求めたため、現在の原告数は633人です。

原告らで構成する浜岡原発永久停止裁判静岡県の会は、原告数を1000人にするため奮闘中です。

現在、8次訴訟まで提起していますが、第4次訴訟から被告に中部電力の他に国を加えています。

国に対する請求の趣旨は、「被告国は、被告中部電力をして、3号機ないし5号機の原発を永久に運転させてはならない。」というものですが、被告国は、このような民事法上の作為義務はないとして激しく抵抗しています。

又、裁判所が中部電力の外に国を被告とした際、原告らに2倍の印紙代を要求し、これに応じなければ訴状を却下すると伝えてきたため、原告らは、やむなく2倍の印紙代を支払うことになりました。

他地裁では、電力会社の他に国を被告としても2倍の印紙の貼用を要求しないところがあるのにもかかわ

らず、静岡地方裁判所浜松支部の裁判長の命令はいかにも横暴で不当な態度でした。

しかし、これに抗し、東京高等裁判所で争い、万一、不利な結果が出ると、他地裁に係属している訴訟に迷惑をかけることになるので、原告らは、やむなく2倍の印紙を貼用することになりました。

前任者の裁判長は、毎回の口頭弁論期日に原告が意見陳述をすることを許し、原告の意見をよく聞いていたのに対し、この裁判長は、原告の意見陳述も制限するなど、印紙問題の態度にもあらわれたように、住民の裁判をする権利を侵害する方向で動いていました。

この裁判長は、このたび家裁所長に転任予定のため担当をはずれましたが、原告団、弁護団とも、この裁判長に世界一危険だと言われている浜岡原発の訴訟を任せることに疑問を感じていましたので、ひとまず、ほっとした次第です。

中部電力は、浜岡原発が危険でないとする本格的な主張を展開する状況にはなっていませんが、原告団、弁護団は、協力して下さる学者の意見を参考に、より強力な主張を展開し、裁判官を説得していくつもりです。

〔5〕川内原発の再稼働を阻止するために

九州川内訴訟弁護団

弁護士 森 雅 美

1 川内原発差し止め訴訟は2012年5月30日に第1次提訴、2014年9月16日に第6次提訴をし、現在原告は2479人である。

多くの市民の反対の声を無視して、原子力規制委員会は昨年9月16日、九州電力に対し、川内原発一号機及び二号機が新規制基準を満たしたとして、設置変更の許可をした。いわゆる再稼働を認めたのである。

しかし、田中俊一委員長は「安全だということは、私は申し上げません」と述べ、新基準はクリアしたが、それは安全を担保しないことを当の責任者が認めたのである。

2 弁護団は市民の反対の声を無視して、再稼働に向けて走り続ける九州電力、国の動きに対抗して再稼働差し止めの仮処分申立を昨年5月30日にした。

申立時には争点を基準地震動のみに設定したが、その後、避難計画に実効性がないこと、火砕流の危険性を争点として加えた。

審尋は4回実施され11月28日で終了した。弁護団は審尋のたびにパワーポイントを用いて裁判官に向けて主張内容を説明した。裁判所も予め書面を読み、熱心に聴き、質問も当を得たものであった。

3 基準地震動の問題というのは建物の耐震性に関するもので、九州電力は基準地震動を従前の540ガルから620ガルにしたもののその設定が低すぎるという主張である。

九州電力の採用する地震動評価の手法は、基本的にある断層を想定したときの、その規模の断層で生じる平均的な地震・地震動を想定したものである。しかしながら、原発の事故は万が一にも許されないものであるから、平均的な地震・地震動を想定するのでは、明らかに過小であり、不十分であることは明白である。

また、2005年以後10年足らずの間に、全国で20箇所にも満たない原発のうち4つの原発に5回にわたり想定した地震動を超える地震が到来していると

いう事実を軽視している。

これでは万が一にも起こってはならないという原発事故を防ぐ基準にはならないという主張である。

福井判決は「この地震大国日本において、基準地震動を超える地震が大飯原発に到来しないというのは根拠のない楽観的見通しにしかすぎない」と述べており、これが川内原発にも妥当するものというべきである。

避難計画の策定は新規制基準の対象にもなっておらず、一応周辺自治体で策定すべきことにはなっているものの、策定された計画は放射性物質の拡散シミュレーションなどはまったく踏まえておらず、極めて実効性に乏しいものでしかない。そもそも、風向きにより変化する放射性物質を避けて避難することなどできないというのが現実である。

万が一の際の避難計画が不十分極まりない状況での再稼働などもっての外という主張である。

また、火砕流の問題については、九州電力は火砕流の予知は可能というものであるが、火山学者のほとんどはこれを否定しており、御嶽山の噴火でさえ、その直前まで予知できなかったことだけでも、その科学的な当否は明らかと言わざるを得ないというものである。

このような主張を理由として仮処分を求めているものである。

運動を盛り上げていく契機として稼働を認めないという仮処分決定を強く期待しているところである。

この一文が掲載される頃には、その結果が出ていると思われる。

4 原告団・弁護団は、これまで裁判上の活動だけでなく、反原発の市民運動とも連携して、再稼働反対の市民集会を共同で企画し実行している。

2014年8月28日には原発立地の薩摩川内市で約1800人が参加する市民集会を、9月28日には鹿児島市で約6500人が参加する市民集会を実施した。今年1月25日にも、約2500人が参加する市民集会を開催した。

これらの再稼働に対する多くの国民、鹿児島県民の声を無視し、立地自治体と言われる薩摩川内市市長は昨年10月28日再稼働に同意をし、11月7日には鹿児島県知事が再稼働に同意した。これを受けて九州電力は着々と再稼働に向けての活動を強めており、このまま進めば夏には再稼働となってしまう。この流れを阻止するためには、反原発運動をより一層盛り上げていくことが必要である。そして、その

(アスベスト)

〔1〕大阪及び全国的なアスベスト被害者救済の取り組み

大阪アスベスト弁護団
弁護士 伊藤 明子

1 大阪・泉南アスベスト国家賠償訴訟

(1) 最高裁で国に勝訴

2014年10月9日午後3時、最高裁第1小法廷（白木勇裁判長）は、大阪・泉南アスベスト国賠1陣訴訟（原告34人・被害者26人）及び2陣訴訟（原告55人・被害者33人）の上告審において、国の規制権限不行使の違法を認める原告勝訴の判決を言い渡した。

2006年5月の1陣提訴から8年半、本判決は、アスベスト被害について国の責任を認めた初めての最高裁判決である。司法の頂点にある最高裁が、憲法と法令に則り、国民の生命・健康こそが至高の価値であることを確認し、国にはこれを最大限尊重して規制権限を行使する義務があることを明確に認めた意義は極めて大きい。

(2) わが国のアスベスト被害の原点

―泉南アスベスト被害

大阪・泉南地域は、100年間に亘って石綿紡織業（石綿原料と綿を混ぜ合わせて石綿糸や石綿布などの一次加工品を生産）が発展し、戦前は軍需産業を、戦後は自動車や造船など基幹産業を下支えした。最盛期には約200社の小規模零細の石綿工場が集中立地し、石綿紡織品の全国シェアは60～100%を占めていた。

国は、実に70年以上も前から自ら泉南地域の石綿工場の労働実態調査を実施し、労働者の12%以上が石綿肺に罹患している、20年以上働いた労働者はすべて石綿肺に罹患しているなど深刻な石綿被害の実態を詳細に把握していた。そればかりか、調査に参加した医師らから緊急対策の必要性が警告されてい

た。戦後も調査が繰り返し実施され、その都度深刻な被害発生が確認され、対策の必要性が警告されていた。

ところが、国は、石綿を安価に利用できたことから、発がん性などの石綿の危険性や深刻な被害実態などの情報を積極的に公表せず、局所排気装置の設置や粉じん濃度測定の義務づけなどを怠り、これらを義務づけてからも、石綿の発がん性を前提にした規制や対策の強化を行わなかった。ここに国が泉南アスベスト被害に対して責任を問われる大本がある。

(3) 最高裁判決までの経過

こうした歴史的経過をふまえて、2006年5月、泉南地域の石綿工場の元従業員や家族、近隣住民などは、アスベスト被害について国の責任を問う全国初の国賠訴訟を提起し、2009年9月には2陣訴訟を提起した（1陣訴訟・被害者26名、2陣訴訟・被害者33名）。

2010年5月19日の大阪地裁（1陣訴訟・小西義博裁判長）は、わが国で初めてアスベスト被害に対する国の責任を認める判決を言い渡した。家族、近隣住民の被害は否定したものの、1960年以降の国の責任を100%認める画期的な内容であった。

本件は当時の民主党政権下で初めての集団国賠訴訟の判決であり、原告らが国に対して早期解決を求める大運動を展開した結果、一旦は主務大臣である長妻厚労大臣（当時）が控訴断念の意向を表明するなど、早期解決に向けて大きく前進した。しかし、土壇場で、対応を一任された仙谷国家戦略担当大臣（当時）が不当にも控訴。これを受けて原告側も控訴したが、翌2011年8月25日、1陣高裁判決（三浦潤裁判長）は、「産業発展のためには国民の生命健康が

犠牲になってやむを得ない」として、国を免責した。生命健康を軽視し、労働実態を無視した自己責任の論理で貫かれた驚くべき不当判決であった。

2012年3月28日、2陣地裁判決（小野憲一裁判長）は、かかる1陣高裁不当判決のわずか7か月後に、再び、原告勝訴の判決を言い渡した。もっとも、局所排気装置が義務付けられた1972年以降の国の責任を否定し、国の責任を3分の1に限定する等の点で、1陣地裁判決からは後退する判決であった。

翌2013年12月25日、事実審の集大成として言い渡された2陣高裁判決（山下郁夫裁判長）は、国の違法期間を1958年から1995年まで認め、違法内容を基本的な粉じん対策全般にわたって広く認める等、2陣地裁判決を大幅に前進させた。

その後、年末年始を挟んでの上告断念運動にもかかわらず、2014年1月7日、国が上訴し、これを受けて原告側も上訴。結論を全く異にする1陣訴訟、2陣訴訟が共に最高裁第1小法廷に係属することとなった。産業・経済発展の重視か、生命・健康を何よりも優先するのか、最高裁の判断に大きな注目が集まった。なお、家族、近隣住民の被害者、除斥期間が経過した被害者については、同年7月に上告不受理の決定がなされ、請求棄却が確定した。

(4) 最高裁判決の概要

最高裁判決は、まず、労働者の生命や安全、健康を守ることを主要な目的にして省令制定権限が委任されている場合、行政に与えられた規制権限は、「できる限り速やかに、技術の進歩や最新の医学的知見等に適合したものに改正すべく、適時にかつ適切に行行使されるべきものである」という筑豊じん肺訴訟最高裁判決と同様の判断基準を示した。

そのうえで、1958年には、国は石綿工場において深刻な石綿被害の発生を認識していたこと、有効に機能する局所排気装置を設置することが可能であったことなどを認定して、58年から局所排気装置の設置が義務づけられた71年まで、国には局所排気装置の設置義務づけを怠った規制権限不行使の違法があったとした。

同時に、本件における責任の重大性から国の責任範囲を2分の1とし（筑豊じん肺訴訟では3分の1）、また、石綿関連疾患の重大性を指摘して基準慰謝料額を筑豊じん肺訴訟の基準より増額し、かつ、個別

の減額事由を一切認めなかった2陣高裁判決を確定させた。さらに、国賠法上の救済範囲を拡大し、石綿工場に出入りしていた運送業者の従業員も保護範囲に含まれるとした点でも2陣高裁判決を確定させた。

一方、最高裁判決は、72年以降に関しては2陣高裁判決を後退させ、使用者に対して労働者に防じんマスクを着用させることを義務付けなかった点及び抑制濃度の規制を強化しなかった点について、著しく合理性を欠くとまでは認められないとして違法性を否定した。

被害者59名中52名の損害賠償請求が認容され、2陣訴訟は確定し、1陣訴訟は損害額確定のため大阪高裁に差し戻された。

(5) 最高裁判決の意義

第1に、何よりも、生命・健康よりも産業発展が優先するとした1陣高裁判決を否定し、規制権限行使にあたっての国の裁量権を厳しく制限した点が重要である。2011年8月の1陣高裁判決や、2012年5月の建設アスベスト訴訟横浜地裁判決など、司法の逆流とも言える動きがあった中で、2004年の筑豊じん肺訴訟判決、水俣病関西訴訟判決以来、最高裁が10年ぶりに厳格な違法性判断基準を確認した意味は大きい。本判決は、人命尊重の原則に依り、国の責任を厳しく問う司法の流れを確実にした。

もっとも、「できる限り速やかに」「適時にかつ適切に」という判断基準に依れば、72年以降に就労した被害者も救済されるはずである。最高裁は、石綿の発がん性を正しく認識せず、あてはめを誤っていると言わざるを得ない。

第2に、最高裁が、司法の最終判断として、アスベスト被害について国に責任があることを認めた点も重要である。本判決によって、国には、50年以上前からの違法を前提にした、過去から現在までのアスベスト規制や対策の再検証が迫られている。同時に、国に法的責任がないことを前提とした、不十分なアスベスト救済法の抜本的見直しも求められているはずである。

第3に、本判決は、全国6ヵ所で闘われている建設アスベスト訴訟の勝利にも大きく貢献する。後述のとおり、11月7日に言い渡された九州建設アスベスト訴訟の福岡地裁判決は、今回の最高裁判決の判

断基準を確認したうえ、1975年以降の防じんマスクの着用義務付けを行わなかった国の規制権限不行使の違法を認めた。まだまだ不十分ではあるが、建設現場の被害についても、国有責の流れは確実になったと言える。

(6) 厚労大臣の謝罪、和解成立

判決直後から、原告らは、何よりも真摯な謝罪を求め、国（厚労省）に対して連日の要請を行った。与野党の有志議員も塩崎厚労大臣に面談して早期解決を求め、また、与野党5党の議員11名が衆参の厚労、法務、内閣、環境、経済産業の各委員会でこぞって内閣に政治決断を迫った。マスコミ報道も、大手各紙はもちろん約20の地方紙が「1日も早い解決を」の社説を掲げるなど、早期解決の世論が巻き起こる中、遂に、10月27日、塩崎厚労大臣は原告らに面談して謝罪し、早期解決への努力と1陣訴訟のみならず未提訴の被害者に対しても最高裁基準で解決する意向を表明した。

仕事納めの12月26日、大阪高裁に差し戻された1陣訴訟について和解が成立し、2015年1月18日には、塩崎厚労大臣が泉南の地を訪問して改めて原告に謝罪した。

一応の解決を見た泉南アスベスト問題であるが、1陣提訴からの8年半余りの間に15名の原告が亡くなったことは、痛恨の極みである。弁護団は、すでに未提訴被害者の救済、残存アスベストの除去等、残された課題への取り組みを開始しており、また、家族、近隣住民、1972年以降曝露の被害者等の救済は、石綿健康被害救済法の抜本的改正とも絡む大きな課題と認識している。

長きに亘ってご支援下さった多くの方々に、改めて心から御礼申し上げます。

2 アスベスト被害救済訴訟の概況

泉南アスベスト国賠訴訟の最高裁判決後、国は、さいたま地裁（被告は国と旧エタニットパイプ）、神戸地裁（被告は国とクボタ）に係属中であった事件について、最高裁基準での和解を検討する旨、公表した。前者については和解協議中であるが、後者については曝露場所が局所排気装置を設置すべき石綿工場ではなかったとして和解協議に至らなかった模様であり、2015年3

月に判決が予定されている。また、国とクボタを被告としたいいわゆる環境曝露訴訟については、2015年2月17日、最高裁でクボタに勝訴、国に敗訴が確定した（詳細は別稿参照）。

全国6地域で進行している建設アスベスト訴訟は、2012年12月5日の東京地裁判決に続き、2014年11月7日、九州建設アスベスト訴訟・福岡地裁判決が国の責任を認め、違法始期を1981年から1975年に前進させた。2014年5月には首都圏（東京、神奈川）で2陣訴訟が提起され、現在3高裁（東京高裁の東京ルート、神奈川ルート、福岡高裁）、5地裁（東京、横浜、札幌、京都、大阪）での全国闘争に広がっている。2015年5月には京都訴訟、大阪訴訟が結審し、いずれも年内判決が予想される。喫緊の最重要課題は、1社でも2社でも建材メーカーに勝訴し、風穴を開けることである。建設現場でのアスベスト被害は、我が国最大の職業病である。裁判で国と建材メーカーの責任を明らかにしつつ、一人親方を含めた建設労働者のアスベスト補償基金の構築を図りたい（詳細は別稿参照）。

2005年のクボタショック以降、企業を相手方とするアスベスト被害関連の訴訟事件は全国で50件以上に上り、企業の安全配慮義務違反を認める裁判例が続いている。2013年11月には、最高裁で三井倉庫事件の原告不受理決定が出され、原告側勝訴の大阪高裁判決が確定し、同年7月に最高裁から差し戻された近鉄高架下文具店事件は、2014年2月に大阪高裁での勝訴が確定した。2014年9月には中央電設事件が大阪高裁で勝訴し、三菱下関造船じん肺訴訟が広島高裁で劇的な逆転勝訴を収めた（いずれも最高裁係属中）。企業に厳しい責任を認める判決の傾向は今後も続くと考えられるが、一時に比べると提訴・判決報道が減少している感があり、訴訟外での和解や調停などによる解決も一定数あると思われる。また、曝露立証が困難な石綿肺がん事例や時効問題、CT画像問題などの課題を克服すべく全国的な情報交換・共有を図る必要があると思われる。

2012年、2013年と石綿肺がんの労災不認定を取り消す判決が相次いでおり、2014年も1月に東京地裁、同年5月に神戸地裁で勝訴判決が言い渡され、確定している。個別事例の救済としてではなく、行政による認定基準の恣意的運用の見直しが必要である。とりわけ教員の公災・労災認定は不当に狭き門となっており、名古屋地裁に係属中の宇田川裁判の判決が注目されるところである。

3 アスベスト被害の救済に向けた全国的な闘いを

2014年6月、建物解体に伴うアスベスト飛散防止対策として、届出義務者の工事施工者から発注者への変更など一定の規制強化が図られた改正大気汚染防止法が施行された。しかし、厚労省調査によると東日本大震災被災地の解体現場で16%ものアスベスト飛散があり、全国的にずさんな解体工事は後を絶たない。石綿使用建物の解体は2030年前後がピークと推定されており、このままでは新たな曝露による被害発生が避けられない。非飛散性とされる成形板（レベル3建材）の取扱いを含めた規制の強化が急務である。

また、石綿肺がんをはじめとしてまだまだ救済率が低い上、救済金額も不十分な現状を追認し、国が「隙

間だらけ」のままアスベスト問題の幕引きを図ることは許されない。ここ数年、作家・藤本義一氏の中皮腫死亡やゴム手袋による看護師の被害、麻袋の再生業者の被害など多様なアスベスト被害が報告されている。行政による十分な調査すらなされない原因の一つは、被害が発生しても僅かな補償額で済まされてしまう石綿健康被害救済法の不十分性にあり、その抜本的改正が必要である。

2015年6月には、クボタショックから丸10年を迎える。最高裁判決によって国の責任が明確化された以上、国に対して、過去から現在までのアスベスト政策の見直しを迫るとともに、今後も多くの方々の知恵と力を結集し、アスベスト被害の全面的な救済と万全な防止対策を求める大運動を展開していきたい。

〔2〕 尼崎アスベスト訴訟の最高裁決定（2015. 2. 17）

兵庫尼崎アスベスト訴訟弁護団 事務局長
弁護士 八 木 和 也

尼崎アスベスト訴訟は2015年2月17日付けで一審原告・被告クボタ双方からの上告、上告受理申立を棄却する最高裁決定が出され、これにより本訴訟は終結した。

本訴訟はクボタショックの震源地である旧神崎工場周辺で起きた未曾有のアスベスト公害の被害者2遺族が、クボタと国にその責任を問うた訴訟である。

クボタは被害者やその遺族に対して2500万円から4600万円という破格とも言える「救済金」を支給しているが、他方で工場周辺での被害の責任については、因果関係が明らかでないとして否定をしつづけ、遺族らへの謝罪もしていない。

国については、2015年現在でも、いわゆる環境曝露の被害者への補償はほとんど何もしていないに等しい。クボタショックが起きた翌年2006年3月に急ごしらえで「救済法」を制定し、療養中の被害者や遺族などに

合計約300万円を支給してはいるが、国の責任を前提としておらず、命の代償としては極めて低額にとどまっている。

裁判をした遺族らは、クボタも国も責任を否定するなかで、金銭を受けることをよしとせず、クボタにきちんと因果関係を認めて謝罪させ、国にも責任を認めて謝罪させるとの一念から提起に至ったのであった。

一審、二審では、工場南側200mに勤務していた遺族についてはクボタの責任を認め、他方で北へ1kmを超えた地域に居住していた遺族については、クボタの責任を否定した。判断が分かれたのは、クボタがまき散らしたアスベストのリスク範囲を300mと限定したからであった。

これらの判決によって、旧神崎工場周辺でおきた公害がクボタの責任であることが法的に確認されたことには大きな意味があったものの、判決が示したリスク

範囲が極端に狭かったことから、弁護団は、その是正を求めてクボタとの関係でも上告の受理申立をした。

そして、上告受理申立のなかで、①上記クボタの救済金は1500m圏内の居住者を対象に支給されており、クボタ自身が被害の範囲を1500mと認めていること②尼崎市による疫学調査でもクボタ旧神崎工場周辺に被害が集中しており、その範囲は1500mを優に超えていること③他の海外でのアスベスト公害の事例をみても、やはり1500m～2000mにわたって被害者が広がっていること④アスベストは極めて微少な物質でほとんど重力沈降せず、数km先まででも届くこと⑤閾値がなくごく少量であっても被害が発生することなど、様々な間接事実をあげて原審判断が明らかに過小評価となっており、明白な誤りをおかしていると主張した。

しかしながら、最高裁は一審原告らの上告を受理しないと決定し、クボタの上告も認めなかった。これにより原審判断が確定することとなった。

また、国との関係では、一審、二審では、いずれも周辺被害への知見がいまだ成立していなかったとして、規制権限不行使の違法性を否定した。

弁護団は、国との関係でも上告受理申立をし、そのなかで国自らがもっとも権威があることを認めている

IARC（WHOの附属機関、日本名は国際ガン研究機関）ですら、1972年の時点で工場周辺のアスベスト被害について、証拠があることを認めており、知見が成立していないとの評価などあり得ないとして争ったが、やはり弁護団の主張を退け、上告を受理しない決定となった。結局、国との関係では前進を勝ち取ることができなかった。

以上のとおり、尼崎アスベスト訴訟は、旧神崎工場周辺で起きたアスベスト公害の責任を明確にすることを求めて提起した訴訟であったが、その一部は明らかとなったものの、そのすべてを明らかにすることはできなかった。

しかしながら、尼崎アスベスト訴訟は公害型の被害が真正面から争われた初めての訴訟であり、まだいわば第一ラウンドにすぎない。アスベストの被害は今後も増加をしつづけることが見込まれており、クボタ旧神崎工場周辺住民の被害に限っても2028年ごろまで続くとの予測もある。弁護団としては、新たな被害者の掘り起こしのなかで、裁判を提起する意欲のある方との出会いを信じ、今日から次の闘いの準備を始める所存である。

〔3〕首都圏建設アスベスト訴訟の報告

～東京高裁での勝利をめざして～

首都圏建設アスベスト訴訟弁護団 事務局長
弁護士 佃 俊彦

1 はじめに

2008年5月、全国で初めて建設アスベスト被害について国と石綿含有建材製造企業の責任を追及する訴訟に立ち上がった原告ら（石綿関連疾患に罹患した建築作業従事者とその遺族）は、4年半の命をかけた闘いにより、2012年12月、東京地裁において、国の規制権限

不行使の違法を明確に認める判決（以下「東京地裁判決」という）を勝ち取った。しかし、東京地裁判決は、一人親方等に対する国の責任、企業の法的責任は否定するという不十分な面もあり、現在、東京高裁第10民事部で闘いが続けられている（以下「東京訴訟」という）。

また、国及び企業の責任をいずれも否定した横浜地裁判決に対する控訴事件は、東京高裁第5民事部に係

属している。

最初の提訴から7年、闘いの道半ばで100名を超える原告らが亡くなるとともに、長い潜伏期間を経て新たに石綿関連疾患の労災認定を受けた建築作業従事者は多数に上り、厚生労働省の資料によっても毎年500名を超えている。そこで、その被害救済とともに、建築産業におけるアスベスト被害の広がりを世論に訴え、高裁での闘いをともに前進させるため、昨年5月、東京地裁（患者単位115名）と横浜地裁（患者単位45名）に第2陣訴訟を新たに提訴した。

2 東京高裁での審理の状況

(1) 東京地裁判決の課題を克服するために 首都圏4訴訟を結合した審理をめざす

東京訴訟は、2014年9月までに4回の期日が開かれ、同年11月に裁判長の定年による交替を経て、今後、新たな合議体のもとで本格的な審理が始まり、大きな山場を迎えている。原告らは、東京地裁判決の課題を克服するために、今後1年間の東京高裁における実質的な審理に、東京高裁第5民事部、2陣訴訟の東京・横浜地裁での審理を有機的に結びつけて進めていくことを計画している。

(2) 高裁での主要な争点

ア 国の責任

① 建築現場（屋内・屋外）における対策の 必要性についての国の認識とその時期

東京地裁判決は、屋内作業に対する規制権限不行使の国の責任の始期を1981年とし、屋外作業については国の責任を認めなかった。

しかし、国は、1975年の特定化学物質等障害予防規則（以下「特化則」）改正時点で、屋内・屋外を問わず建築現場における石綿粉じん曝露防止対策の必要性を認識しており、このことを準備書面でも自認しているのであるから、判決には明らかな事実誤認があり、責任の始期も極めて遅い。この点では2014年11月の九州建設アスベスト訴訟の福岡地裁判決は、屋内の間接曝露を含めて1975年からの国の違法を認めており、東京判決の誤りを正した判断を示したと言える。

② 石綿吹付け作業の全面禁止措置

東京地裁判決は、建築現場での2大発じん源の一つである、石綿吹付け作業の全面禁止措置の規制権限不行使の違法を認めなかった。

しかし、国は、1975年の改正特化則において石綿吹付け作業を「原則」禁止しており、これは、遅くとも同時点で、国が、極めて高濃度の石綿粉じん曝露する吹付け工だけでなく、吹付け作業後に作業を行う電工、大工・内装工等の多くの建築作業従事者も肺ガンや中皮腫が発症する危険性があることを十分認識していたからにはほかならない。それにもかかわらず、国は、吹付け作業の多くを占める建物の柱・梁等に対する石綿吹付け作業を「例外」として許容したが、これには合理的理由はなく、その権限不行使は著しく不合理であり違法である。

③ 集じん機付電動工具の使用を 義務付けなかったこと

もう一つの建築現場での2大発じん作業である、ボード等の電動工具による切断作業について、国は1992年には通達で集じん機付電動工具の使用を推奨したにもかかわらず、現在まで規則でその使用を義務付けていない。

国は集じん機付電動工具の技術・工学的知見がなかった等と主張し、東京地裁判決もその主張を容れた判断を示したが、集じん機付電動工具は海外では既に1930年代に市販されており、まったくの誤りである。

④ 一人親方等について

東京地裁判決は、一人親方・零細事業主を安衛法の保護対象から除外し、また、使用従属関係の立証がないとの理由で救済を否定した。

ところで、2013年12月の泉南アスベスト2陣大阪高裁判決は、石綿工場に原料の石綿を搬入する運送業者の運転手について、「旧労基法や安衛法の直接の保護対象のみに拘泥することなく、その法令の趣旨・目的に照らして保護対象」を検討すべきであるとして、「労働者のほか、職務上、石綿工場に一定期間滞在することが必要であることにより工場の粉じん被害を受ける可能性のある者」も国賠法1条1項の保護範囲に含まれると判示した。そして、最高裁はこれに対する国の上告受理申立を重要でないと排除した

ため、この判断が確定した。

そこで、国賠法上の保護を受ける者の範囲は、労働者に限られず、一人親方等の「職務上、石綿を扱う建築作業現場に一定期間滞在することが必要であることにより建築現場の粉じん被害を受けた建築作業従事者」にも及ぶというべきであり、このような主張を展開している。

イ 被告企業の責任

被告企業は、自社の製造・販売した石綿建材が各原告に到達したかどうか（個別の因果関係）が不明であるとして、責任逃れの主張をしている。しかし、被告企業の製造・販売した石綿建材が建築現場で石綿粉じんを発生させたこと、その結果、多数の建築作業従事者が石綿関連疾患に罹患したことは紛れもない事実である。本件では、数百から千を超える建築現場を渡り歩き、個別の因果関係の立証が著しく困難あるいは不可能な原告らにつき、個別因果関係が立証されないことを理由に権利救済を阻むことが正義と公平に適っているかが鋭く問われている。民法719条の共同不法行為の規定を適用して、原告らの救済をはかるべきである。

控訴審では、東京地裁判決を受けて、職種ごとに各原告がその石綿関連疾患に罹患した主要な原因である「主要曝露建材」を特定し、共同不法行為責任を負う共同行為者の範囲を「主要曝露建材」を製造・販売したメーカーに絞り、そのメーカー間に「加害者不明の共同不法行為」（民法719条1項後段）が成立するという主張・立証を展開している（予備的請求）。

ウ 被害立証

本件は、石綿関連疾患に罹患したことにより被った甚大な被害の救済を求めて提起した訴訟であり、原告らの被害実態を正しく捉えることが必要不可欠である。石綿関連疾患は極めて予後が悪く、時の経過とともにより深刻化する。このことは、提訴（2008年5月）から今日までに亡くなった原告が100名を超えるという事実が物語っている。

原審においては、合計23原告がそれぞれの被害について供述したが、その数は原告総数の1割にも満たないうえ、石綿関連疾患による被害は各疾

病によって症状が異なるとともに、被災者の生活環境などによって多様である。高裁裁判官に被害の深刻さを理解させ、被害に真正面から向き合った審理を進めてもらうべく、原告本人尋問も積極的に求めている。

3 第2陣訴訟

2014年5月15日に提訴した第2陣訴訟は、東京地裁、横浜地裁ともに、まもなく第4回期日を迎えようとしているところである。

第2陣訴訟の提訴は、原告らの救済はもちろん、建築作業従事者に多数の重篤な石綿関連疾患が発生しており、大きな社会問題であることを再度明確にするとともに、東京高裁に対し、第1陣訴訟の原告だけの問題でないことを明らかにし、同高裁での勝利判決に結びつける意義がある。

上記のとおり、法廷内はもちろんのこと、法廷外の運動でも、第2陣訴訟と第1陣訴訟を連動させ闘いを展開することを計画している。

4 全国の動き

(1) 泉南アスベスト最高裁勝利判決

2014年10月、建設アスベスト訴訟がともに闘ってきた泉南アスベスト訴訟（石綿工場の労働者等とその遺族が原告）において、最高裁は、アスベストの使用を禁止せず、使用を認めるのであれば厳格な管理（規制）が求められるところ、これまでの国の管理は極めて不十分であり、この点での国の責任を明確に認めた。これは、石綿工場のアスベスト被害のみならず、建設アスベストを含む全てのアスベスト被害者を大きく励ますものである。

また、この最高裁判決により、筑豊じん肺最高裁判決が示した国の規制権限不行使の違法の判断枠組み（労働者の生命・健康を確保するために規制権限を有する行政庁は「適時かつ適切に」権限を行使する必要があること）がより明確になり、この点は判決上、決着がついたといっても過言ではない。

(2) 全国の建設アスベスト訴訟

建設アスベスト訴訟は、東京、横浜のほか、全国（札幌、大阪、京都、福岡）で闘いが進められているが、

2014 年 11 月、福岡地裁が、東京地裁に続き国の責任を認める判決を下した。福岡地裁判決にも不十分な点はあるものの、建設アスベスト被害についての国の責任はより一層明確になったといえる。そして、今年は 5 月に京都、大阪訴訟が結審し、夏から秋にかけて判決が予想される。

5 勝利への展望～東京地裁判決を乗り越えるために

このように、東京高裁は、新たな合議体のもとで本格的な審理が始まる状況にあり、2015 年は大山場となる見通しである。泉南アスベスト最高裁判決を追い風にして、東京地裁判決を乗り越える勝利判決を勝ち取るため、新たに提訴した第 2 陣訴訟と連動させた法廷内外の闘いを展開していく所存ですので、一層のご支援をよろしくお願いいたします。

(大気汚染)

〔1〕川崎公害の取り組み

川崎公害裁判弁護団 事務局長
弁護士 篠原 義仁

はじめに

1994年1月25日に加害企業勝訴の判決、96年12月25日に企業和解の成立。そして、98年8月5日に国に勝訴の判決、99年5月20日に国（公団）和解の成立。

国和解からすでに17年経過するが、今でも川崎では、①被害の救済、②公害の根絶、③環境再生とまちづくりの3本柱の要求を掲げて、国（国交省）との道路連絡会を軸に川崎国道事務所、横浜国道事務所、京浜港湾事務所、そして、川崎市の各部局を相手に検討会、勉強会名目で交渉が継続されている。

新たな被害救済制度の立法による解決についても、国会への働きかけ、国（環境省）との勉強会等の取り組みを中心にして、全国患者会、大気全国連の活動に合流してひきつづく取り組みが追求されている。

この1年の斗い

1 国道1号をめぐる取り組み

昨年報告した国道1号の道路構造の改善に加え、この1年は「車線の整流化」の名の下に、現行23mの道路幅のなかで（道路拡幅は阻止）、片側3車線を2車線に車線削減する（但し、交差点付近は除く）という課題が、現実的課題として追求された。

国道1号の歩道は、すでに報告したとおりきわめて狭く、歩行者のすれ違いはもちろん、自転車の歩道上走行に重大な支障を来している。前記走行車線の削減は、この歩道改善と一体となって取り組まれた。その前提として、2013年11月9日と11月13日の両日にわたって住民説明会が、国交省（横浜国道事務所）と住民団体（川崎国道1号線問題協議会）の共催で開催され、前記車線削減、歩道の拡幅と歩

道上に歩道と分けし自転車専用道を建設することについて、国交省と住民側の同意が成立した。

この合意をふまえて、協議会は2014年4月から5月にかけて沿線住民を対象に「住民アンケート」を実施し、住民側提案をより具体化させた。

その結果をうけて、国道1号は、本件地域の4割強の1.1km区間について、東芝小向工場の敷地部分300mの買収を含め、2車線化と歩道の整備拡充、自転車専用道の設置を行うこととし、横浜国道事務所は、その実施に向け、神奈川県警と協議し、その合意を取りつけ、2014年度事業として入札手続きを行い、入札業者の手によってその工事の着手が目前に迫るところとなっている。

また、この「整流化」との関係では、本件地域内に存在する南部市場周辺にあっては、南部市場への大量の車の流入の関係で、車線削減が実現していないが、この南部市場の存否・縮少の動向もふまえて、その発展的具體化が期待されている。

一方、既存の23m道路については、60年前に道路幅を30mにするという都市計画決定がなされていて、その結果、沿道住民の土地利用は長年にわたって大幅に制限されつづけている。従って、車線削減の方向が明確となった現時点においては、前記都市計画決定は速やかに見直され、取り消される必要がある。

これについては、地方分権一括法の成立に伴って、都市計画の見直しの権限は形式上は、川崎市の都市計画審議会に委ねられているが、その発議は基本的には国交省自身に行わせるほかになく、そして、それは、第一次的には横浜国道事務所の決断が、最終的には国交省本省の決断が必要とされ、そのため、協議会は本年度の課題として「幻の計画」（30m拡幅）の息の根を止める活動を重点にして取り組みを強めるこ

ととしている。

2 国道15号をめぐる取り組み

国道15号についても、昨年度報告にもあったとおり、いったん造られた自転車専用道の構造の欠陥を是正して、自転車道をストレート構造にする取り組みが進行している。

具体的には、2014年7月16日、11月5日の2日にわたって川崎国道事務所との間で協議が行われ（7月16日と11月5日の間において国道事務所は神奈川県警と協議）、その結果、①自転車道は双方向進行の自転車歩行者道として整備する、②自転車道の再整備にともなって移動を余儀なくされた記念碑（川崎公害裁判の和解解決の結果として、道路改善事業が実施されたことを銘記する、故加藤満生弁護団長の筆による記念碑）の移動場所は、新川橋交差点の上り車線側「ドコモ」前にする（従前の場所より、はるかに人目につく場所に移動）ということで、川崎国道事務所との間で合意が成立した。

現在、川崎国道事務所において神奈川県警と細部の打合せを行い、国道15号についても近々の工事着手が見込まれている。

ちなみに、国道15号の歩道幅は、国和解をうけて、実施された改善工事の結果、きわめて広い歩道構造となり、他方、それが災いして違法駐輪のたまり場の様相を呈している。

これについては、国道事務所として一定規模の新しい駐輪場の開設と引換に、川崎市条例上の駐輪禁止区域化をめざし（違法駐輪の撤去可）、そのための川崎市協議を行ったところ、200台ないし300台の駐輪スペースを確保すれば可という回答を得、それをうけて、ハローブリッジ周辺等でそのスペースを確保するための作業を進めている。

すなわち、この駐輪スペースの確保に伴い、前記自転車道のストレート化工事の着手の見込みという段取りとなっている。

この外、川崎公害裁判に係るまちづくりの取り組みに援助してくれた、故本谷勲東京農工大名誉教授の提供による、川崎公害の記念樹「高野槇」は、土壌条件が合わず枯れてしまい、今、2代目の記念樹として原告団の希望で楠の木が提案され、その植樹も、年度内の活着のいい時期に行われる予定となっている。

3 川崎臨港道路をめぐる取り組み

いわゆる臨港道路（湾岸道路東扇島水江線の架橋道路）の取り組みは、川崎市に対するアセスメント制度による手続と並行して、国和解の対象道路であるとして、私たちと事業主体の京浜港湾岸事務所との間で、2013年8月以降、1年有余にわたって勉強会名目の交渉が行われた。

住民人口がゼロ地域の道路計画について、私たちは、臨港道路を経由して住居地域に大型車が進入し、大気汚染の負荷を増すとして、そして、そもそも大型船の来ない港の荷さばきと大型車による貨物輸送の想定は、非現実的で税金のムダ遣いにほかならないとして、反対の論陣を張った。

総工事費540億円、道路規格は往復4車線（片側2車線）で、自動車走行量は12時間当たり2万台見込みで、完成時期は平成30年（2018年）という計画は、見込み通り大型車が走行すれば、新たな公害発生源を生み出し、他方、見込み通りのコンテナが来なければ、文字どおり税金のムダ遣いの道路というのが、この計画となっている。

結果的には、この計画は、川崎市のアセスメント手続において、私たちの関係者が公聴会を要求し、公述人として論陣を張ったが、その審議は型通り進行し、アセス手続は終了、年明け早々からの工事着手となっている。

但し、京浜港湾事務所は、私たちの、大気汚染の新しい発生源となるという主張に対し、当初なかった方策を論じ、臨港道路から住居地域の池上新田間に通ずる途中の三差路（東扇島水江線と殿町夜光線の交差点＝三差路）の道路構造について、右折車線を追加的に新設し、地上新田方向への大型車通行を軽減する方策を講じるところとなった。

しかし、これには、またウラがあり、この三差路の改造は、殿町夜光線の活性化（走行台数の増加）を生み出し、そして、その先に東京オリンピックに便乗しての道路開設、殿町夜光線に直結する、新たな架橋としての羽田連絡道路構想にリンクするところとなっている。

すでにこの地域には、六郷大橋（国道15号）、大師橋（産業道路）が十分に機能し、さらに、臨海部には横浜側・東京側はすでに開通し、あとは、川崎側（横浜市鶴見部分を含む）の工事を残すのみとなっている、国道357号線（私たちは、住民人口のない

国道 357 号線の開設には反対していない)が存在する。どちらの道路、橋からみて、いずれも数キロもないという地点に羽田連絡道路を開設する必要は全くない。この計画は、東京オリンピックとからんでもち出されているが、いずれにしても、川崎でまたムダな道路造りと対決してゆくしかない。

救済制度をめぐる課題

国に対する新しい救済制度に係る課題の外に、川崎では「川崎市成人ぜん息患者医療費助成制度」(市条例)をめぐって新たな課題が発生した。

2014 年 6 月 24 日、川崎市議会本会議で三宅隆介議員(無所属)は、前記制度の見直しを要求して質問し、福田市長は「検討する」と答弁した。

福田市長は、川崎市財政の悪化を理由に(財政悪化は見かけの主張で、公共事業重視の施策は推進。税金のムダ遣いのチェックはなく、税金の使い途が問題)、各部局に一律の予算カットを指示し、とりわけ社会保障、医療等へのしわ寄せが問題となっている。そうしたなかで、三宅市議と福田市長は、松沢国会議員の秘書として、「同じ釜の飯を食った」仲、立場で、坂元昇川崎市健康福祉局医務監の「論文」を基礎に、「やらせ質問」「八百長答弁」との指摘をうけるような、前記問答を行った。

具体的には、三宅議員は、前記医務監(局長待遇。但し、前記市条例制定時の当時の「立役者」)の「川崎市における 40 年間にわたる気管支喘息と罹患率と大気汚染物質濃度との経年推移の比較研究」なる論文を根拠に、「大気汚染は改善されたのにぜん息患者が増えている。小児ぜん息は、ダニ、アレルギーによるアトピー型であり、成人ぜん息は加齢やストレスによるもの。ぜん息患者だけに医療費助成があるのは不公平、他のアレルギー疾患との公平性から見るべき」と条例見直しの質問をしたのに対し、福田市長は待っていたとばかりに見直し検討の答弁を行った。

坂元論文が、疫学解析の基本を無視した作為的「解析」を行っていることについては、川崎・東京の大気裁判で証人として関与した嵯峨井勝教授等の反撃、原告団・弁護団作成の意見書(三宅議員に対する質問・回答書)の反論等で素速い対処がなされ、また、これに呼応してマスコミ報道がくり返し行われるに至った。

また大衆運動の局面では、福田市長への面談申入、

担当部局との交渉を柱に、三宅議員とは公開質問状での応答を行い、とりわけ数次にわたる三宅議員との応答でついに同議員を追い込み、同議員をして自分は同制度の見直しを要求したものではない、「今後のこの制度の存続を願っている点におきましては、皆様方と考えを異にするものとは思っておりません」との回答、事実上の質問の撤回ともいうべき回答を得るに至った。

これに至るまでには数次にわたる川崎市役所前行動(ビラ配布と宣伝)や、三宅議員宅周辺行動などの患者が前面に出たの積極的活動の展開やくり返しの記者会見等の取り組みがあったことが重視される必要がある。

しかし、この三宅議員の質問は、東京都条例の見直しとも連動しているもので、川崎市当局の動向とあいまって、ひきつづく警戒と注視が必要となっている。

そのため、私たちとしては、更なる坂元論文の問題点の追求を柱に、坂元医務監との面談、健康福祉局との交渉を重視し、あわせて、市議会各派への要請行動を強め、さらには、市長への働きかけを重視して取り組んでゆく必要があると確認しあっている。

さらに、医療機関との関係では、すでに神奈川県保険医協会が条例の存続への申入を川崎市に行ったが、これにつづき、民医連等その他の医療機関、とりわけ川崎市医師会への働きかけを積極的に進める手配をしている。

いずれにしても、全国に先がけて制定された川崎市の医療費助成制度の存続、そしてこの改善の取り組みは、今年度の最大の取り組みとして重視され、追求される必要がある。

〔2〕西淀川公害訴訟の報告

西淀川公害訴訟弁護団
弁護士 村 松 昭 夫

1 公害根絶に向けて

西淀川公害訴訟は、1998年7月の国、旧阪神高速道路公団との和解以後17年間に亘って道路公害根絶に向けた国土交通省近畿地建との「道路連絡会」を継続的に行っている。

西淀川区の大気汚染は以前のような危機的な状況ではないものの、以前として高水準の汚染が続いている。PM2.5に関しては、和解条項の履行として区内2カ所で国交省による常時測定が行われているが、昨年度、測定器の更新も行われた。なお、10年以上にわたってPM2.5の常時測定が行われているのは、西淀川区だけである。

しかし、依然として環境基準値を上回っている状況であり、引き続き大型車規制や交通量削減などの公害根絶に向けた取り組みが求められている。

大気汚染公害患者の救済も急務である。

大阪では、未認定の公害被害者の救済に向けて、公害患者会、民医連、労働組合等によって結成された「あおぞらプロジェクトIN大阪」があり、新たな医療費救済制度の確立に向けた取り組みも行われている。

2 第18回道路連絡会について

2015年2月27日に準備会を行い、3月18日に第18回道路連絡会が開催する予定である。

原告団及び弁護団は、引き続き、国道43号の大幅な大型車削減に向けた取り組み、とりわけ、削減目標を設定しての削減の取り組みを求め、また、NO₂も0.04以下を目指すべきとの意見やロードプライシングの一層の推進が必要ではないかという意見を出す予定である。また、ワークショップなど連絡会の間での検討会の開催も提案する予定である。

3 今後の課題

国交省側は、依然として、PM2.5の汚染に関して環境基準を上回っている現状への認識が極めて甘い状況である。今後も、国民の命や健康を守る基本姿勢が問われていることを訴え続けることが必要である。

〔3〕 尼崎道路公害訴訟 報告

～ 2013 年 6 月 13 日の「尼崎道路公害訴訟・和解条項履行に係る 意見交換終結」 とその後の経緯について～

尼崎道路公害訴訟弁護団
弁護士 羽 柴 修

1 2013 年第 47 回連絡会（6 月 13 日）での 合意

- (1) 尼崎道路公害訴訟は、2000 年 1 月 31 日の神戸地裁の差し止め判決後、2000 年 12 月 8 日大阪高裁における尼崎道路公害訴訟和解成立、2003 年 6 月 26 日公害等調整委員会におけるあっせん合意を踏まえ、2013 年 6 月 13 日に 43 号線の大型車交通規制について最終合意に至った。合意書の前文は以下のとおり。

「……連絡会での意見交換を踏まえ、これまでに、2001 年 11 月の試行以来対象車両の拡充などを図ってきた環境ロードプライシング、大型車の交通規制に代わる取り組みとして国道 43 号通行規則の導入、エレベーターの設置などによる歩道空間のバリアフリー化などの施策を実施し、これらの施策が国道 43 号及び阪神高速道路 3 号神戸線の大型車交通量の低減や大気汚染環境改善などに一定の成果が得られ有効な施策であったことから、国土交通省近畿地方整備局及び阪神高速道路株式会社は引き続き以下 アからウに掲げる施策を実施するとともに、これまでの連絡会の経緯を踏まえ沿道環境改善施策を進めることとし、連絡会においては、三者による協調的な意見交換を行うこととする。

以上、これらをもって、三者は和解条項などの履行に係る意見交換を終結することに合意する。」

- (2) 合意された内容は次のとおりである。

ア 環境ロードプライシングについて

阪神高速道路 3 号神戸線と 5 号湾岸線における料金に格差を設け 3 号神戸線及び国道 43 号から 5 号湾岸線への交通の転換を図る環境ロード

プライシングを引き続き実施する。

イ 国道 43 号の通行ルールについて

大型車に中央寄り車線の走行を促す「環境レーン」を中心とする「国道 43 号通行ルール」の定着に向け、尼崎をはじめとする地域にて次の施策を引き続き実施する。

- ①横断幕、路側看板及び道路中央立て看板の設置・維持管理、道路情報板（電光式）への掲示
- ②湾岸線への迂回促進のための大気汚染情報（NO₂濃度）の HP での公開
- ③関係機関との協力による違反車両の取締

ウ 国道 43 号の歩道空間バリアフリー化について

国道 43 号の歩道空間バリアフリー化（エレベーターの設置等）を進め、当面五合橋交差点及び出屋敷交差点のエレベーター設置工事を速やかに完了し、東本町交差点も合わせ維持管理を実施する。

2 「和解条項履行に係る意見交換終結合意」 について

- (1) 終結合意については、47 回に渡る意見交換の中で、環境ロードプライシングや 43 号交通規制（車線規制とナンバー規制）にかかる施策の実施に向けた幾つかの合意につき、近畿整備局が文書に残すという方式を頑なに拒絶してきた経緯もあり、文書合意による終結にそもそも懐疑的な見方もあった。しかしながら 2001 年 8 月 1 日から終結合意に至る 2013 年 6 月 13 日まで 47 回に及ぶロングラン交渉、連絡会直前の準備会や WG なども含め

れば優に150回を超える意見交換の場で、それなりの信頼関係が醸成され、文書合意に至った。そのこと自体、成果と言えるのではないかと考えている。

- (2) 環境ロードプライシングは、2001年11月から第1ラウンドが開始されたが、当初は対象車種は料金大型車のみであり、対象地域は湾岸線の西線（鳴尾浜から天保山）のみであった。これを2009年4月から湾岸線東線（全線）に拡充し、割引率も引き上げ、2010年からは対象車種を大型車からセンサス大型まで拡大させた。それでも料金清算の必要上、センサス大型車全部ではなく、コーポレートカード（クレジットカード）利用者でかつ事前登録が必要という制約があった。しかしながら連絡会における粘り強い交渉でロードプライシングは少しずつではあるが、大型車の湾岸線への転換、3号神戸線から湾岸線への転換（肝心の43号は無料なので）という成果はあげられ、二千数百台という数量ではあったが、「環境ロードプライシングという施策が大型車交通量の低減及び道路環境改善に一定の成果が得られる有効な施策である」ことを確認することができた。重要なことは、この施策が尼崎地域のみでなく、道路環境改善の普遍的施策として成果が上げられたということを確認合意することができたことである。しかも尼崎地域では恒久施策として今後も引き続き実施される。

3 大型車規制に代わる 「通行ルール（尼崎ルール）」について

43号からの大型車を転換させるためには、ナンバー規制や車線規制などの直接規制が必要である。しかしながら尼崎地域のみ警察などの協力を得た交通規制を実施することには抵抗が強かった。これに代わる施策として「尼崎通行ルール」が合意されたが、大型車の中央車線通行を促す「環境レーン」や中央車線通行のステッカーなどによる中央車線への交通誘導は短期間で効果をあげることはできない。尼崎通行ルール実施後、1年を経過した2014年11月19日実施の交通量調査によれば、実施前の2013年2月13日、43号のセンサス大型車2万954台が、2014年11月19日調査時点では1万7364台であり、3590台の減少となった。湾岸

線への転換ではなく、3号神戸線への転換という限定的なものであることなど、正確な解析は今後のこととなるが通行ルールもそれなりの成果をあげつつある。

4 今後の課題

本年2月16日の連絡会は49回を数えた。次回は年末の交通量調査を踏まえ、来年の1月頃第50回開催を迎える。意見交換は今後も続く。43号から湾岸線への交通転換を図るため、3号神戸線の料金値上げなども意見交換の課題となる。又、バリアフリー化については、東本町、五号橋に続き一番西の出屋敷交差点のエレベーターが3月31日に完成、同日早朝、渡り初めが行われる。

〔4〕名古屋南部あおぞら裁判・道路連絡会の報告

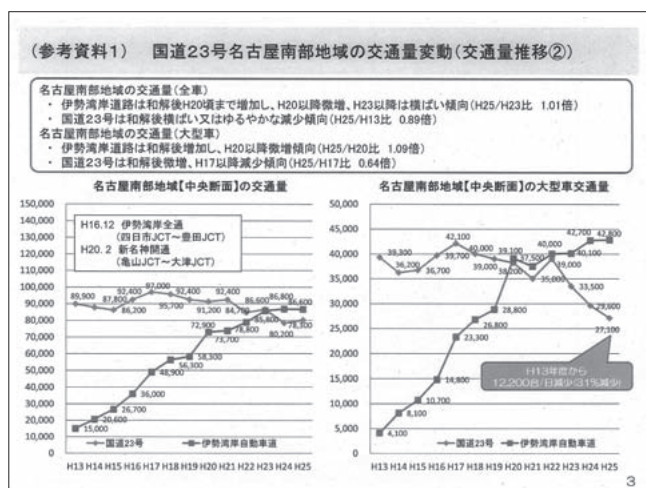
～ 23 号環境レーン設置・大型車中央走行方式開始～

弁護士 松 本 篤 周

1 はじめに

01 年 8 月全面解決和解が成立し、13 年半余りが経過した。和解を契機として国（国土交通省及び環境省）との間で設置された道路沿道環境改善に関する連絡会（略称連絡会）の取り組みの到達点について報告する。大気汚染の改善のため、23 号の交通量を減らし、道路からの大気汚染物質の排出を減らすことが課題であり、そのために車線削減と湾岸道路への交通の誘導を求めてきた。国との和解条項では、最初に「国道 23 号の車線削減」が掲げられ、具体的には「国道 23 号の車線削減について、幹線道路ネットワークの整備状況なども踏まえつつ、関係機関並びに地元住民とも合意形成を図りながら検討する。」とされている。

2 13 年度交通流動調査結果と大気汚染濃度の推移 (13 年 11 月実施 14 年 6 月まとめ: 最新データ)



交通量低減策の前提として、01 年以降毎年一回、交通流動調査（24 時間）が実施されてきた。公害患者の居住地にある国道 23 号と、迂回路としての役割が想定されている伊勢湾岸道の名古屋南部地域の中央断面の

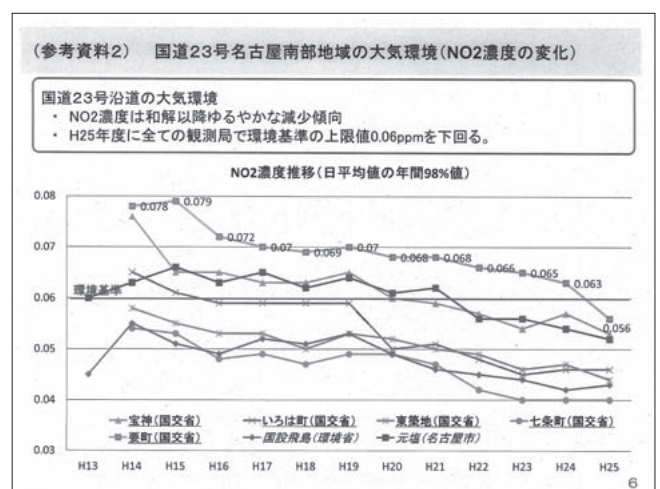
交通量の 01 年と最新の 13 年 11 月調査のデータとの比較は以下の通り。

	01 年		13 年	
	(全車)	(うち大型車)	(全車)	(うち大型車)
国道 23 号	89900	39300	78300	27100
伊勢湾岸道	15000	4100	86600	42800

23 号の全車交通量は 13 年間で 11600 台減少、そのうち大型車の減少は 1 万 2200 台である。これに対して「迂回道」と位置づけられた伊勢湾岸道は、全車交通量が 7 万 1600 台増加し、うち大型車の増加が約 4 万台を占めている。結局、伊勢湾岸が出来たことによって、この 13 年間で 23 号の大型車交通量が約 1 万 2200 台(約 31%) 減少したことになる。

これに伴ってこの 13 年間で大気汚染はどうなったかを見てみる。和解の中で国土交通省が設置を約束した 23 号沿道の 5 測定点（宝神、いろは、東築地、七条町、要町と環境省が設置した 1 測定点（飛鳥）及び名古屋市設置の測定点（元塩）についてみると、

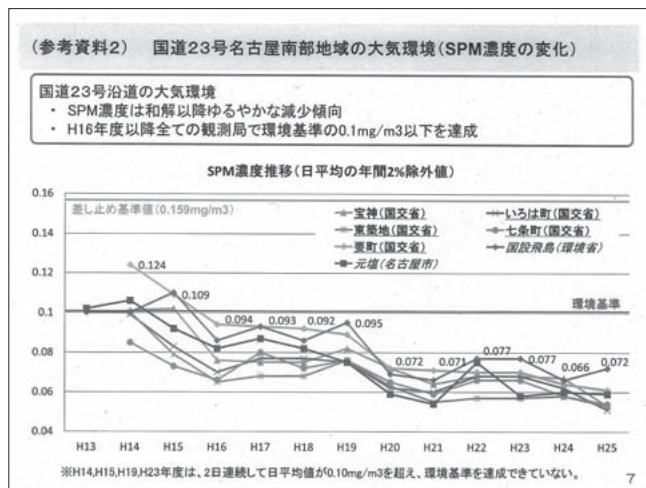
NO₂ については、2010 年に要町を除くすべての測定局で 0.06ppm（日平均値の年間 98% 値）以下を達成（元



塩と宝神以外は0.05ppm以下)し、その後2013年まで横ばいなし減少傾向で推移し、2013年には要町についても達成した(0.056ppm)。

SPMについては、2004年にすべての測定点で環境基準0.1ppm(日平均値の2%除外値)を達成し、2008年以降はすべての測定点で0.08ppm以下(0.05～0.072)となっている。裁判で認められた差し止め基準(0.159ppm)をすべて達成し、さらに環境基準も安定的に下回る状態が続いている。

これは2008年以降続いている23号の大型車交通量の減少傾向と、結果として軌を一にしており、大型車交通量低減が環境改善をもたらしていると評価することも不可能とは言えない状況にある。



3 車線削減に向けての取り組みの現状

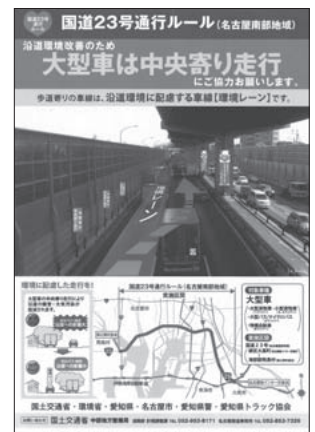
13年9月同年12月日までの遮音壁工事実施に伴い、要町交差点付近で、下り線で800mの、上り線で約350mの車線削減を行い、その間23号および周辺道路の渋滞状況と大気環境の調査を行った。そして、車線規制に伴って23号及び周辺道路の交通渋滞、交通量、23号の騒音・大気汚染の状態がどのように変化するかを調査した。まず、規制に先立つ2月に事前調査を行い、規制中の調査を10月(昼間のみ規制)と11月(24時間規制)の2回にわたって行った。

そして14年2月にこの社会実験についてのまとめが示された。その内容は昨年報告したとおりであるが、再度要旨をまとめると、規制に伴う交通量の変化については、南北方向については、23号大型車は、24時間交通量で4800台(17%)減少したのに対し、周辺道路の1号・247号で1400台増加した。小型車は23号と名

古屋半田線で4700台(6%)減少し、他方1号・247号で5200台増加した。東西方向については、23号大型車が3600台(17%)減少したのに対し、周辺道路の伊勢湾岸道などの5路線で2600台増加した。これを踏まえた交渉の中で、中部整備局としては、車線削減による交通量削減については、大気汚染の改善との関連が必ずしも明白ではない上、周辺道路の交通量の大幅な増大とこれによる大気汚染の拡散をもたらすことから、現時点では車線削減の方策に踏み出すことは困難である、との見解を示している。

4 車線削減に代わる代替策(「尼崎ルール」を参考にした23号交通ルール)の実施

昨年6月の連絡会で、原告弁護団は中部整備局に対して、車線削減の実施が事実上困難ということであれば、代替策として尼崎ルールを参考とした大型車中央寄り車線走行ルール方式の実施を検討するよう申し入れた。これに対して国はこれを受け入れ、今年1月までに、ドライバー及び運輸業界に対して上記の方式へ



の協力を呼びかけるとともに、必要な横断幕、立て看板、道路上への標示などの関連工事を完成させ、既に実施されている。今年2月5日には、原告団・弁護団が整備局のバスで、担当者の説明を受けながら対象となる沿道を視察して完成実施状況を確認した。まだすべての大型車が中央走行を遵守しているとは言えない状況ではあったが、横断幕、立て看板、電光掲示板、道路面標示(「環境レーン」)は、一定の改善の余地はありつつも、ドライバーに対して23号方式を認識させる手段としては、ほぼ十分な機能を備えており、尼崎の設備と比較しても遜色のない設備であることが確認できた。

今後は、設備の継続的なメンテナンスとともに、実際に大型車のドライバーに交通ルールに協力してもらうための継続した工夫と努力が求められていると言える。

5 今後の方向

2001年8月の和解成立から13年、1989年3月の提訴から数えて4半世紀を超える26年が経過しようとする今年、原告団も高齢化が進み、元原告の7割以上が亡くなり、率直に言って運動の継続は困難な状況になっている。また、交通量削減の有力な手段として追求してきた車線削減は、部分的な社会実験の結果、周辺道路への迂回交通量の無視できないレベルの増大という「副作用」から、中部整備局に実行させるのは現実的には困難であることが明らかになっている。

他方で、伊勢湾岸道への迂回により、上述の通り23号の大型車交通量は和解以後の比較で3割あまり減少し、おそらく上記交通量低減と単体規制の進展に伴って、沿道測定局における大気汚染濃度も、最も汚染の激しかった要町測定局も含めてすべての測定局において、NO₂・SPMとも環境基準を達成する状況となっている。これは単年度の結果ではなく、ここ数年間の一貫した傾向であり、一時的な現象ではないと評価することは可能であろう。ある意味では、和解により道路

管理者との間で、名古屋南部地域の沿道環境を改善することを最大の目的として継続的に連絡会を行ってきた取り組みは、一定程度の環境改善の成果をもたらした、ある意味では社会的役割を果たしたと評価できる段階になっていると言えるのではないだろうか。言うまでも無いことであるが車線削減はあくまでも環境改善のための手段であって、目的そのものではない。とすれば、事実としての大型車交通量の低減と大気環境基準の達成という事実を前提に、今後の運動のあり方を考える時期に来ているというべきであろう。

そして、車線削減に代わる代替策としての23号通行ルール（大型車中央寄り走行方式）が実現した今、引き続きこの代替策を着実に継続させ、大型車中央車線走行という実態の定着をはかると共に、残された沿道環境整備（環境施設帯設置）を着実に進めさせることを前提に、訴訟とその後道路管理者との車線削減を軸とした環境改善のための交渉という運動に一定の区切りを付ける段階に来ているのではないかと、というのが率直な実感である。その意味で来年の総会報告では、運動の一定の区切りの報告が出来ればと考えている。

〔5〕東京大気のたたかい

東京大気汚染公害裁判弁護団
弁護士 原 希世巳

1 「東京都ぜん息医療費助成制度」のたたかい

(1) 制度「見直し」問題

11年間たたかわれた東京大気汚染公害訴訟の和解によって、18歳以上のぜん息医療費助成制度が発足して6年が経つ（18歳未満の患者の助成制度は1972年からある）。これによって現在まで都内8万人以上の喘息患者の医療費が無料化されている。

東京都が制度「見直し」を言い始めたのは2011年春のこと。この制度は被告国、自動車メーカー、東京都などが計200億円の財源を拠出して創設された

ものだが、「この財源は2014年度で使い切る見込みとなった。東京都は国やメーカーに追加の拠出を要請するが、協力を得られない時、東京都だけが拠出するのは難しい。その場合、制度としては廃止も…。」と言い出したのである。

(2) 制度存続を求める大運動

これに対して患者会は「東京都は大気汚染公害発生の責任を認めて、制度を創設したのだから責任を持つのは当然」と必死の大運動を展開した。患者会は東京保険医協会や東京民医連の協力を得て、都内

の認定患者への実態アンケートを2回にわたって取り組んだ。述べ3000人以上の患者がこれに協力した。「この制度が患者会の皆さんの大変なたたかいによって作られたことを始めて知りました。」と運動への協力を申し出る患者が何人も現れた。

患者会のはべ20日以上に及ぶ都庁前座り込み、十数回の東京都交渉、4000通に及ぶ患者要請ハガキ、13回の被告メーカー要請行動などに取り組んだ。大雪の日も休むことなく都庁前で行動した。都庁の記者クラブでもかなり話題になっていたようである。

(3) 広がる世論

「医療費が無料化されて、喘息患者は定期的に通院し、しっかり自己管理ができるようになった。かつてのように発作を起こして運び込まれる患者はほとんどいなくなりました。」医療機関はそろってこう言う。医師の評価も高い。私たちは思いきって地域の医師会に要請することとした。

最初は「そういう問題はちょっとねえ」と洩る医師会が多かった。しかし患者達が何度も足を運ぶうちに「理事会にかけてみましょう」というところも増えてゆき、2年ほどの間に都内54の地域医師会のうち、8割を越す44の医師会が東京都あての要請書を提出してくれた。今ではかなりの医師会が、気軽に患者会の作ったポスターを引き受けて、おろしてくれたりするようになった。

また患者達は町の開業医や駅前の薬局に飛び込みで要請書をお願いして回った。とりわけ薬局の反応がよく、患者はずいぶんと励まされた。

(4) 「見直し」強行

このような運動と世論の力で、2013年秋の段階で、東京都は「制度の廃止」とは言わなくなった。そしてこれまで東京都は財源の3分の1を負担してきたが、これを今後恒久的に拠出していくと約束した。しかし「2015年3月末で患者の新規認定は打ち切る。東京の大気汚染は裁判当時よりも改善したからだ」と言うのである。

我々は「冗談ではない。PM2.5は都内ほとんどの測定局で環境基準を超過しているではないか」（しかも2013年の環境基準達成率は前年の47%から3.7%へと著しく悪化している）と詰めた。多くの医師会が再度の要請書などで後押ししてくれた。7つの地域

薬剤師会まで要請書を出してくれた。しかしこのような声を無視して東京都は、2014年9月の都議会で条例改正を強行してしまった。

(5) 改正条例の内容

① 2015年4月以降、新規認定の対象を18歳未満の患者とする。

② 2018年3月末までは経過措置として医療費全額を助成する。それ以降は月6000円を超えた分のみ助成する。

これが改正条例の内容である。これによると2015年3月末までに18歳になっている子どもは今後恒久的に助成を受けられるが、17歳以下の子どもは18歳になったとたんに助成は打ち切られることになる。18歳と14歳のぜん息の子どもを持ったお母さんが、「我が子の間にこんな差別があっているのですか」と訴えていたのを忘れられない。

(6) 運動の総括と今後のたたかい

私たちは、この制度改正は補償の不当な切り下げであり、年齢による差別を持ち込むもので容認しがたいと考えているが、①制度の廃止は阻止したこと、②上記の経過措置を勝ち取り無償制度を10年間継続させたこと、③一部助成とはいえ東京都に制度の恒久的な維持を文書で約束させたことなどはこの間のたたかいの大きな成果であると考えている。

そしてこのたたかいがマスコミからも注目を浴び、患者会の運動が多くの人々の共感を呼んで、100名を越す患者が新たに入会したのもすばらしいことである。

患者会としては、この3月までに全ての喘息患者を認定させるため、医師会や薬局などへ周知徹底の働きかけ、様々な宣伝などの活動をしている。そして全国の患者会と足並みをそろえながら、本格的に国に医療費助成制度を作らせるたたかいに取り組もうとしている。

2 道路公害対策を求めるたたかい

(1) 道路連絡会・準備会

2014年度は次のように道路連絡会、準備会を行った。毎回午後1時から5時過ぎまで、激しい論戦が繰り返されている。

3月31日 第6回道路連絡会

9月8日 第11回道路準備会

1月29日 第12回道路準備会

また新たに新宿区、豊島区、西東京市、小平市の公害対策要求書を提出した。これで都内20区2市から要求書が出されたこととなる。

毎回の連絡会・準備会では「総括的な課題」として下記のテーマが議論されるとともに、「各論」として毎回十数区市・20箇所前後について、道路緑化・自転車道整備などの具体的な地域要求が議論されている。

- 1 自転車走行空間の整備（都道・国道）
- 2 激甚交差点対策
 - (1) 環境省・・・PM2.5の削減対策
 - (2) 国交省・・・松原橋・上馬・大和町などの対策、シミュレーションによる対策検討
- 3 PM2.5の常時観測体制（国交省）
- 4 大型貨物自動車の走行規制の拡大

今日まで8年余に及ぶこの取組により私たちは様々な具体的な成果を勝ち取ってきたが、本稿では、当面焦点の一つとなっている自転車走行空間整備の問題についてやや詳しく述べることにする。

(2) 自転車走行空間整備－国の施策

和解条項では国、東京都とも自転車走行空間の整備に努力することを約束した。そこで私たちは、連絡会でそのための具体的な施策を明確にするよう求めた。

これに対して、国交省と警察庁は2012年11月に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を発表し、自転車ネットワーク計画作成の指針と技術的な基準を明らかにし、各自治体に対し計画策定の支援をしていくことを連絡会で約束した。

しかしその後、そのような自治体支援策が形となって提示されることがなかったため、私たちはオランダ、ドイツ、イギリス、フランス、デンマーク、アメリカなどの先進諸国の実情を調べ、これらの国のように、環境に優しく手軽に利用できる自転車を自動車と並ぶ主要な公共交通の一つとして位置づけ、自治体への財政的な支援も含めて、国として自転車利用環境の推進のための総合的な計画を策定するこ

とを要求した(2014.2)。これに対し、国としてこのような総合的な計画を作っていく動きは見られてはいないが、昨年から5区（大田、世田谷、渋谷、豊島、練馬）で区のネットワーク計画の検討委員会に東京国道として参画していく動き、あるいは4区（千代田、江戸川、板橋、港）ではヒアリング形式で意見交換を始める動きが見られるようになった。ささやかな前進ではあるが、この動きを広げ、成果に結びつくよう後押しをしていきたい。

また直轄国道の自転車道整備については、和解直後に国道14号京葉道路の亀戸付近（自転車専用道）、その後国道17号白山通りの白山～西片（自転車レーン）を作ったのみで、なかなか進捗しなかったが、各地域からの切実な要求を受けて、今年度から来年度にかけて国道254号春日通りの茗荷谷駅付近、国道246号玉川通りの三軒茶屋～駒沢に自転車レーンが施工されることとなった。

さらには国道15号（第1京浜）については、港区～大田区の区間でこれを軸とした自転車道ネットワーク計画の検討が始まった。内容はまだこれからであるが、都道、区道と連携した広域的なネットワークが実現されるよう、今後も交渉を続けていきたい。

(3) 自転車走行空間整備－東京都

東京都は2012年10月「東京都自転車走行空間整備推進計画」を発表した。同計画では道路管理者相互に連携して自転車走行空間ネットワークを形成していくとするとともに、「必要性の高い区間を優先的に整備していく」として優先整備区間150kmを指定し、2020年(オリンピック)迄に109kmを整備するとした。しかしこれはロンドンをはじめ欧米の各都市では数百km単位で自転車道が整備されている国際的な水準と比べても極めて遅れたものである。自転車道整備を強調する外添新知事が誕生した後も、優先整備区間を11km増やして120kmとするということとどまり、新たな施策が検討されている様子はない。

問題はそれのみではない。一つは連絡会で各地域から出される自転車走行空間整備の要求に対して、東京都は「まずは優先整備区間を整備してから」と言って全く検討しようとすらない姿勢を露骨に示していることである。また優先整備区間についても、車道に設置するとの「ガイドライン」の大原則があるにもかかわらず（従前車道に整備する方向と公言

していた区間についてさえも)、満足な理由なく歩道の色分け(視覚的分離)ですませるケースが目立っている(環七・葛西、環八・梶谷、環六・中目黒など)。

そして本年1月の準備会では、上記「計画」で強調された自転車ネットワークの課題について、「計画」から2年以上経過したにもかかわらず、全く何も検討していないこと、今後いつになったら検討が始まるかも分からないことが私たちの追及により露呈した。

東京都は、決められた120kmをオリンピックまでにやるという以外(それすら予定通りには進んでいない)、一切の要求、提言などには聞く耳を持たないかのような硬直的・官僚的姿勢に終始しており、極めて不当である。東京都の消極姿勢を改めさせるべく、世論への働きかけも含めて、運動的にも工夫していきたい。

〔6〕みずしま財団の2014年度の報告

～世界一の環境学習のまちをめざして～

公益財団法人 水島地域環境再生財団
事務局長 藤原園子

はじめに

みずしま財団は巨大なコンビナートを抱える地域として、地域開発の歴史や大気汚染公害への対応を国内外に伝え、活かす取り組みを進めています。視察研修の受け入れを拡大させる「みずしまプロジェクト」に今年度も力を入れてきました。

同時に、水島のまちをこれからどうしていくのか、これを企業・行政・住民・団体が話し合い、関係性を新たに作り出していく事が重要です。

環境再生の実践と、学びの場の提供という2つの柱を軸に活動を推進してきました。2014年度の事業を報告します。

1 協働取組推進事業

水島地域に暮し、働き、学びあう方々が、環境学習・教育旅行の可能性を話し合い、その中から地域の価値を再発見し、未来についてビジョンをともにすることを目的に、環境省協働取組事業の一環で、2013年8月に協議会を立ち上げ、2014年度も継続しています。

公害を克服してきた過去には、未来を担う人材を育てる価値がある。そして未来を担う人材を育てることを地域全体でとりくむことを実践しています。

【未来ビジョン】

豊かな自然と歴史、そして健やかな暮らしと
活力ある産業が育む
世界一の環境学習のまち、みずしま

対話を重ねて共有した文章が以下です。

「水島地域の持つ資源や要素を活かした、新しい学びのしくみをつくります。新しい学びとは、多様な主体が集まって未来をつくる機会や場をつくること、地域の内外から人々が集い、とくに若い世代が集まる機会や場をつくること。そのことを通じて、未永く住み続けたい“水島スタイル”の暮らしがつけられることをめざします。」

協議会の中で取り組みのアイデアがたくさんできました。パンフレットを作成し、外部への働き

かけを行い、賛同者を呼びかけています。



2014年度は、地域資源の情報、環境学習のプログラムなど集め、HP上での情報発信を2015年2月末にスタートさせました。

ホームページアドレス
世界一の環境学習のまち・みずしま
<http://esd.mizushima-f.or.jp/>

2 資料整理と、その活用

各地と連携しながら、公害反対運動の資料を保存、整理を現地でを行い、教育への活用をしています。

■ 語り部活動

公害患者さんと地域の小学校へ行き、5年生向けに公害環境学習を実施しました。患者さんが「子どもたちがしっかり聞いてくれてうれしかった」と述べています。小学5年生は「ぼくは水島で公害があったのは知っていたけれど、こんなに重くてこんなに

つらいものなのかは知りませんでした。(中略)このことをわすれずに二度と同じようなことを起こさないように伝えていきたいです。」「ぼくは空のことは気にしていなくてこれを聞いてぼくはビックリしました。大変苦しんでいたことがよく分かりました。空がうす暗かったら、気持ちも薄暗くなるので気持ちがよくわかりました。」、など、患者さんのお話は子どもたちにとって共感を持って学ぶことのできる貴重な機会となったことがわかります。

・2015年2月18日 倉敷市立水島小学校

また、環境再保全機構のホームページで資料を公開し、学習に使える体制を整えています。

記録で見る大気汚染と裁判

<http://nihon-taikiosen.erca.go.jp/taiki/>

3 水島をフィールドに 学ぶ・伝える・考える

■ 大学生・留学生の学び

大学生・留学生等が、地域で学び、考え、対話することで、よりよい環境を創り出していくことのできる人材育成の機会を提供しました。岡山大学のキャンパスアジアを通じて、日・中・韓の学生たちが学びあいました。

■ 医学生へ伝える

2010年度から地元の医科大学に学びの場を提供しています。社会や政治と医学医療との関係、労働衛生・栄養・生活環境などと健康との関係などについて学び、医師に必要な知識、態度、行動を身に付けることを目的に水島に2時間半のフィールドワークに来られます。

地理・歴史を学び、公害患者さんのお話を聞き、公害医療に携わった医師の話を聞くことは、教科書では得られない学びと好評です。

4 患者さんの生活の質の向上をめざして

高齢化する公害患者さんの生活の質(QOL)と日常動作(ADL)の向上をめざして開発された呼吸リハビリテーションを、社会全体へ活かす取り組みが進んでいます。

慢性閉塞性肺疾患いわゆる COPD の患者さんを早期発見すること、予防に取り組むことを地域の関係主体と連携して実施しています。呼吸リハビリテーションを継続して取り組める体制作りについて検討しています。倉敷市保健所、倉敷市連合医師会、医療従事者等と協働して検討会を設置し、よりよい取り組みのため話しあっています。

昨年度、これら関係者の協働によって作成した、COPD 地域連携パンフレット（倉敷版）を活用した予防と早期発見の働きかけを行っています。

5 瀬戸内海の再生をめざして

海への関心を高めることを目的に、漁業体験の学習を実施しています。海のごみの問題は私たちの暮らしとの関わりを目で見て、話を聞いてと、体験を重視した内容で実施しています。

また、巨大なコンビナートを抱える地域から考える温暖化対策として、県へ提出した各特定事業所からの温室効果ガス排出量の結果を評価するとともに、削減努力の共有化を目的としたシンポジウムを実施しました。

・シンポジウム「地域からの地球温暖化防止対策について考える」2014 年 5 月 11 日

おわりに

研修事業「みずしまプロジェクト」を強化し、社会学・医学分野だけでなく、法学分野等の学生や社会人にむけて、水島の教訓を未来に活かすよう、前進させていきたいと思います。

これら取り組みには、継続的な協力が必要です。賛助会員にご協力いただけますと幸いです。

〔7〕 あおぞら財団 報告

公益財団法人 公害地域再生センター（あおぞら財団）
研究員 田代優秋

2014 年度は、これまでの公害地域の再生に向けたまちづくり活動を、新しい職員 2 名を迎えたことで、さらに発展、拡充させた 1 年でした。その一部をご紹介します。

①公害のないまちづくり ～人と人が出会い、行き交うイベント 「みてアート」

かつて公害のまちと呼ばれた西淀川区ですが、近年は工場が住宅に建て替わるなど、まちの風景が変わってきています。新たに移り住んだ人にも、昔から居る人にも、他所から来る人にも、様々なまちを感じてもらう機会が少なくなってきました。そこで、去年に続



使われなくなった部屋を利用した妖怪ルーム、
子どもに大人気。

いて2回目の「みてアート 2014」(11月8～9日(土、日))を開催しました。「みてアート」とは、人と人とが出会い、行き交い、何かが生まれる場を作ることです。この活動を通して、まちを元気にすることをめざして開催しました。JR 御幣島駅から歩いて行ける建物や店舗で絵画を見たり、音楽ライブを楽しんだり、キャンドルナイトに参加したり、アートを楽しむ2日間でした。

②公害経験を伝える

～各地で連携が進んでいます



公害資料館連携フォーラムでのフィールドツアーの様子

第2回目の公害資料館連携フォーラムを2014年12月5日から7日までの3日間、富山のイタイイタイ病資料館で開催しました。全国の公害地域から公害を伝えることに関心がある人たちが約160名も集い、熱い議論が交わされました。議論のテーマは「展示」「アウトリーチ」「資料保存」「学校教育」「マネジメント」と多種多様でありましたが、その中で「企業との関係」について考える分科会にはイタイイタイ病の原因企業である神岡鉱業株式会社(元:三井金属)が登壇して、裁判後の公害をなくす取り組みを発表しました。原因企業がオープンな場で公害対策について発言することは初めてのことでした。企業からは、「過去は、資料館で見ることはできるが、今、どうしているのかというのは、現地に来ていただいて見てもらうのが一番良いと思うので、資料館の夏休みのツアーのようなものは今後も続けたい。海外からの研修生を受け入れる時にも、我々の経験を伝えて、東南アジアのほうで同じことを起こさないようにしていきたい。」という発言がありました。公害を伝える取組がこれまでの企業責任を追及する立場から、共に考える時代が変わったことを

世間にアピールする場となりました。

③自然や環境について学ぶ

～ニシヨドガワ ノラシゴト
都会の中で畑ができた!?



みんなで種まき。早く芽がでるといいな～。

台所から出る残飯、揚げ物の油、皆さんどうしていますか?捨ててますよね…。でも、こうしたものを地域の中で循環させて、環境にいい街を作ろうとしているのが「西淀川菜の花プロジェクト」。その取り組みのひとつとして「ニシヨドガワ ノラシゴト」が今年10月から始まりました。これは(株)ニチノサービスさんからCSRの一環で工場内の土地約500m²を無償で提供して頂き、家庭から出るもので堆肥を作り、みんなですこしずつ「農地」を作る、そんなプロジェクト。まず初めは、“菜の花”を栽培して来年6月には菜種油を搾って美味しい料理をみんなで作って食べます!

④公害患者さんの生きがいづくり

～呼吸ケア・リハビリテーションプログラム

公害患者さんの健康回復や生きがいづくりの事業に取り組む、あおぞら財団では、西淀川区内の3つの診療所で開催されている「楽しく呼吸会」のお手伝いをしています。公害病の認定を受けている患者さんだけではなく、COPD(慢性閉塞性肺疾患)など、呼吸器の病気をもつ方々に参加していただけます。2ヵ月に1回の頻度でおこなっており、そのメニューは年間通じてさまざまです。基本的には楽しみながら体を動かし、楽に呼吸ができるようにと、理学療法士による呼吸リハビリテーションを実践しています。



喘息・COPD（慢性閉塞性肺疾患）の薬について
薬剤師さんから教えてもらっています。

参考：

あおぞら財団 <http://aозora.or.jp/>

ブログ <http://aозora.or.jp/blog>

Facebook や Twitter を用いての情報発信に力をいれています

⑤みんなとつながる

～国際交流：

日中公害・環境問題に関する研修プログラム

あおぞら財団では、日本の公害経験を発信し、情報交換することによって、中国やアジアの環境問題の解決をめざして、中国の環境 NGO との交流活動を続けています。今年度は12/4～8の期間に3名が来日されました。あおぞら財団から西淀川公害や公害反対運動の経過、やあおぞら財団が取り組んでいるフードマイレージプログラムや廃油回収の活動を紹介しました。また、中国では患者さんを診てくれる病院が少ないため、病院副院長や副理事から病院建設の資金集めをどのようにおこなったか、医師をどうやって集めてきたか、住民が西淀川公害裁判を提訴したあとは、医療機関としてどのような取り組みをおこなったか、などを聞きました。



中国の環境 NGO と交流しながら情報交換

(基地騒音)

〔1〕第2次新横田基地公害訴訟 報告

弁護士 小林 善 亮

1 これまでの経過

2013年3月26日、横田基地周辺住民が航空機の飛行等の差止めと、過去・将来の損害賠償を求めて提訴しました（第2次新横田基地公害訴訟）。原告数はその後の追加提訴を含めて約1078名となりました。地域は東京都と埼玉の8市1町にまたがっています。

横田基地の飛行騒音については、1976年から裁判がたたかわれてきました。これまで、夜間早朝の飛行差止めと将来請求は残念ながら認められてきていません。しかし、2005年の新横田基地公害訴訟控訴審判決は、「騒音被害に対する補償のための制度すら未だに設けられず、救済を求めて再度の提訴を余儀なくされた原告がいる事実は、法治国家のありようから見て異常の事態で、立法府は、適切な国防の維持の観点からも怠慢の誇りを免れない」と長年にわたり騒音を放置した国の姿勢を厳しく指弾し、1年間に限り将来の損害賠償を認めました（将来請求は最高裁で否定されました）。

その後も、横田基地の騒音は収まっていません。そればかりか、2012年には、横田基地に自衛隊航空総隊司令部が移駐し「自衛隊横田基地」が設置されました。日米共同統合運用調整所も新設され、日米一体化が進み横田基地の機能強化がなされました。さらに、パラシュート訓練も行なわれ、オスプレイが度々飛来するなど、周辺住民は、騒音だけでなく墜落や落下の不安も抱えています。

2 今回の訴訟のポイント

今回の訴訟では、今までの訴訟の成果を踏まえた上で幾つかの点で新たな請求をしています。まず1点目は、飛行差止めの対象に米軍機だけでなく自衛隊機も加えたことです。横田基地に自衛隊航空総隊司令部が移駐

してきたことにより、自衛隊機の飛来も予想されるため、この差止めも求めています。2点目は、飛行差止めを求める時間帯を夜7時から朝7時までとした点です。横田基地では、日米合同委員会の合意により、夜10時～朝6時までは緊急時を除いて飛行が禁止されることになっています。しかし、午後10時前に駆け込みで航空機が飛行することや、午前6時過ぎに飛行を行うことが非常に多くなっています。また、午後7時から午後10時の、住民が帰宅して団らんや休息をしている時間帯に日常的に米軍機の訓練が行なわれており、この時間帯の騒音被害は深刻です。この時間帯に静かにしてほしいというのは住民の切実な願いなのです。3点目は、75W未満の地域に住む住民も原告となったことです。これまでの裁判ではWECPNL（うるささ指数）で75W以上の地域の住民にしか損害賠償請求は認められてきませんでした。しかし、75W未満の地域にも騒音被害に苦しむ住民はおり、国の定める環境基準も70Wとなっています。従来以上に被害救済の範囲を拡大すべく、75W未満の方も原告となっています。

3 訴訟の現状

提訴から間もなく2年となります。この間、国からは五月雨式に反論が出ていますが、国は長年にわたる騒音訴訟の結果、判決で排斥されてきた主張を再び持ち出してきています（危険への接近の法理、軍事公共性の主張、共通損害の否定等）。また、これまで最高裁が被害認定の区域として採用してきた防衛施設庁方式で調査した騒音区域（コンター）ではなく、防衛施設庁方式よりも騒音被害が小さく計算される環境庁方式で調査した騒音区域（コンター）を主張し、さらに、昼間の時間帯は騒音区域外に移動する原告がいるとして、昼間の騒音を控除して計算した騒音区域図を提出

しました。このような国の主張態度は、この間の基地周辺住民のたたかいの到達点を無にするものであり、被害救済を先延ばしにして、その範囲も少しでも小さくしようと躍起になっていると言わざるを得ません。

原告は、これら国の主張に反論すると共に、原告世帯の陳述書を作成し、昨年末に提出しました。現在、航空機の飛行状況等を撮影したビデオを証拠として提

出し、法廷での上映を求め、現場検証や証人尋問の実施も強く求めています。いよいよ、今年は立証段階に移ります。今後とも首都東京の人口密集地にある基地の被害と危険性を訴え、全国の基地訴訟と連携しながら、粘り強く運動を続けていきます。引き続きみなさ

のご支援をお願いいたします。

〔2〕第三次嘉手納爆音訴訟 報告

弁護士 齋 藤 祐 介

1 提訴に至る経緯

1982年に提訴された第一次嘉手納爆音訴訟は、1994年に第一審判決が、1998年に控訴審判決が、それぞれ言い渡されました。

また、2000年に提訴された第二次嘉手納爆音訴訟は、2005年に第一審判決が、2009年に控訴審判決が、それぞれ言い渡されました。

上記各判決は、いずれも、嘉手納飛行場から生ずる爆音を違法と認定し、国に対し損害賠償の支払いを命ずるものでした。

第一次嘉手納爆音訴訟の提訴から、現在まで、既に30年以上もの期間が経過しました。しかし、嘉手納飛行場から生ずる爆音は、相変わらず、沖縄県内に轟いています。

国において、司法判断を真摯に受け止め、爆音をなくす、あるいは軽減させるという態度は、全くといっていいほど見られず、違法な騒音に対する根本的な対策は、何らなされていません。

私たちは、2011年4月、第三次嘉手納爆音訴訟を、那覇地方裁判所沖縄支部に提訴しています。違法な爆音は放置され続け、沖縄県民の怒りは頂点に達しています。そのため、第三次嘉手納爆音訴訟は、提訴時において、原告数2万2058人を数える国内最大規模の訴訟となりました。

爆音の激甚地区である嘉手納町においては、実に全町民の約35%にあたる町民が、原告となっています。

2 訴訟の経過

ア 審理等

第三次嘉手納爆音訴訟が提起されてから、4年が経過しました。

2014年秋より、証拠調べに入り、いよいよ、結審が見えてきたところです。

これまで、嘉手納飛行場には国が主張する「公共性」などは皆無であり、むしろ著しい「反公共性」があること、爆音による睡眠妨害について、あるいは、昼間騒音控除の主張に対する反論などについて、4年間にわたって主張を積み重ねてきました。口頭弁論期日においては、期日のたびに代理人弁護士が要旨陳述を行い、傍聴人にも理解して頂けるようにしています。

また、各口頭弁論期日の開廷中には、裁判所に隣接する空き地において、法廷に入りきれなかった原告を対象に、弁護団数人で、法廷の中で行われているはずのやりとり等をマイクで説明しています。この説明について、原告からは、「法廷のなかで何が行われているか分かりやすい」などと好評を得ています。

証拠調べ期日においては、すでに、沖縄県うるま市における宮森小学校ジェット機墜落事故の目撃証人から、当時の悲惨な状況についてお聞きしました。また、高等学校の教諭からも、爆音による教育への悪影響等について証言をしていただきました。さらに、複数の大学の教授からも、平和的生存権について、あるいは、嘉手納飛行場の基地形成過程や同基地の反公共性等について、証言をしていただきました。

イ 対米訴訟

私たちは、2012年11月30日、アメリカ政府に対して、飛行差し止めと損害賠償を求める訴訟を追加して提訴しました。

第二次訴訟では、対米訴訟について、訴状の送達すらされず、「外国国家の主権的行為について民事裁判権は免除される」として、却下された経緯がありますが、今回は、2009年に「外国等に対するわが国の民事裁判権に関する法律」（主権免除法）が施行されたことにより、同法を法的根拠として、米国に対し、提訴したものです。

現在まで、訴状の送達はなされておらず、今後も、裁判所に対し、主権免除法等を主張して、訴状を送達するよう強く働きかけていく所存です。

3 今後の予定等

先に述べたように、提訴から4年が経過し、証拠調べ段階に入りました。本訴訟は2016年度ないし2017年度に判決を迎える可能性が高いといえます。今後は、専門家証人とともに、各地域の原告数十名の尋問を予定しています。

特に、第二次訴訟において、読谷村座喜味以北地域に居住する住民については、告示コンター内であるにもかかわらず、実勢騒音が告示コンターと乖離しているなどとして、損害賠償請求が棄却されたという経緯があります。しかし、座喜味以北の住民においても、騒音被害の訴えが強く、弁護団では、この座喜味以北地域について、正当な判断が得られるように、立証等を尽くしていきます。

4 法廷外の活動

2013年12月、沖縄県の前知事仲井真弘多は、名護市

辺野古沖の公有水面埋立許可を行い、勝手に140万沖縄県民を代表して、安倍総理に一括交付金の「感謝」を申し上げた上で、一人で「いい正月」を迎えました。これに対し、沖縄県民は激怒し、沖縄県議会は、即座に、前知事の辞職勧告決議を可決しました。

2014年11月16日における沖縄県知事選挙では、辺野古移設反対を掲げる翁長雄志前那覇市長が、仲井真弘多前知事に10万票以上の差をつけて大勝し、同年12月の衆議院議員選挙でも、沖縄県内4選挙区全てで、辺野古移設反対を主張する「オール沖縄」の候補が勝利しました。

しかしながら、政府は、沖縄県の民意を無視し、辺野古埋め立て工事の準備を着々とすすめています。辺野古ゲート前では、抗議する市民と機動隊との間で緊迫した状態が続いています。

辺野古移設は、まさに正念場を迎えています。辺野古移設阻止のために、非常に重要な時期を迎えています。

私たちは、沖縄における新基地建設に反対する運動についても、他の団体と一丸となって、全力で取り組んでいます。

皆様も、沖縄にお立ち寄り際には、ぜひ、辺野古ゲート前での座り込み活動にご参加ください。

〔3〕 第二次普天間基地爆音訴訟の経過報告

弁護士 白 充

1 本訴訟が目指すもの―請求の趣旨

2012年3月30日、第二次普天間基地爆音訴訟（以下、「本訴訟」という。）が提起された。今年（2015年）で4年目を迎える。

本訴訟は、損害賠償と共に、いわゆる「差止め」を求めているが、その内容（請求の趣旨）は、要旨、以下のとおりである。

【違憲確認】

1 主位的請求

国が米国との間で締結した普天間飛行場提供協定が、違憲無効であることを確認する。

2 予備的請求

国が普天間飛行場において、一定レベルを超える騒音到達を放置している行為が、違憲であることを確認する。

【差止め】

1 午後7時から午前7時まで40dBを超える騒音を到達させてはならない。

2 午前7時から午後7時まで65dBを超える騒音を到達させてはならない。

【損害賠償】

提訴3年前から結審後1年まで、月額3万4500円を支払え。

2 本訴訟の特徴①―違憲確認（主に確認の利益）をめぐる主張と反論

本訴訟は、従来の司法の判断である、いわゆる「第三者行為論」や「主権免除論」を克服するため、普天間飛行場提供協定が違憲無効であることの確認を求めた。

これに対し、国は、この訴えが「法律上の争訟」にあらず、確認の利益もないと述べている。

確認の利益がないとの主張の中で、国は、いわゆる「対象選択の適否」、「方法選択の適否」、「即時確定の利益」

のいずれもないなどと述べているところ、特に、「方法選択の適否」の部分で、「本件飛行場の航空機による騒音暴露によって具体的被害を受けているというのであれば、端的に損害賠償等の給付請求の訴え等を提起すれば足りる」ため、違憲無効確認の訴えが不適切であると述べている。

しかし、そもそも上記のような違憲無効確認を求めるに至ったのは、いうまでもなく、差止請求が「第三者行為論」や「主権免除論」によって認容されない現状があるからであり、更に言えば、そのような現状により、違法な権利侵害が継続したまま止められていないからである。「爆音」が違法な権利侵害であることが明白であって、それを給付訴訟では止められないという前提に立つ以上、確認訴訟によるという方法が適切であることは避けられないはずである。

もっとも、読み方によっては、国の反論は、従来の「第三者行為論」や「主権免除論」の問題点を、自ら指摘しているものと言えるのかも知れない。違憲確認の主張・反論が繰り返されるほど、従来の理論が内包する問題点があぶり出されているのではないだろうか。

3 本訴訟の特徴②―境界線上原告の救済へ

本訴訟の原告には、「形式的には告示コンターの内側には居住しないものの、実質的にはW値75と同程度の騒音暴露状況にある者」が存在する。この原告を、本訴訟では「境界線上原告」と呼んでいる。

境界線上原告については、以下の理由で、その救済がなされるべきことを主張している。

① 境界線上原告らがW値75と同程度の騒音暴露状況にあること

② 仮に、境界線上原告らがW値75と同程度の騒音暴露状況にないとしても、そもそも本件訴訟においては、W値70を、違法性を画する基準として採用すべきであって、境界線上原告らはW値70を優に超える者であるため、本件請求が認容されるべきこと

(1) ① W 値 75 と同程度の騒音暴露状況にあること

まず、普天間飛行場に関する告示コンターには、作成時の計算ミスがある。これは、沖縄県が作成した調査報告書にも指摘されており、第一次訴訟でも指摘し、専門家証人の尋問も行なったが、第一次訴訟の判決では、これに対する言及はなかった。そこで、本訴訟でも、この点については詳細に主張をしている。

また、境界線から境界線上原告との距離は、遠くても 50m 程度であるという事実に基づき、騒音の差が無いことも述べている。

(2) ②違法性を画する基準について

そもそも、W 値 75 というものは、これまでの行政上の騒音対策の実績等の積み重ねにより編み出されたものに過ぎず、絶対的な基準でもなく、騒音暴露レベル自体が常に変動することを考えても、絶対視されるものでもない。

ましてや、違法な侵害行為が今なお継続していること、普天間飛行場の場合、オスプレイによる低周波音被害が生じていることを考慮すると、W 値 75 が基準として不適切であるというべきである。

それゆえ、本訴訟においては、W 値 70 を、違法性を画する基準として採用すべきであることを主張し、そうすると、境界線上原告も救済されるべきであることを述べている。

4 おわりにー辺野古新基地建設から見える米軍基地の違法性と国の態度

現在、国は、「普天間飛行場の辺野古移設」という名目で、辺野古新基地建設に躍起になっている。2014 年の選挙では、「辺野古新基地反対」の民意が明確に示されたのに、である。

そもそも、辺野古新基地建設に伴う辺野古・大浦湾の埋立ては、公有水面埋立法等に違反する違法なものである。

また、国は、「普天間飛行場の危険性の除去」をかけた、辺野古新基地建設に取り組んでいるが、そうであれば、（仮に危険性除去のための「唯一の手段」が辺野古新基地建設であったとしても、少なくとも）本訴訟では、「第三者行為論」や「主権免除論」、ひいては違憲確認の訴えについて「確認の利益がない」などと主張せず、まさに「普天間飛行場の危険性の除去」のために、原告である住民らと主張を共にすべきではなかろうか。

我々弁護士は、普天間飛行場の危険性を除去し、普天間飛行場の危険性を辺野古にも移させないため、これからも闘い続けていく。

〔4〕第 5・6 次小松基地騒音差止等訴訟報事件報告

小松基地騒音訴訟弁護団 事務局
弁護士 川 本 藏 石

1 はじめに

「平和で静かな空を返せ」をスローガンに、わが国初の軍事基地を相手方とした小松基地の騒音等をめぐる訴訟は、昭和 50 年に第 1 次訴訟が提起された。その後

第 2 次訴訟が提起され、平成 6 年 12 月 26 日の名古屋高等裁判所金沢支部の判決でひとつの区切りがついたかに思えた。

しかしながら、判決内容は賠償こそ認めたものの、根本的救済である飛行差止については門前払いであっ

た。判決報告集会の中で自然と新たな救済を求める声が出始めた。「平和で静かな空を返せ」というスローガンからすれば至極もっともな動きであり、第3次・4次訴訟の提起となった。

2 第5・6次訴訟に至る経緯について

第3・4次訴訟の提起にあたっては、本件訴訟が騒音被害に苦しむ人々を救済すると同時に、音源である在日米軍や自衛隊の存在意義を問う闘い、平和の闘いでもあることを説明し理解をえた。

第3・4次訴訟の判決は平成19年4月16日名古屋高等裁判所金沢支部であった。損害賠償は認めたが、差止は一審と異なり民事差止請求の適法性を否定して却下というものであった。被害の根本的救済を否定したという点で第1・2次の場合と同様で、必然的に新たな闘いを求める声が生まれた。その結果、平成20年12月24日、原告数2121名で第5次提訴。翌21年4月27日、原告数106名で第6次提訴が行われた。

3 第5・6次訴訟の現状

公判はこれまで20回開かれ、原告は17通の準備書面を、被告は16通の準備書面を提出している。原告の主張は健康被害に関するものを除いてほぼ終了しているが、健康被害に関する主張を今後3ないし4通ほど予定している。一方、被告の主張もほぼ終了し、原告の健康被害の主張を検討したうえで反論の主張を予定しているとのことである。

立証の重点は、原告団・支援運動体による騒音調査結果を基にした騒音曝露の実態、及び騒音曝露に伴う健康被害の実態においている。

特に、騒音による健康被害の立証は民事差止を求める上で重要なポイントになることから、騒音地区・非騒音地区に分けて広範囲のアンケート調査を実施した。医師を中心として、「医学調査班」を組織し、平成23年6月から8月にかけて、W70から80までの4地区及び非騒音地区2地区の、あわせて676世帯でアンケート調査を実施。584世帯から回答を得た（回収率86.4%）。

その結果、概ね以下のような結果が明らかとなった。その1つは戦闘機騒音がひどくなるにつれ睡眠が妨げられたことがあると回答した人の割合が増えており、

戦闘機騒音により基地周辺に住む人たちの睡眠が妨げられていることが明らかとなった。また、戦闘機騒音で睡眠を妨げられることが多いと答えた人ほどGHQ得点が高い（精神健康状態が悪い）傾向にあり、かつ、GHQ得点6点以上（うつ病が心配される状態）のリスクが高いことも明らかとなった。

もう1つは騒音地区では、非騒音地区に比べ低体重出生児の割合が高いことがわかった。騒音地区では、騒音レベルが高くなるにつれ、騒音をうるさく感じたり、睡眠障害になったり、精神疾患が疑われる母親が増える。このような母親から生まれる子どもの出生体重が、そうでない母親の場合に比べ低いことが明らかとなった。

現在、調査結果の集計・分析作業を終え、報告書を書証として提出、あわせて報告書の内容を敷衍する準備書面を提出することになっている。

一方、被告の主張は、コンター内の騒音曝露状況は実際にはコンターの数値より低くなっている（実勢騒音値論）。また、原告の内昼間コンター外に働きに出ている人の騒音曝露量は低くなっており、その点も考慮されるべきである（昼間騒音値控除論）。さらに、その点も含め原告らは共通被害ではなく個別被害を主張・立証すべきで、民事差止は不適法、という従前どおりのものである。

4 今後について

平成24年12月26日の公判期日において、突然、裁判所から双方に和解による解決が可能か否か検討してほしい旨の提案がなされた。しかし、被告の頑なな姿勢もあって具体的な内容に触れることなく不調となっており、判決による決着が必至である。

先に述べたように騒音曝露の実態を明らかにし、それによって基地周辺の住民らに深刻な健康被害が生じていることを立証し、「静かで平和な空」を取り戻すことこそ何より肝要であるというのが、原告団・弁護団の一致した思いである。

(イタイイタイ病)

イタイイタイ病訴訟

～カドミウム被害根絶の運動～

イタイイタイ病弁護団 前事務局長
弁護士 水谷 敏彦

はじめに

神通川流域におけるカドミウム被害根絶の運動は、1972年8月のイ病訴訟勝利判決によって勝ち取られた3つの誓約書・協定書を基礎としつつ、2013年12月に原因企業との間で取り交わした「神通川流域カドミウム問題の全面解決に関する合意書」に基づき、進められている。この「全面解決」合意はそれまでの運動の到達点であり、一つの区切りを成すものであったが、もとよりイ病をはじめとするカドミウム被害問題の終息を意味せず、今後とも諸課題に取り組まなければならない。

イ病対策協議会と6地区公害（鉱害）対策協議会はこれまで、神通川流域カドミウム被害団体連絡協議会（被団協）に結集し、患者救済・再汚染防止等の諸課題に取り組んできたが、昨年8月、一般財団法人（被団連）を設立し、新たな体制のもとに再出発した。

本稿では、「全面解決」合意後の動向を中心に報告する。

1 カドミウム健康被害の救済

(1) イ病認定・要観察判定

3名（うち2名は男性）が認定申請をしていたところ、昨年8月、2名（いずれも男性。88歳と87歳）が新たに患者に認定された。3年ぶりの認定であった。そのうち1名は骨片を採取して観察する行政検査（骨生検）を経ている。不認定の1名は認定第4条件の骨軟化症所見が認められないというものであり、認定行政における第4条件の運用は相変わらず厳しい。

また、住民健康調査の精密検査を受けた者の中から新たに女性2名（85歳と77歳）と男性1名（82歳）が要観察者に判定された。要観察判定をめぐっては、判定条件とされている「何らかの骨所見」の意義内容について、その判定行政上の運用が不明瞭であり、環境省や富山県に説明を求めてきた（今般の要観察判定がこの取り組みが奏功した結果といえるかは不明である。）が、今後とも要観察判定の透明性を追求していく必要がある。

2014年度までの認判定状況は本報告末尾添付の「イ病患者認定・要観察者判定年次別一覧表」のとおりである。

(2) カドミウム腎症の救済

2013年12月合意により原因企業が運営する「健康管理支援制度」が創設され、カドミウム暴露（居住）要件と腎機能要件（ $\beta 2 - \text{MG}$ の尿中濃度が一定値以上）を満たすカドミウム腎症患者に健康管理支援一時金が支給されることになった（なお、同じ要件を満たし、2009年4月以降に死亡した者については弔慰金が支給される）。

この制度を受けて、昨年は、居住年数を満たす者全てを対象に住民健康調査が実施された（これまで5年刻みの節目年齢の者が受診していた）。調査結果によれば、受診した2493名のうち362名について精密検査が必要だとされた。この精密検査が必要とされる者のうちの3分の2程度（残り3分の1は尿タンパクが量が一定基準を上回ったために精密検査が必要とされる者である。）が一時金支給の対象者に該当するとみられるが、本年2月時点で一時金を申

請している者は100名余にとどまる。広報を充実させ、本制度の周知徹底を図る必要がある。

一時金申請者にかかるカドミウム暴露（居住）要件の確認審査等の事務は、原因企業と被団連とで開催する確認会議で行われている。この確認会議には弁護団員が関与して円滑な運用を図っており、順調に軌道に乗っている。

(3) イ病（近位尿細管機能異常）研究

環境省委託による総合研究が継続されており、なかでもカドミウムによる近位尿細管機能異常に関する研究では、尿中 $\beta 2-MG$ が持続して高値を示す住民について経時的にデータを集積する調査研究として「尿中ベータツーミクログリン高値持続に関する個別健康調査」が実施されている。この調査研究がカドミウム腎症の疾病性を明らかにするものとならないか期待され、研究の推移と結果に注目している。

2 発生源対策

再汚染防止のための発生源対策は揺るがせにできない重要課題である。2013年12月「全面解決」合意でも、原因企業との間で、カドミウム被害が再び繰り返されないよう不断の取り組みが必要であることを確認している。1972年8月公害防止協定の効力はこの「全面解決」合意によっても存続しており、これに基づく神岡鉱業に対する立入調査は昨年も継続されている。

昨年は、5月26日～27日排水・排煙専門立入（参加人数10名）、6月28日植栽専門立入（同10名）、そして前日10月9日の事前学習会を経ての10日全体立入（同61名）が取り組まれた。

「全面解決」合意では、「公害防止協定に基づく立入調査については、神通川の重金属濃度の水質が自然界の水準まで回復した現状を踏まえ、原因企業の自主的な公害防止対策への取り組みを尊重し、今後の立入調査を行う。」とされ、この合意を踏まえ、立入調査は原因企業の自主的な取り組みを監査するという監査型の調査に移行しつつある。

こうした観点から、昨年の立入調査は、調査ポイントを厳選して調査を行った上、基本的には原因企業の自主的な取り組みの報告を受け、質疑応答を行うという形で進められた。会社側からは、集中豪雨対策とし

て堆積場決壊を防止するための非常排水路の出口工事の計画が示され、また、最終排水口となる鹿間総合排水の水質をさらに改善するため、現在は使用していない既存の18mシクナーを改修して濁水処理に利用する検討を進めていることなどが表明された。

3 イ病を語り継ぐ活動

2012年4月にオープンした県立イ病資料館は、会館1年目には来館者が4万人を超え、本年1月末時点では9万6400人と、順調に来館者を伸ばしている。「課外学習サポート事業」（環境省の援助事業）の実施による児童・生徒・学生の来館も多い。5か国語対応化も進められた。また、水俣病資料館等と連携してフォーラムを催したり、企画展を行うなど、イ病を語り継ぐ役割を担っている。

弁護団はこれに“語り部”として参画するなどしており、今後とも資料館に対しの確な提言を行い、資料館保有の資料の開示・有効活用を促進するなど、その情報発信機能をさらに充実させていく必要がある。

4 その他の諸課題

(1) イ病資料の収集・保存

医学研究者等が保管しているイ病研究に関する第一次資料の散逸を防ぐために、その収集・保存が喫緊の課題となっており、環境省と県に粘り強く働きかけていく必要がある。

(2) 清流会館の機能移転

住民運動の拠点である清流会館について、その機能をイ病資料館内ないし近辺の施設に移転するとともに、人的体制も整備するなどし、住民目線に立ってイ病を風化させない取り組みの継続を図らなければならない。

(3) 通川清流環境賞の運用

一般財団法人の設立を機にイ病環境基金が設けられ、優れた環境保全活動等を行った者に“神通川清流環境賞”を付与することになった。この環境賞の運用を具体化するため、選考委員会の立ち上げなど準備を進める必要がある。

(4) イ病運動の歴史的まとめ

2010年に小松義久前会長、2011年に木澤進元弁護団事務局長、2013年近藤忠孝前弁護団長を失うなど、イ病をはじめとするカドミウム被害根絶の運動を担ったいわば証人の方々が徐々に少なくなっている。2011年3月には若手弁護団員が中心となって『語り継ぐイタイイタイ病住民運動—富山・神通川流域住民のたたかい—』を上梓したが、抜けている運動史の部分があるとの指摘もあり、またその後の「全面解決」合意に向けた運動史を補充する必要がある。そこで、イ病弁護団活動の歴史的まとめを行うことが提起されている。

イ病患者認定・要観察者判定年次別一覧表

2014.12

2014.12

	認定患者			要観察者							
	認定	死亡	現在数	判定	要観察者削除内訳				現在数		
					患者認定	死亡	解除	計			
S	42	73	3	70	155	0	2	0	2	153	
	43	44	12	102	33	19	2	29	50	136	
	44	3	8	97	1	1	6	106	113	24	
	45	4	4	97	2	2	5	15	22	4	
	46	1	5	93	1	0	0	0	0	5	
	47	0	11	82	138	0	5	0	5	138	
	48	1	2	81	21	0	10	16	26	133	
	49	3	12	72	7	2	6	9	17	123	
	50	0	7	65	4	0	4	20	24	103	
	51	0	6	59	5	0	2	3	5	103	
	52	0	9	50	4	0	8	0	8	99	
	53	1	1	50	4	1	6	6	13	90	
	54	0	5	45	1	0	6	0	6	85	
	55	1	4	42	3	1	9	10	20	68	
	56	1	4	39	1	①	0	7	0	7	62
	57	0	5	34	4	0	8	0	8	58	
	58	10	7	37	0	④	6	7	0	13	45
	59	1	6	32	1	1	7	0	8	38	
	60	1	9	24	0	0	8	0	8	30	
	61	4	7	21	1	③	1	7	0	8	23
	62	0	3	18	0	0	5	0	5	18	
	63	1	2	17	1	1	0	0	1	18	
H	1	4	6	15	0	①	2	4	0	6	12
	2	1	4	12	0	①	0	2	0	2	10
	3	1	1	12	5	1	1	0	2	13	
	4	5	6	11	5	③	1	2	0	3	15
	5	18	14	15	0	⑬	4	1	0	5	10
	6	3	4	14	2	3	0	0	3	9	
	7	0	1	13	0	0	0	0	0	9	
	8	0	2	11	1	0	5	0	5	5	
	9	0	2	9	0	0	0	0	0	5	
	10	2	2	9	0	0	0	0	0	5	
	11	0	3	6	0	0	0	0	0	5	
	12	1	1	6	0	0	0	0	0	5	
	13	1	1	6	1	1	0	0	1	5	
	14	1	3	4	1	①	0	2	0	2	4
	15	1	1	4	0	0	1	0	1	3	
	16	1	2	3	0	①	0	1	0	1	2
	17	0	1	2	0	0	0	0	0	2	
	18	3	1	4	0	0	1	0	1	1	
	19	1	0	5	2	1	0	0	1	2	
	20	3	2	6	0	1	0	0	1	1	
	21	0	1	5	0	0	1	0	1	0	
	22	0	0	5	0	0	0	0	0	0	
	23	1	2	4	0	0	0	0	0	0	
	24	0	0	4	1	0	0	0	0	1	
	25	0	1	3	0	0	0	0	0	1	
	26	2	0	5	3	1	0	0	1	3	
合計	198	193	5	408	50	141	214	405	3		
				(337)	(28)		(146)				

注:()は実数 ○数は申請中死亡者 H26の数値は12月31日現在のものです。

(水俣病)

〔1〕 ノーモア・ミナマタ第2次国賠熊本訴訟の現状

ノーモア・ミナマタ国賠等訴訟弁護団
弁護士 板 井 俊 介

1 すべての水俣病被害者への賠償実現のため

2013年6月20日、水俣病不知火患者会の会員48名は、チッソ株式会社、国及び熊本県を被告として、総額2億1600万円（原告1名につき450万円・慰謝料400万円と弁護士費用50万円）の賠償を求めて、熊本地方裁判所に提訴した。

国及び熊本県に対して、水俣病の拡大責任を認めた平成16年10月15日の水俣病関西訴訟最高裁判決の後、「すべての水俣病被害者救済」を求めたノーモア・ミナマタ国家賠償等請求訴訟は、平成23年3月、約3000名の原告が勝利和解を勝ち取り終結した。

しかし、いわゆる水俣病特措法の審査では、到底取得できないような過去の書類の提出がなければ、「曝露要件充たさず」として検診もせずに非該当とされるなど、特措法の非該当処分にはおよそ正当性は認められない。にもかかわらず、熊本県・鹿児島県は環境省の意向に従い特措法の非該当処分に関する不服申立手続（異議申立）さえ認めないという暴挙に出た。

また、国が、平成24年7月、患者団体の強い反対を押し切り特措法の申請期限を締め切ったことにより、未だ申請に踏み切れなかった潜在被害者が多数残されている。

さらに、平成25年4月16日、最高裁は、2名の水俣病患者を認定すべきとして、国の認定制度の運用を断罪したが、その後も認定制度の改善が見込める状況ではなく、認定制度において被害者が救済されることも困難である。

チッソは分社化の手続途上にあるが、被害者を放置して加害責任を免れさせるわけにはいかない。

原告らは司法の場において、地域や年代での不合理な線引きを突破し、「すべての被害者救済」を実現すべ

く、本訴訟を通じて「司法救済制度」を確立し、裁判所に救済対象者の判断権を与えた上で、一時金のほか、月々の療養手当、医療費の支給を含む3点セットによる賠償を勝ち取ろうとするものである。

2 国、熊本県の暴言

本訴訟の原告には、いわゆる水俣病特措法における「対象地域外」に居住をする原告が数多く含まれている。しかし、国、熊本県は、これら対象地域外に居住する原告の曝露歴を厳しく争っており、この点の立証が大きな問題になる。

2015年10月17日の第7回口頭弁論において、村山雅則弁護士による「水俣病の被害状況を明らかにするため、いわゆる水俣病特措法の地域別、年代別の判定結果を公表すべき」との意見陳述に対し、国、熊本県の指定代理人は、「特措法の救済策の判定結果は、水俣病への罹患を示すものではない」から訴訟とは無関係であるとして、その開示を拒否した。

純粋な法理的理論の問題は措くとして、少なくとも、水俣病特措法は「水俣病被害者」を救済するための法制度であり、法的な意味においても、その判定結果は原告らの曝露状況を推認させる一つの資料となることは明らかである。にもかかわらず、この国、熊本県側の態度は、水俣病特措法で救済対象となった者であっても水俣病ではない、すなわち“ニセ患者”であるかのような発言であり、暴言というほかない。

このような発言は、原因者負担の原則を盾にして、チッソのみに損害賠償責任を負わせるという構図、すなわち、最高裁判決において水俣病拡大の原因があるとされた国、熊本県であっても法的な責任を負わないとする発想に端を発するものであり、これこそ、判決

で断罪され続けた国、熊本県の姿勢である。

3 追加提訴

第1回弁論の10日後である平成25年9月30日、新たに132名の水俣病被害者が追加提訴を行い、平成27年2月26日現在、第7陣提訴まで終え、原告団は742名となった。

追加提訴では、その約8割が対象地域外、あるいは、昭和44年以降に生まれたため対象外となる者であり、さらに、自分の身体被害が水俣病に基づくものであることを知った時には、すでに水俣病特措法の締め切り（平成24年7月31日）後であった者も含まれている。

このように、対象地域外、年代の制限、特措法の不当な申請打ち切りなど、水俣病特措法の運用の不当性

を通じて、水俣病問題が孕む多くの論点が本訴訟で問われることになる。

4 全国的な支援を

熊本現地では現時点において、園田昭人弁護士を団長として熊本、福岡、大阪、東京から63名が弁護団に参加している。しかし、これらの地域にとどまらず、昭和30年代以降、水俣周辺地域から全国に転出した水俣病被害者は多数存在していることは明らかであり、本訴訟においては、これらの未救済患者を発掘し、被害実態を訴えることが重要である。

水俣病の最終解決のために公害団体各位のご理解とご支援を頂ければ幸いである。

〔2〕 全ての水俣病患者の救済に向けて、 「ノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟」

ノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟弁護団 事務局長
弁護士 井 奥 圭 介

1 ノーモア・ミナマタ近畿訴訟の和解解決

他県居住の水俣病患者の救済と水俣病の最終解決のための世論喚起を目的として2009年2月27日に大阪地裁に提訴された「ノーモア・ミナマタ近畿訴訟」は、2011年3月28日に和解が成立し、裁判上は解決をみた。解決内容も、被害者側の医師も参加する「第三者委員会」という公正・公平な判定の仕組みにより、原告306名のうち282名（92.2%）が一時金等対象者となり、従来の行政認定ではとうてい達成することのできなかった高率の救済率を実現することができた。さらに、行政が水俣病の発生を否定してきた「指定地域外」の居住者や「昭和44年12月以降」の出生の被害者についても一定割合の救済者を出すことができたことも大きな

成果であった。

2 特措法による行政救済に向けての取り組み

しかし、水俣病に対する偏見や救済措置に関する情報の欠如等から、近畿においても多くの水俣病患者が未救済のまま取り残されており、和解後は、それらの患者を救済するために、特措法による行政救済に向けての取り組みが運動の大きな柱になった。

具体的には、2011年12月以降、民医連の医療機関による水俣病検診が2か月に1回のペースで実施され、毎回、多数の患者が水俣病と診断され、特措法の申請手続を行った。その検診には、当弁護団から毎回3～4名の団員を派遣し、患者からの相談に対応した。

上記のような取り組みの結果、これまで埋もれていた潜在患者がようやく手を挙げるようになり、全国で毎月1000人以上の患者が新たに特措法の申請をする状況になった。

ところが、政府・環境省は、2012年2月に、特措法の申請受付を同年7月末で締め切ることを決定し、これに対しては、ノーモア・ミナマタ被害者・弁護団全国連絡会議挙げて締切り阻止に向けて取り組んだが、政府・環境省は申請締め切りを強行した。そして、2014年8月に発表された判定結果によれば、対象地域の不当な線引きや出生年代の制限等のため、1万人近くの患者が何らの救済も得られずに終わった。また、水俣病に対する差別偏見等の事情から特措法の申請ができなかった患者も多数いた。

3 ノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟の提訴

水俣病不知火患者会は、これらの取り残された患者を救済し、水俣病の真の最終解決を実現することを目

的として、2013年6月に熊本地裁にノーモア・ミナマタ第2次訴訟を提起した。そして、近畿においても、2014年9月に、近畿・東海・四国地方に在住の患者19名が原告となって、大阪地裁にノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟を提訴し、2015年2月6日には第1回口頭弁論が開かれ、いよいよこれから本格的に審理が始まろうとしている。あわせて、まだまだ多く残されている未救済の患者について、順次、検診を実施した上、追加提訴を行う予定である。

我々ノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟弁護団は、この「ノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟」をてこに、熊本の「ノーモア・ミナマタ第2次訴訟」、東京で起こされた「ノーモア・ミナマタ東京第2次訴訟」、さらに新潟でも2013年12月に起こされた「ノーモア・ミナマタ新潟第2次訴訟」など、全国の他の水俣病訴訟と連携して、世紀を越えても未だに解決できていないこの水俣病の真の最終解決・全ての被害者の救済を実現したいと考えている。

〔3〕 ノーモア・ミナマタ第2次新潟訴訟のたたかい

新潟水俣病弁護団 団長
弁護士 中 村 周 而

1 第2次新潟訴訟 ー相次ぐ追加提訴と国に対する責任追及

(1) 阿賀野患者会は、昨年10月から11月にかけて阿賀野川流域4市町を対象に「新潟水俣病被害者掘り起こし月間」を取り組み、新聞折り込みで3万8千枚のチラシを配布したところ、チラシやテレビを見た60人の方から問い合わせがあり、その多くが医師の診察を受けることになった。今年の6月12日で50年目を迎える新潟水俣病だが、多くの被害者が未だに救済を受けられずに放置されていることが改めて浮き彫りになった出来事だった。

(2) 新潟では、2011（平成23）年3月3日、ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟（第1次新潟訴訟）で被告昭和電工・国との間で和解が成立し、173人の原告全員が救済された。しかし、翌2012（平成24）年7月末に水俣病特措法に基づく救済措置の受付が締め切られたため、社会的偏見などで救済申請ができなかった人や、それまで自分が水俣病と気づかなかった人、さらに水俣病特措法で一時金等対象者に該当しないと判定された人（非該当者）が救済から取り残され、公健法に基づく認定申請を余儀なくされた。

また、国（環境省）には、水俣病の判断条件の

見直しを求める最高裁判決が出されたにもかかわらず、見直しをする姿勢は全くみられなかった。

そこで、阿賀野患者会の会員 22 人が、2013（平成 25）年 12 月 11 日、昭和電工と国を被告として、新潟地裁に「ノーモア・ミナマタ第 2 次新潟全被害者救済訴訟」（第 2 次新潟訴訟）を提訴し、その後、2014 年 5 月 28 日に第 2 陣 10 人、同年 9 月 1 日に第 3 陣 14 人が追加提訴した。本年 2 月 23 日には新たに 14 人が第 4 陣提訴を予定しているが、これで原告数は 60 人となる。

- (3) 昨年 11 月 27 日に開かれた第 2 次訴訟の第 3 回弁論で、国は、1959（昭和 34）年当時、阿賀野川では水俣病被害が発生しておらず、「非常事態ともいふべき危機的状況」ではなかったから、水質二法を適用して昭和電工鹿瀬工場の排水規制をすることはできなかったと主張してきた。

これに対し、原告は、国が新潟において第二の水俣病を発生させた責任追及を徹底的に行う必要があると判断し、①熊本大学の有機水銀説が発表された 1959 年当時、国会では鹿瀬工場をはじめ全国のアセトアルデヒド製造工場（同種工場）でも、チッソと同じような水俣病発生の危険があり、その廃水を調査すべきだという指摘が相次いでいたこと、② 1960（昭和 35）年 2 月、通産省、厚生省、水産庁、経済企画庁によって水俣病総合調査研究連絡協議会が設置され、通産省が全国同種工場の廃水の水質調査を担当することになったが、通産省は、調査を依頼した東京工業試験所から同種工場 6 社の「排水分析結果」を受け取り、翌 1961（昭和 36）年 3 月に開催された協議会に提出した形跡があること、③この「分析結果」には同種工場全ての排水中にチッソ水俣工場と同程度かそれよりも高値の総水銀量が検出されていること、④しかし、国（通産省）はデータ自体も協議会の協議内容も公表せず、3 月の協議会を最後に協議会そのものを「消滅」させ、同種工場排水データを隠ぺいしたことなどの一連の経緯を準備書面にまとめ、法廷で論述した。また、国の責任を分かりやすく説明したリーフレット 5 千枚を作成し、これも利用しながら多くの市民に闘いの支援を訴えている。

2 水俣病特措法の異議申立てをめぐる闘い

- (1) 環境省の発表によれば、2014（平成 26）年 8 月 29 日時点で水俣病特措法に基づき一時金等対象者と判定された人は、3 万 2244 人（申請者 4 万 7906 人中の 67.30%）。このうち新潟県は 1811 人（申請者 1973 人中の 91.78%）で、判定割合は熊本県の 69.04%（申請者 2 万 7960 人中の 1 万 9306 人）、鹿児島県の 61.78%（申請者 1 万 7973 人中の 1 万 1127 人）よりも多かった。

- (2) 一時金等対象者に判定されなかった人（非該当者）が、何故、特措法に基づく救済を受けられなかったのか、全般的な原因は不明だが、阿賀野患者会の会員で非該当者になった 43 人の中には、1960（昭和 35）年 1 月 1 日以降に阿賀野川流域から他に移転した人が 6 人、1966（昭和 41）年 11 月末以降に生まれた人が 2 人、大学での診断で四肢末梢優位の感覚障害等の所見が不十分であるとされた人が 35 人いる。

- (3) 環境省は、非該当者が異議申立てをすることを認めておらず、熊本県や鹿児島県も環境省の見解に追隨して異議申立てを受理していない。しかし、新潟では、2013（平成 25）年 3 月 6 日、泉田県知事が受理することを表明し、現在、92 人（うち阿賀野患者会の会員は 43 人）が異議申立ての審理を進めている。審理は、県が選任した疫学関係と症候関係の専門家による鑑定を経て、本年 3 月中に結論が出る見込みである。

水俣病特措法によれば、一時金が支給されるためには、政府が関係事業者（新潟水俣病の場合は昭和電工）に対して、一時金の支払いを要請し（法 5 条 4 項）、関係事業者は、政府からの要請があった場合に、一時金を支給するものとするとして（同 5 項）。しかし、環境省は今でも「国の考え方に変更はない」という姿勢を崩していない。県が異議申立てについて理由ありと判断した場合、国（環境省）がどのような対応をしてくるかは不明であり、注意が必要である。

〔4〕 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟の提訴と今後の課題

ノーモア・ミナマタ東京国賠訴訟弁護団 団長
弁護士 尾崎 俊之

1 ノーモア・ミナマタ東京訴訟のこれまでの経過

- (1) 関西地域に移住した水俣病被害者が損害賠償を求めた関西訴訟につき、2004年最高裁は、国・熊本県にも法的責任を認め、四肢末梢の感覚障害のみの症状で水俣病と認められるとする判決を出した。この判決を受け、2005年熊本地裁で提起されたノーモア・ミナマタ訴訟は、近畿・東京の原告も含め約3000名となり、2011年3月和解により解決した。
- (2) 同時に、国が制定した水俣病特別措置法による救済が行われていたが、これは2012年7月末で申請が打ち切れ、一方、杜撰な症状チェックによりあるいは被害を受けた地域や年齢に線引きがされたため、非該当とされる者が続出した（2014年8月発表された数によれば、約1万人が非該当とされている）。
- (3) 環境省は、特措法の非該当処分に対する不服申立は認めない、という態度をとったため、自分が水俣病と認められなかったことに対する反論は、新たな訴訟を起こすしかない。また特措法の存在を知らず申請の機会を与えられなかった被害者にとっても、特措法の申請が打ち切られた以上、被害者であることを認めさせるためには、新たな訴訟を起こす道しかなかった。そこで、再びノーモア・ミナマタ訴訟が提起されることとなった。

これが「第2次」訴訟といわれるもので、熊本では2013年6月の第1陣提訴を皮切りに、2015年2月現在742名が提訴している。

2 東京での第2次訴訟の提起と「進行協議」

- (1) 東京でも2014年になってから、提訴に向けた提訴希望者の調査・検診の準備が本格的に取り組ま

れ、5月11日・7月6日の2回の検診を経て、8月12日第1陣18名について提訴することとなった。

- (2) 提訴された東京訴訟をどのようにして進行して行くかについて、担当の裁判部（東京地裁民事第10部松村徹裁判長）は、双方当事者の意見を聞く場として、「進行協議期日」を指定した。

その結果は、第1回期日は、2015年2月13日午後3時から大法廷（103号法廷）とするが、原告側が希望した60分を目安とする弁論時間は容れられず、全体の時間を30分とし、原告本人1人10分・代理人1人10分と制限され、それ以上の確保は断念せざるを得なかった。

- (3) そして、第1回期日終了後に「進行協議」を持ち、そこで、次回・次々回の期日を決定すること、法廷としては、次回以降は通常の法廷を考えていることが裁判所から示され、原告側が引き続き大法廷における審理を希望するとの意見は聞き容れられなかった。

3 第2陣提訴と第1回口頭弁論

- (1) 先行する熊本地裁での審理は、毎回一番大きな法廷で開かれ、期日も2か月に1回宛のペースで進行しており、2014年12月の期日が第8回の口頭弁論期日であった。
- (2) 東京の裁判所は、水俣現地からも遠く、水俣病問題の中核をなす、責任論・病像論・疫学・被害論を考えるためには、現地に近い裁判所より一層慎重に審理することが期待されているから、この問題に対する社会の関心度を知る意味を含め、大法廷での審理が強く望まれる。
- (3) そこで、第1回口頭弁論期日が2月13日に開か

れることをどう社会に広く伝えていくかが、原告にとってないがしろにできない大きな課題と意識された。

また進行期日の冒頭で、裁判所が今後の追加提訴の見込みについて問いかけたことも踏まえると、追加提訴が可能であれば、可及的すみやかに対応する必要性も意識された。

に弁論の内容・水俣病問題の現状を知らせる工夫をすることが非常に重要な課題となっている。

- (4) そこで、一定の希望者がリストアップされたので、2015年早々の1月11日検診を行い、2月5日14名が第2陣として提訴することとなった。

この提訴について記者会見したところ、主要新聞2社が取り上げるなど、東京での提訴がマスコミの関心の対象となっていることが確認された。

- (5) そして、この提訴の事実を伝えることも含め、東京地裁正門前で、2月6日朝、裁判所関係者・利用者に向けたチラシ宣伝が取り組まれた。
- (6) 2015年2月13日午後2時、いったいどれ位の傍聴者が参加されるのかとの思いで臨んだが、望外の多数の参加者が参集され、最終的には70名程の方が大法廷に入廷できないという事態となり、大変申し訳ないこととなってしまった。
- (7) 紙数がないので、弁論の内容は割愛するが、原告・代理人共十分に役割を果たしたと思う。

4 第1回弁論後の進行協議と今後の課題

- (1) 弁論終了後に開かれた「進行期日」では、次回期日が正式に指定され、5月22日（金）午前11時～大法廷ということになった。原告側は、せっかくの大法廷での弁論期日であり傍聴人も多数であること、第2陣原告にとっては第1回の期日であることから、意見陳述の機会を認めるよう再三求めた。しかし、裁判所は今後節目の時には原告や代理人の弁論を認めるが、今回は不必要であるとして認めてもらえなかった（なお、次々回は7月10日午後2時～と指定された）。
- (2) 次回以降も多くの傍聴者が参加されることを願っているが、せっかく参加された傍聴者の方々

(新幹線公害)

名古屋新幹線公害訴訟（和解後）の報告

名古屋新幹線公害訴訟弁護団
弁護士 高 木 輝 雄

第1 はじめに

1964年10月1日、東海道新幹線が開通して50年が経過した。1974年3月30日、沿線住民575人が国鉄を相手に騒音・振動の差止めと慰謝料を求めて名古屋地方裁判所に提訴して41年になる。双方上告で最高裁に係属中の1986年4月28日、自主和解してからでも29年が経とうとしている。

この1年は、従前からの騒音・振動の問題に加えて、列車のスピードアップ、本数増加、高速道路桁下反射音、移転跡地の活用、そしてリニア中央新幹線の建設問題などがあった。

第2 1年間の主な活動

1 騒音・振動の状況

名古屋市による今年度の定期監視測定の結果は次のとおりであった。

測定期間：2014年10月16～28日

測定地点：9地点

騒 音：64～72dB

振 動：55～64dB

列車速度：127～247km/h

騒音は、住民が強く求めている70dBを超えているところが3地点もあり（うち環境基準を超えるところが1地点）、振動は住民が強く求めている現況非悪化に反し前年より高くなっているところが3地点ある。

そして、大きな危惧は、5年前の2010年の測定値と比較すると、騒音悪化が9地点中5地点、振動悪

化が9地点中6地点もあるということである。

2 JR東海との協議

(1) 2014年3月11日、JR東海との第28回の定期協議が行われた。

(2) 主な論点は次のとおり。

- ①騒音・振動が悪化した原因の究明と対策。
- ②高速道路桁下裏面反射音問題。
- ③東海地震を想定し、アスベスト対策の緊急性について。
- ④地震対策、落橋対策について。
- ⑤移転跡地の活用と管理。
- ⑥リニア中央新幹線の説明会における「東海道新幹線の公害対策は完了している」との発言について。
- ⑦大規模改修工事について。
- ⑧南方貨物線用地売却に伴う問題。

(3) 主な回答は次のとおり。

①は、原因究明中とのこと。②公社の検討委員会の議論を踏まえ対応したい。③アスベスト含有スレート板は計画的に取り替える。④については完了した。⑤については名古屋市とも協議している。⑥については暫定基準のことで、環境基準未達成は理解している。ことは足らずでした。⑦遅れ気味だが計画的に実施していきたい。撤去した防音壁は可及的速やかに新たに設置したい。

3 環境省との協議

(1) 2014年6月4日、第39回全国公害被害者総行動における環境省水・大気環境局との協議が行われた。

(2) 主な論点は次のとおり。

- ①騒音の環境基準、振動の暫定基準の早期達成の重要性。
- ②JR 東海がリニアの説明会で「東海道新幹線の環境基準はすでにすべてクリアーしている」と説明した問題。
- ③アスベスト含有防音壁の撤去問題。
- ④新幹線六番町鉄橋の高速道路桁下反射音が名古屋市の測定で 73dB が測定された問題。

4 名古屋市、愛知県との協議

- (1) 第 38 回愛知の住民いっせい行動は、2014 年 7 月 30 日県交渉、8 月 22 日市交渉、10 月 18 日集会が行われた。
- (2) 主な論点は次のとおり。
 - ①騒音・振動の状況。
 - ②アスベスト含有防音壁の撤去問題。
 - ③六番町鉄橋の高速道路桁下反射音問題。

第3 今後の主な課題等

- 1 原告団は概ね毎月 1 回の世話人会を行い、年 1 回総会を開いている。そこでは JR 東海の公害対策、新幹線列車のスピードアップ、本数の増加、移転跡地の環境に資する形での活用、新幹線高架の上をまたぐ高速道路による騒音悪化、などについて協議を行っている。また、名古屋市環境局とも必要に応じて協議を行っている。
- 2 次年度の主な課題としては、次の点があげられる。
 - ①騒音 70dB 以下、振動 65dB 以下の完全達成と維持および現況非悪化の遵守。
 - ②高速道路桁下反射音問題の解決。
 - ③地震対策、大規模改修、アスベスト含有防音壁撤去等。
 - ④移転跡地の環境保全的活用。
 - ⑤リニア中央新幹線の問題。
 - ⑥原告団組織体制の補強と維持。

(カネミ油症)

カネミ油症事件報告

カネミ油症新認定訴訟弁護団
弁護士 高 木 健 康

1 カネミ油症新認定訴訟の経過

旧訴訟の後にカネミ油症に認定された被害者（新認定被害者）は、2008（平成 20）年 5 月、カネミ倉庫に対する訴訟（カネミ油症新認定訴訟）を福岡地裁小倉支部に起こした。カネミ油症事件は 1968（昭和 43）年にカネミ倉庫製造・販売の食用油によって起こされた大規模な食品公害である。カネミ倉庫は、ライスオイル製造工程の中の脱臭工程で PCB を熱媒体として使用し、PCB が混入したままライスオイルを販売した。この PCB が混入した食用油を食べて起きたのがカネミ油症であり、カネミ油症事件についてカネミ倉庫に責任があることは明白であった。

しかし、2013（平成 25）年 3 月の小倉支部判決は、カネミ油症についてのカネミ倉庫の責任を認めながら、「原告らの請求はいずれも民法 724 条後段の規定による除斥期間で権利が消滅している」として請求を棄却する全く不当な内容であった。

2014（平成 26）年 2 月の福岡高裁判決も控訴棄却の不当判決であった。

2 カネミ油症の認定の実態

カネミ油症では、九大油症研究班によって作られた診断基準に基づいて各県で油症の認定が行われてきた。そして、油症に認定された被害者にはカネミ倉庫は 23 万円の見舞金を支払い、認定以後の治療費の支払いをするが、認定されなければ何らの救済もしない。国による油症患者の病状調査と協力者への協力金の支払も認定被害者だけが対象で、未認定被害者は対象にならない。

当初の油症診断基準は皮膚症状に重点を置いた基準

であったが、PCB や PCDF（ダイオキシン類）などの検査精度の進歩に伴い、診断基準は変更されてきた。新認定被害者は、診断基準の変更により油症事件発生より 30 年以上が経た後に油症に認定された被害者である。

判決の考えでは、除斥期間を避けるには新認定被害者は油症に認定される前に訴訟の提起をしなければならなかったことになる。また、油症事件発生から 45 年が経過した現在でも油症患者として新たに認定されている被害者がいるが、判決によると、これから認定される油症被害者も司法による救済を受ける方法がないことになる。

何の落ち度もなく被害を受けたカネミ油症患者らが加害企業から被害弁償を受けられないのは明らかに不公正であり、あまりにも法的正義に反する。

3 最高裁に対する上告受理申立て

原告らは高裁判決に対し 3 月 7 日に上告と上告受理申し立てを行った。

民法 724 条後段に関しては、これを除斥期間とする平成元年の最高裁の判決がある。

724 条後段が消滅時効であれば、カネミ倉庫は訴訟では時効の援用をしていないので時効消滅することはない。また、カネミ倉庫は認定患者に治療費や見舞金などを支払っており、債務の承認と考えられるし、時効援用は援用権の濫用で無効である。除斥期間であれば、そのような主張が通らないことになる。

この平成元年判決は、①論理的な根拠がないことで学説等での批判が多いこと、②平成元年判決は最高裁判官からも批判されていること、③最高裁判所も除斥期間の例外を認めざるを得なくなっていること（平

成 10 年判決及び平成 21 年判決)、④民法 724 条後段の立法者意思・立法過程からすると同法意は消滅時効であること、⑤条文の文言からすると消滅時効であること、⑥平成 16 年民法現代語化改正にあたっても除斥期間とされていないこと、⑦現在の債権法改正論議において消滅時効とすることで一致していること、などの点からみて誤りであり、724 条後段は消滅時効を定めたものと解するべきである。

平成元年の除斥期間判決では、多くの公害被害者の救済が阻止されてきた。

カネミ油症最高裁裁判は、民法 724 条後段を除斥期間ではなく消滅時効であると判例変更させるたたかいである。

一方、最高裁は民法 724 条後段を除斥期間としながらも、除斥期間の始期を損害が発生したときとして、じん肺被害者や肝炎被害者の救済を認めた。

カネミ油症では油症事件直後から油症検診を受けたが油症に認定されず、油症事件から 35 年が経過した 2004（平成 16）年に油症診断基準に血中 PCDF 濃度が取り入れられたことにより、ようやく新たに油症に認定される者が出た。これらの新認定患者は、認定前は何らかの身体症状があっても油症ではないとされた。じん肺や肝炎では管理区分決定や肝炎と診断された時を始期としており、同様にカネミ油症では油症に認定された時を始期とすべきである。

4 カネミ油症被害者救済法による新認定

カネミ油症では 40 年を経たのちの 2012（平成 24）年によりやく「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」が成立した。

この法律では、油症患者について毎年の健康実態調査を行い、その協力費名目等で 1 年に 24 万円が支払われるようになった。

さらに、認定制度の検討もされ、油症に認定された者と同居していた家族への認定の道が開かれた。

今後の新認定被害者に対してカネミ倉庫に賠償させるためにも、最高裁で勝利しなければならない。

(薬害裁判)

〔1〕薬害ヤコブ病訴訟大津訴訟 報告

薬害ヤコブ病訴訟（大津訴訟）弁護団
弁護士 中 島 晃

1 薬害ヤコブ病全面解決とたたかいの到達点

- (1) 1996（平成8）年11月、大津地裁に我が国で最初の薬害ヤコブ病訴訟が提訴された。硬膜移植が原因で、CJD（クロイツフェルト・ヤコブ病）に罹患した患者谷たか子さんとその夫が、硬膜の輸入販売を承認（許可）した国とこれを輸入して販売した企業などを相手どって提起された損害賠償訴訟がそれである。

その後、薬害ヤコブ病訴訟は東京地裁にも提起されたことにより、大津と東京の2つの裁判所に係属することになったが、提訴以来5年4月を経て、2002年3月25日、原告・弁護団と厚労大臣、被告企業らとの間で「確認書」が調印され、全面解決が図られることになった。

- (2) 同日、大津、東京両地裁で、判決対象原告について、和解が成立した。

和解内容は、①患者1人当たり一時金として平均6000万円を支払う、②国は全ての患者に対して、1人当たり一律350万円を負担する、③1987（昭和62）年以降に移植手術を受けた患者に対しては、350万円の外に一時金の3分の1を国が負担する、というものであった。これは、国の負担で全ての被害者の救済を実現するという点で、積極的な意味をもつものである。

この第1次和解で、11名について和解が成立した後、大津地裁では順次、和解が成立し、2007（平成19）年3月まで、第2から第18陣までの和解成立により、この時点での提訴患者42名全員について和解が成立した。

しかし、その後も新たな患者の発症が判明した

ので、その都度、新しく追加訴訟を提起し、現在まで53名の患者について訴訟を提起している。

2 大津訴訟の昨年1年間の経過

- ・2014（平成26）年11月13日
第26次提訴（患者1名、請求額4785万円）。これにより提訴患者は53名となった。

3 この1年間のたたかいと今後の課題

- (1) この1年間、弁護団は引き続き潜在患者の掘り起こしに取り組むとともに、未和解患者の早期和解成立に向けて、奮闘してきた。被告らは、さまざまな理由をつけて和解成立を遅らせてきたが、弁護団はねばり強く努力を積み重ねる中で、提訴患者53名中、51名について和解成立を勝ちとってきたが、なお、2名について未だ和解が成立していない。

- (2) しかし、硬膜移植から発症まで期間が20年を超えるケースもあることから、今後も発症する可能性のある患者も残されており、弁護団としても引き続き潜在患者の掘り起こしに取り組んでいく必要がある。このため、サポート・ネットワークを中心とした相談活動が引き続き重視される必要がある。また、薬害ヤコブ病の患者家族と遺族の精神的ケアも含めてサポート活動を更に充実強化していくことが重要であり、この点で、医師・研究者や看護師、メディカルケースワーカーなどとの連携協力が必要とされている。

- (3) さらに、薬害ヤコブ病訴訟で「確認書」が調印された以降、肺ガン治療薬イレッサの副作用によって、我が国で既に 800 人以上もの死者が出るなど、深刻な薬害の発生がいまも続いている。
- 今年薬害ヤコブ病の確認書調印から 13 年を迎

える。この機会に、あらためて、薬害ヤコブ病の教訓を多くの人々に伝え、2 度とこうした悲惨な薬害を繰り返してはならないという警鐘を鳴らすことによって、薬害根絶に向けて引き続き監視を強めることは、今後ますます重要な課題となってきた。

〔2〕 薬害ヤコブ病東京訴訟

薬害ヤコブ病東京弁護団 事務局長
弁護士 阿 部 哲 二

2015 年 2 月 17 日現在、東京訴訟の提訴患者数は 79 名で、昨年 3 月の報告から 1 名増えた。

追加提訴した患者は 3 年前に亡くなられた患者のケースで、昨年発症したという提訴患者はいない。

1987 年をピークに汚染されたヒト乾燥硬膜がドイツ

から輸入され、潜伏期間が 10 年、20 年と長期となる中で CDJ の発症が続いてきたが、患者の発症はほぼ止まったといえるのかもしれない。

79 名の患者中、未和解は 3 名。

(産業廃棄物問題)

九州廃棄物問題研究会報告

弁護士 高橋 謙一

1 九州廃棄物問題研究会とは、九州各地の廃棄物処理施設に対して、住民・市民の側に立って戦う団体である。現在、主として、①新設産業廃棄物最終処分場阻止、②一般廃棄物処理施設設置・操業阻止、③既設産業廃棄物最終処分場是正、の三つを柱として活動している。

2 まず、①に関しては、原則として、民間業者の設置は認めさせていない。しかし、いわゆる公共関与型産業廃棄物処分場に関しては、厳しい戦いを強いられている。例えば、鹿児島県開発公社による鹿児島県薩摩川内市の管理型産業廃棄物処分場設置計画に関しては、住民の仮処分申請が却下されている。立証責任が民間業者に比べて明らかに高く設定されており、裁判所の「公共性盲信」体質は全く変わっていない。これを打ち破るため、実際に住民側で高度の立証をすると同時に、「公共性がないこと」を運動面で明らかにするという二面作戦で現在捲土重来を図っている。

3 ②については、相変わらず設置・操業の差止に成功はしていない。
しかし、従来から行っている「操業者にプレッシャーをかけ続けて現在の環境を維持できる適正な操業をさせる戦い」はいまだに功を奏しており、操業こそさせているが目立った環境変化は報告されていない。この戦いは、操業が終了するまでずっと続いていくことになるが、私どもは、住民・市民とともに戦いを継続している。
また、「安全性」の観点に加えて、「必要性」（無駄な公共事業ではないか）という観点から、いくつか住

民訴訟を起こしている。新しい切り口として、注目に値する。

4 ③については、福岡県旧筑穂町（合併後の飯塚市）の産業廃棄物処分場に対する撤去の義務付け訴訟において、福岡高裁で敗訴した福岡県の上告を、最高裁が却下し、確定した。現在、福岡県は、専門委員会を開いて、措置命令の内容について、検討中である。専門委員会においては住民代表者の傍聴や委員会における意見表明を認めている。また折々に触れ、地元の県担当者が来て、地域住民に説明も行っている。その意味で、従来よりも「住民参加」が実現し、一定の成果を上げている。

(海・川問題)

〔1〕 熊本県下のダム問題の動向

川辺川利水訴訟弁護団 事務局長
弁護士 森 徳 和

1 川辺川ダム

(1) 治水問題

2008（平成 20）年 9 月、蒲島郁夫熊本県知事が、川辺川ダム計画の白紙撤回を表明したことを受けて、2009（平成 21）年 1 月、国、県、流域 12 市町村により、川辺川ダムに替わる治水策を話し合う「ダムによらない治水を検討する場」が設置された。

2015（平成 27）年 2 月までに合計 12 回の会合が開かれ、ダムに代わる治水対策が検討された。検討の場では、堤防の強化、河川の掘削など従来の治水対策のほか、遊水池の新設や球磨川上流に設置されている市房ダムの洪水調節機能の強化など新たな対策が示された。流域自治体の中には、高いレベルの対策が必要とする意見も根強いことから、最終会合では新たに「球磨川治水対策協議会」を設置することが決まり、20～30 年に 1 度の洪水に耐え得る対策を探ることになった。

熊本県下では、県都所在地の熊本市を流れる白川の河川整備計画が 20～30 年に 1 度の洪水対策を目標に掲げている。国土交通省は、かねてより川辺川ダムが 80 年に 1 度の洪水に耐え得る計画であることを宣伝し、検討の場でも、新たな治水対策の安全度が低いことを繰り返し強調してきた。市民団体の中には、国交省が安全度が低いことを殊更に強調するのは、暗にダム建設を推奨しているのではないかという受け止め方がある。

全国初の国直轄ダムの中止と新たな治水対策の策定という歴史的な試みを成功させるためには、流域住民と向き合い時間をかけて話し合うことが不可欠である。

(2) 五木村の振興対策

2013（平成 25）年度に策定された暫定活用基本計画にもとづき、川辺川の水没予定地 3.6ha が整備され、2014（平成 26）年 11 月、「五木源（ごきげん）パーク」がオープンした。五木村は、2016（平成 28）年度までにキャンプ場や体験農園、親水広場を設置する計画である。

河川法上河川と看做される場所に公園を常設する試みは異例であり、ダムに依存しない村起こし計画として注目されている。

(3) 利水問題

川辺川総合土地改良事業組合は、2012（平成 24）年 1 月、農林水産省が策定したチッソ発電所の導水路から取水する案（農水省案）を正式に断念し、2013（平成 25）年 3 月末に解散した。

農水省は、2014（平成 26）年度、7 年ぶりに 3 億円の予算を確保して対象農家の地積調査を実施し、同年末、ほぼ現状の段階で事業を収束する考えを明らかにした。これまで農地 190ha の造成が行われ、50ha の区画整理が終了している。今後かんがい排水計画を全て廃止し、造成済みの 190ha の農地に井戸などの代替水源を確保する方針が示されている。

国営の土地改良事業の廃止・変更には、対象農家の 3 分の 2 の同意が必要とされており、地元自治体の協力のもとに 3 年をめどに同意取得の手続を進める予定となっている。

国営川辺川総合土地改良事業に関しては、2003（平成 15）年 5 月、福岡高裁が、対象農家の 3 分の 2 以上の同意が取得されていないと判断し、計画が中断した経緯がある。農水省は、対象農家に計画内容を開示したうえで、適正な手続のもとに同意取得を進

めるべきである。

2 荒瀬ダム問題

2011（平成 23）年 12 月、国交省が、県営荒瀬ダムの撤去許可を下したことを受けて、2012（平成 24）年 9 月から荒瀬ダムの撤去工事が開始された。

既に門柱、水門などの構造物が撤去され、2014（平成 26）年度はみお筋部と呼ばれる本体底部コンクリートの撤去作業が続けられており、本年 3 月までに取り除かれる予定である。みお筋部が撤去されると、球磨川の流れが取り戻され、鮎の自然遡上も可能になる。

3 瀬戸石ダム

荒瀬ダムの 10km 上流に位置する瀬戸石ダムは、1958（昭和 33）年に完成した発電専用ダムであり、現在電源開発（J パワー）が所有している。

2014（平成 26）年 3 月に水利権の更新期限を迎えたことから、電源開発は、20 年間の水利権更新を国交省に申請した。国交省は、同年 2 月 12 日、更新による支障はない旨の蒲島知事の回答を受けて更新を許可した。

蒲島知事は、意見書提出にあたり、地域の生活環境や自然環境などの保全に関する十分な対策、球磨川の水産振興対策や農業振興に対する配慮、ダム湖に堆積した土砂対策などの付帯意見を付けた。荒瀬ダムの撤去作業が進んでいることから、瀬戸石ダムが、球磨川で最下流のダムとなっており、新たに環境保全対策が求められている。

4 立野ダム

白川上流部に建設予定の立野ダムは、2012（平成 24）年 7 月に発生し熊本県に多大の被害をもたらした「7.12 豪雨」を契機に、自民党政権の国土強靱化政策の一環として事業継続が決定された。

2014（平成 26）年度には、熊本市街地において橋のかけ替えや堤防の整備を進められ、大規模改修が進められた。また、同年 11 月、立野ダムの建設の前提となる仮排水路トンネルの工事が着工され、2016（平成 28）3 月末までに完成させ、その後にダム本体工事の着工を目指している。

5 路木ダム

路木ダムは、熊本県天草市河浦町に建設された県営の多目的ダムであり、2014（平成 26）年 4 月から運用が開始された。

地元住民が、蒲島知事を相手取り事業費支出の差止を求めた裁判で、熊本地裁は、同年 2 月 28 日、住民の請求の一部を認める判決を下した。判決は、県がダム建設の根拠とした 1982（昭和 57）年の洪水被害を架空と認定し、県の河川整備計画について知事の裁量権を逸脱して違法と断じた。しかし、水道水の供給については適法とし、公金の返還を求める住民の請求を退けた。

地元住民、県の双方が控訴し、現在福岡高裁で審理が続けられている。

〔2〕 よみがえれ！有明訴訟

よみがえれ！有明訴訟弁護団
弁護士 吉 野 隆二郎

1 これまでの経過

1997年、諫早湾奥部は、国営諫早湾干拓事業潮受け堤防によって締め切られた。それと前後して、諫早湾そして有明海的环境は悪化し、有明海全域で大規模な漁業被害が頻発している。そのため、有明海沿岸地域では、漁業者の自殺があとを絶たない。

2010年12月、福岡高裁は、漁業者の訴えを認め、判決確定の日から3年以内に諫早湾干拓潮受堤防の南北両排水門を5年間にわたって開放するように命じる判決を下した。この3年間の猶予期間は、農業被害などを防ぐための対策工事を行うためであった。同判決は確定し、その結果、国は、2013年12月20日までに潮受堤防を開放する法的義務を負うに至った。

2013年11月12日、長崎地裁は、新旧干拓地農業者らが起こした仮処分において、潮受堤防の開門をしてはならないとの仮処分決定が下された。この開門を認めない決定の根拠となったのは、国が対策工事を怠ってきたこと、そして、国が有明海における漁業被害を主張しなかったことの2点であった。国は、この仮処分決定などを理由に期限内に開門しなかった。

2 間接強制決定及び執行抗告決定

国が、確定判決に従わないという前代未聞の事態になったことから、2013年12月24日、確定判決を有する漁業者らはやむなく佐賀地裁に間接強制の申立を行った。開門を求める直接強制も可能であると考えられたが、対策工事がなされないままに開門することによって、農業者に被害が出ることを望まないため、間接強制の手続きを選択した。

佐賀地裁は、2014年4月11日、国に対し、決定送達の日から2か月以内に開門することを命じるとともに、期限を経過した翌日から債権者1人1日当たり1万円を支払うように命じた。国は、即日、執行抗告の申立を行うのみで、その後も、開門するための努力をしよ

うとしなかった。福岡高裁は、同年6月6日、国の抗告を棄却する決定を下した。国は許可抗告を行ったが、期限の6月11日が経過し、6月12日から1人1日当たり1万円の支払いが開始された（2月10日時点で、すでに1億円を超える金額となっている。これは、有明海の再生のための調査や研究などのために使う予定である）。

一方、長崎地裁の仮処分決定に基づく間接強制も、長崎地裁及び福岡高裁で認められた。仮処分決定がくつがえされていない以上、当然の結果である（もちろん、開門していないのであるから、この決定に基づく金銭の支払いはなされていない）。

3 長崎地裁における審理

長崎地裁の開門差止仮処分について、国は、当初は、保全異議を申し立てないという態度を示していた。2013年12月16日付けで補助参加している漁業者らが保全異議申立をして、やむなく、国は保全異議の手続で主張を行うようになったが、その結審を急ごうとしなかった。

長崎地裁は、保全異議の決定と開門差止めを求める本訴とを、同時に判断することを前提に訴訟指揮を行っている。2014年9月18日に進行協議期日として現地を視察し、2015年3月19日に終日かけて4名の原告本人尋問を行い、その後、結審する予定であり、今年中には結論が出ることが予想される。我々は、補助参加人として、仮処分を取り消せるように、できる限りの努力をしているところである。

それ以外にも、長崎地裁には、開門を求める諫早湾内の漁業者の裁判が係属している。この裁判と、開門差止めを求める裁判とは担当裁判官が同じであるため、裁判官に問題点を理解してもらうための十分な主張立証を行っているところである。

4 請求異議訴訟

国は、間接強制の申立に対抗して、2014年1月9日に、請求異議訴訟を佐賀地裁に提訴するとともに、執行停止の申立を行った。判決確定時には58名いた勝訴原告のうち、3名がすでに亡くなっていた。さらに、4名については、漁業が成り立たないなどの理由で組合員をやめるなどしていた。確定判決は、一身専属権である漁業行使権に基づいて、開門を求める権利を認めたことから、強制執行を求めることができる漁業者は、51名に減少してしまっている。

同年12月12日、佐賀地方裁判所は、漁業行使権を有する漁業者51名に対する国の請求を退けた。国は、即日控訴した。国は、漁業者が漁業をやめていくことを待つかのように、開門を引き延ばそうとしている。控訴審の第1回期日は、2015年4月27日に予定されている。

5 間接強制最高裁決定

最高裁は、2015年1月22日、国が許可抗告を求めていた間接強制事件の抗告を棄却した。この決定によって、間接強制決定が確定した。その決定の中で、最高裁は、「本件各排水門の開放に関し、本件確定判決と別件仮処分決定とによって抗告人が実質的に相反する実体的な義務を負い、それぞれの義務について強制執行の申立てがされるという事態は民事訴訟の構造等から

制度上あり得るとしても、そのような事態を解消し、全体的に紛争を解決するための十分な努力が期待されるところである」との付言をつけた。

これは、国はもちろんのこと、開門をめぐる当事者や裁判所なども紛争の解決を求めるものと考えられる。そのため、確定判決とは別に、諫早湾内の漁業者などが開門などを求めて福岡高裁に係属している訴訟（開門差止めを求める農業者らも国に補助参加している）の期日において、裁判所での和解を提案したが、国はかたくなにこれを拒もうとしている。この国のかたくなな態度には、厳しい批判がなされるべきである。

6 国はすみやかに開門すべきである

農水省は何とか開門しないですますために、最高裁での統一的な判断があるまで、すべての裁判を続けるなどと農水大臣に言わせている状況にある。しかし、確定判決がある以上、他の裁判の結論がどうなろうと国の現在の立場が変わることはない。

国が開門をしようとしなため、2014年12月15日に、間接強制金の増額変更を求める申立を行っている。その決定が待たれるところである。

開門は農水省だけの問題ではなく、税金の支出を食い止めるために、内閣が責任を持って解決すべき問題である。

内閣は、一日も早い開門の実現に向けてあらゆる手段を講ずべきである。

〔3〕ハッ場ダム住民訴訟 報告

ハッ場ダム住民訴訟弁護団
弁護士 西 島 和

1 現地の状況（痛恨の本体着工）

利根川の上流、群馬県長野原町にハッ場ダムを建設する計画が浮上したのは1952年。86年には完成年度

2000年度、総事業費2110億円という計画が告示された。首都圏の水道需要は1970年代まで急激に増大したが、それと競うように水源開発がなされ、1980年代には東京の水需要の年間ピークを超えない程度まで水源開発

がされた。その後、東京の人口は増え続けたのに、水需要は横ばいとなり、1994 年以降はほぼ減少の一途をたどるのだが、水源開発はさらにすすみ、首都圏の「水余り」が顕著となった。ところが、2004 年にはハッ場ダムの事業費を 4600 億円と倍増させる計画変更がされ、ハッ場ダムを「ムダな公共事業」の象徴として中止を求める声が広がった。このような声が、ハッ場ダムの負担金を負担する六都県での住民訴訟にもつながった。

2009 年、ハッ場ダム中止を選挙公約に掲げた民主党が政権党となり、国土交通大臣に就任した前原誠司氏が早々にハッ場ダムの中止を宣言した。ところが、前原大臣は手続を軽視し、ハッ場ダムの「検証」をダム推進派が多数を占める密室の「有識者会議」に委ねてしまった。「有識者会議」が 2011 年に出した結論はハッ場ダムの「継続」であり、この結論が出るとほぼ同時に、前田武史国土交通大臣がダム予定地でハッ場ダム推進の自民党議員らと「万歳三唱」という茶番を経て、民主党政権によるハッ場ダム中止はとん挫した。公約の一丁目一番地であったハッ場ダム中止のとん挫は民主党の凋落の象徴であり、2012 年、ハッ場ダムを推進してきた自民党が政権に復帰した。

問題は、1997 年の河川法改正で水系ごとに策定が義務付けられた「河川整備計画」が利根川水系については未策定で、ハッ場ダムは現行河川法に基づく計画の根拠をもたないことである。2012 年に国土交通大臣に就任した太田昭宏氏は、「ハッ場ダムの本体着工には、河川整備計画の策定が必要」という認識を就任時に示していた。ところが、結局、河川整備計画は一部しか策定されないまま、2015 年 1 月 21 日、国はハッ場ダムの本体工事に着工した。計画浮上から 63 年、必要性の失われたことが明らかなダムが、国の名勝・吾妻（あがつま）溪谷を破壊して建設される。工事が順調に進めば、2019 年度に巨大ダムが完成する。これにともない、利根川の脆弱な堤防（約 6 割の強度が不足していることを国土交通省が認めている）の強化は遅れ、各水道局は過大な浄水場等水道設備投資をして水道企業経営の悪化をまねくなど、住民は損失を受けるばかりで便益をうけることはない。

2 裁判の状況

(1) 現在までの経過

ハッ場ダム裁判は、ハッ場ダムの事業費 4600 億円

のうち、利根川流域の 6 都県がそれぞれ負担する利水負担金、治水負担金の支出差止等を求め、各都県の住民が提起した住民訴訟である。2009 年 5 月、東京地方裁判所民事第 3 部（定塚誠裁判長）が住民敗訴判決を言い渡し、以後、前橋、水戸、千葉、さいたま、宇都宮の 5 地裁で定塚判決を引き写したような原告敗訴の判決が相次いだ。各都県はいずれも東京高裁に控訴したが、各控訴審判決はいずれも住民側全面敗訴であった。各判決の日付と裁判長は次のとおり。いずれも、現在までに最高裁に対し上告及び上告受理申立をしている。

2013 年 3 月 29 日	対東京都（大竹たかし裁判長）
2013 年 10 月 30 日	対千葉県（加藤新太郎裁判長）
2014 年 1 月 27 日	対栃木県（田村幸一裁判長）
2014 年 3 月 25 日	対茨城県（園尾隆司裁判長）
2014 年 5 月 14 日	対群馬県（瀧澤泉裁判長）
2014 年 10 月 7 日	対埼玉県（三輪和雄裁判長）

(2) 直轄負担金と自治体財務の関係、住民訴訟の機能についての最高裁の判断が問われる

ア 「直轄負担金納付通知が（単に）違法でも、自治体の負担金支出は違法ではない」？

控訴審でも、ハッ場ダムについての都県の負担金支出が適法（違法ではない）とされた。この判断を可能にした重要な要因は、自治体による直轄負担金の負担が違法となる場合をごく限定的な場合に限られるとした「判断枠組み」であった。すなわち、各控訴審は、自治体による直轄負担金の支出が違法となるのは、「国のダム計画ないしダム計画にもとづく負担金納付通知が重大かつ明白に違法」である場合とか、「国のダム計画ないしダム計画にもとづく負担金納付通知が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過しがたい瑕疵がある」に限られるとした。要するに、国のダム計画や負担金納付通知が「単に」違法であるにすぎない場合、「単に」違法な負担金納付通知にしたがい自治体が負担金を負担・支出しても違法ではないという判断を各控訴審は示したことになる。

イ 行政法学者による批判

「負担金納付通知が違法なら負担金支出は違法」

日本評論社「法律時報」2014年6月号では、「ハッ場ダム訴訟の論点」という小特集が組まれ、田村達久教授、野呂充教授、人見剛教授が、大竹判決をはじめとする控訴審判決を批判的に論じた。

田村教授は、大竹判決が、自治体の負担金支出が違法となる場合を限定する理由として「自治体がハッ場ダム計画に関し国の権限に介入できない」ことを挙げている点について、「本件では自治体がハッ場ダム事業に介入できるかどうかではなく「費用負担者」としてどのような判断ができ、どのような判断をすべきかが争われている」、東京都は負担金の支出が適法かどうかを判断することができ、この「違法」が重大な違法に限られるという考え方には根拠がなく、このことは負担金支出が国の納付通知に基づくものであっても同じだ、と批判された。

野呂教授は、大竹判決等が本件を「一日校長事件」最高裁と同じ基準で判断したことについて、特に1号事件（支出差止）について一日校長事件を適用するのは誤りであるし、自治体内部の各判断の関係が問題となった一日校長事件を自治体が国から不利益な措置を受ける関係であるハッ場ダム事件に適用するのも誤りである、と指摘された。自治体は、負担金納付通知が河川法の要件をみたしているかを判断し、要件をみたしていない場合には裁判で納付通知の違法性を争わなければならない、ということが憲法の定める地方自治の保障により根拠づけられ、これと異なる法律の根拠を大竹判決は示していない、と批判された。

人見教授は、「直轄事業負担金の性質が、国が一方的に支払いを命ずるもので、自治体には争う余地がないとすれば、それは憲法違反であり、地方自治法や地方財政法の基本原則にも反する」、「ハッ場ダムの負担金は、国と自治体との協議が予定されているので、国が一方的に決定するものではない」と指摘された。また、「国の建設するダムの負担金の違法性について、自治体が監査したり争うことができる制度が定められているのだから、自治体は負担金の違法性を

争うことができる」「それは負担金の納付通知の違法が「重大」とか「明白」な場合に限られない」と大竹判決を批判された。

ウ 自治体財務の健全性を誰がどのように保障するか

河川法は、ダム建設についての自治体の負担金が受益にみあったものであることを負担金の要件としている。自治体が、受益にみあわない負担金を支払おうとするとき、住民は裁判所を通じて違法な負担金支出を是正し、自治体財務の健全性を確保できる。これが、住民訴訟制度のめざした自治、参加のあり方ではないのだろうか。各控訴審判決によると、違法な負担金支出を住民は指をくわえて見ていなければならないということになり、住民の行政不信が増大し、参加への意欲も失われるだろう。自治体自身も、負担金が違法かどうかをまじめに判断しようという意欲を失い、「長いものには巻かれろ」とばかり国にいわれるがままに負担金を「上納」する。このような住民と自治体の関係、自治体と国の関係のあり方が望ましいと最高裁が考えるのであれば、各控訴審判決はすべて破棄されなければならない。最高裁がどのように判断するか、ご注目下さい。

【三】特 別 報 告

全国公害被害者総行動実行委員会の報告

全国公害被害者総行動実行委員会
事務局長 中 山 裕 二

1 はじめに

イタイイタイ病の惨禍とカドミウムによる土壤汚染等が再び繰り返されないために、将来にわたり不断の取り組みが必要であることなどを共通の認識としたうえで、一昨年末、三井金属工業の謝罪が行われました。訴訟提訴から46年を経ての全面解決です。イタイイタイ病にかかわってこられたみなさまに深甚の敬意を表するものです。

四大公害裁判のうち、イタイイタイ病が初めて全面解決を迎えました。公害被害者運動にとって画期的な出来事です。2012年に富山県立イタイイタイ病資料館がオープンし、昨年12月には、第2回公害資料館連携フォーラムが同資料館を会場に開催されました。富山のみなさまには、これから全国のたたかいの模範となっていきたいと思います。

この1年間、実行委員会に参加する各団体は、全国各地で懸命にたたかい、それぞれに前進を勝ち取っています。

今年は、1976年全国公害被害者総行動（総行動）開始以来、ちょうど40回目となる節目の年です。初心に帰りつつも、新たな飛躍を勝ち取る年にしたいと決意を新たにしています。

2 30周年から10年を経て

総行動は、この10年余りで大きく様変わりしました。

構成団体および課題では、イタイイタイ病や大気汚染、水俣病、カネミ油症、薬害スモンなど従来の健康被害をともなう公害・薬害に加えて、川辺川（利水）ダム建設、諫早湾潮受け堤防建設、圏央道建設などに見られる「公共」事業に端を発する環境破壊、アスベ

ストによる健康被害、嘉手納をはじめとする米軍基地爆音、旧日本軍が遺棄した毒ガス兵器による被害、スモンに続く薬害であるヤコブ病やイレッサなどが、加わりました。そして、2011年東日本大震災時に発生した福島第一原発事故による被災者が、翌年には国と東京電力を被告に裁判に立ち上がり、加わりました。原発事故被害は、細野豪志環境大臣（当時）をして「最大にして最悪の公害」と言わしめました。

このように多くの被害者団体が、継続して結集しており、力不足ではあるものの、総行動実行委員会は、公害・環境問題における全国センター的役割を事実上担っています。

このような動きの背景には、2001年に成立した小泉政権による、新自由主義に基づく規制緩和などによってもたらされた、公害・環境分野における強引な被害者切り捨て、環境破壊が多発したことがあります。安倍政権は、この流れをいっそう加速しています。

このような中であっても、総行動に結集する公害被害者は、懸命にたたかい個別の救済では、見るべき成果を勝ち取ってきたことは、間違いありません。

しかし、公害・薬害の被害が繰り返されてきたことも歴史的事実です。主には、政府、加害企業が過去の教訓を学ばず、目先のもうけに走った結果です。

いま、私たちは、原発事故というこれまでに経験したことのない未曾有の被害とその回復のたたかいに直面しています。この原発事故被害を目の当たりにした私たちに課せられているのは、個別のたたかいに勝利し、補償を勝ち取ることはもとより、被害の発生を繰り返さない社会的な仕組みをつくり、良好な環境を子供や孫たちの世代に引き継いでいくという、新たなたたかいの構築です。「この苦しみは私たちだけでいい。子や孫に同じ苦しみを味あわせてはならない」との思

いを共通のものにしたいと思います。

現在、安倍内閣がすすめている政策の方向性は、公害被害者の願いに逆行するものであることは明白です。また、沖縄県民はもとより、全国民に苦痛を強いるものでもあります。ここに多くの国民、労働者と連帯できる共通の要求が生まれているのは、歴史の必然です。私たちも国民的な運動とともにすすんでいかなければなりません。

公害総行動 40 回目の取組みを新たなたたかいの契機にしていくために、奮闘していく決意です。

3 第 39 回公害被害者総行動

2014 年第 39 回総行動を「なくせ公害・守ろう地球環境」のスローガンに加え、前回に続いて「東日本大震災・東京電力福島第一原発事故被害者と連帯して」をサブスローガンに 2014 年 6 月 4 日～5 日に取り組みました。

第 38 回総行動以降、九州建設アスベスト訴訟原告団・弁護団および化学兵器被害解決ネットワークのみなさんが、実行委員会に参加していただき、総行動成功の新たな力になりました。

第 1 行動である環境省交渉は、石原伸晃環境大臣および北川知克副大臣が同席しました。国民署名 69262 筆を提出。地球温暖化、環境アセスメント、水俣病、大気汚染について、要請を行い、さらに原発事故被害についていわき市の早川篤夫さんが、水俣病については、村上文枝さんが被害を訴えました。

申入れ、交渉は、環境省はもとより厚労省、農水省、国交省、防衛省、外務省、内閣府、経産省、文科省、復興庁の 10 省庁の 27 部局、加えて日本経団連、電事連、自工会、石油連盟の業界団体、加害企業では東京電力との交渉を行い、チッソは、面会そのものは拒否したものの総務部担当者が応対し、原告団長、弁護団長が要請しました。

また、原発被害の関係では、これまでの交渉経過を踏まえて、東電・政府合同交渉として、参議院議員会館で、東電、経産省、文科省、復興庁、環境省、厚労省の担当者が一堂に会する交渉を実現させました。

それぞれの交渉の詳細は 2014 年「交渉報告書」にまとめていますのでそこに譲ります。この規模での申入れ、交渉をいっせいに実現できる力量を持ち、解決するという強い意志と能力を有する集団であることを示すことができたと思います。

4 日夜には、133 団体、1350 人の参加で、近年では最大の規模で総決起集会を行いました。福島からは、今年もバスをしたてて参加されました。

政党党首からは民主党海江田万里代表（当時）、日本共産党志位和夫委員長からメッセージをいただきました。

4 第 40 回公害総行動をめざして

昨年来の実行委員会で、第 40 回にむけて、いくつかの特別の取組みをすることを決定しました。九州、関西などブロックごとの集会や全国キャラバンを行うこと、40 年の取組みをまとめた DVD や記念誌を作ることなどです。

すでに、大阪では 2 月 1 日環境公害デーの取組みの中で、九州では、2 月 21 日に福岡市で「やま・かわ・うみ・そらフェスティバル in 九州」（集会決議、末尾）を 300 人規模で、いずれも成功させました。九州では、総行動の枠組みを大きく広げ、石木ダム絶対反対同盟、玄海原発訴訟原告団などの新たなつながりが広がりました。

6 月の総行動までにブロック集会を成功させたいと思います。全国キャラバンは、2 月 23 日の熊本県を皮切りに、すでに九州 7 県を走破しました。行く先々で、40 年にわたって、公害被害者が共同した運動をすすめていることへの驚きとともに、実行委員会からの要請を新鮮に受け止めていただいています。同時にフクシマの訴えは、怒りを共有することになっています。そして支援の輪を確実に広げる活動になっています。

第 40 回公害被害者総行動は、6 月 3 日（水）～4 日（木）の二日間行います。3 日夜が、日比谷公会堂での総決起集会です。ちなみに日比谷公会堂は、建替え工事に入るため、現在の建物を使うことができるのは、今年が最後となります。

40 回にふさわしく、公害被害者の要求を持ち寄り、規模、内容とも充実した総行動にしていかなければならないと準備をすすめています。

私たちは、まだまだ多くの課題を解決していかなければなりません。公害は終わっていません。

今後とも全国の仲間、公害弁護の先生方、そして国民のみなさんと力をあわせて前進を続ける決意です。

【資料】

「やま・かわ・うみ・そらフェスティバル in 九州」 集会宣言

1976年に、東京で初めて全国公害被害者総行動が開催されてから40年。多くの公害被害が集中するこの九州の地で、本日「やま・かわ・うみ・そらフェスティバル in 九州」が開催されました。

安倍政権の下、大企業の経済的利益だけが優先され、広がる一方の格差社会において、公害被害者などの社会的弱者の権利は置き去りにされています。

国策による産業推進の陰で、地域住民に甚大な被害をもたらした水俣病、大気汚染は、最後の一人を救済するまで被害者切り捨てを許さず、今なお闘い続けています。食品や薬品の安全がないがしろにされた結果引き起こされた、カネミ油症、薬害スモンの闘いは、救済のための立法を勝ち取った後の実効性ある制度にするための闘いや、カネミ新認定訴訟の闘いなどが続いています。

今なお大量に残るアスベストの闘いは、被害者への謝罪と賠償を求めるだけでなく、今後の被害拡大防止を求める闘いでもあります。

今後の被害拡大防止という意味では、原発事故との闘いが重要な局面を迎えています。福島原発事故の原因究明も被害者救済も進まぬ一方で、国は、この九州の川内原発を、全国原発再稼働の突破口にしようと目論んでいます。

そのような中、フクシマの悲劇を繰り返さないための玄海原発、川内原発の差止め訴訟の原告は、合わせて1万人を超え、全国一の大規模訴訟になっています。また、福島原発事故避難者の損害賠償を求める訴訟も立ち上がりました。

また、九州各地でのムダな大型開発や公共事業との闘いも正念場を迎えています。吉野ヶ里のメガソーラーは、貴重な遺跡を破壊して建設された巨大な施設の移転を求めて闘っています。環境破壊の象徴とされたダム建設は、川辺川ダムで計画の撤回を勝ち取りましたが、石木ダムでは長崎県の強制的な収用との闘いの局面に入っています。さらに諫早干拓は、判決で開門義務が確定したにもかかわらず、国がこれに従わず、制裁金を支払わされるという異常事態となっています。

そして、戦争ができる国づくりをすすめる安倍政権の下で、集団的自衛権の行使を可能にする立法が予定

されるなど、最大かつ最悪の公害である戦争の危険が現実化しています。民間空港である佐賀空港をオスプレイの拠点とさせないための闘いや、表現の自由、デモ行進の自由を守り、秘密保護法の拡大運用を許さない闘いも今年が正念場です。

同じ悲劇を繰り返さないため、新たな被害者を生み出さないため、先人たちの闘いに学び連帯の輪を広げましょう。そして、この九州の美しい「やま・かわ・うみ・そら」を守り、子や孫たちの世代に伝えていくために、「のこそう自然、つながろう九州」の合言葉のもと、公害被害者、弁護士、学者、医師、支援者らと広範な市民が手を取り合って、九州の環境と平和を守るために闘うことを決意して、参加者全員のアピールとします。

2015年2月21日

「やま・かわ・うみ・そらフェスティバル in 九州」
参加者一同

日本環境会議（JEC）の報告

JEC 理事長・一橋大学特任教授
事務局長 寺 西 俊 一

日本環境会議（JEC）は、1979年6月、(1)開かれた「学会」、(2)学際的な「学会」、(3)提言する「学会」として発足し、その後、国内的にみても国際的にみても、きわめてユニークなネットワーク型の組織として、今日まで地道な活動を続けています。

2014年度は、1979年6月のJEC発足から「35周年」という重要な節目を迎えたことを受けて、2014年7月19日（土）に「第31回日本環境会議東京大会・JEC35周年シンポジウム」（於・明治大学駿河台キャンパス、リバーティタワー）を開催しました（参加者：約180名）。このシンポジウムでは、JEC名誉理事長の宮本憲一教授による記念講演とともに、ドイツから招聘したヘルムート・ワートナー教授（ベルリン自由大学）による記念講演などが行われました。この東京大会・JEC35周年シンポジウムの開催概要については、JECの準機関誌である『環境と公害』誌（岩波書店）第44巻第2号（2014年10月25日発行）の特集②に掲載されていますので、そちらを参照していただければ幸いです。

また、2014年の12月13日（土）には、公害研究委員会と日本環境会議の共催で「『戦後日本公害史論』 & 『公害・環境研究のパイオニアたち』出版記念セミナー」（於・明治大学駿河台キャンパス、12号館）も開催しました（参加者：約60名）。このセミナーは、2014年に相次いで岩波書店から刊行された宮本憲一著『戦後日本公害史論』、および、宮本憲一・淡路剛久編『公害・環境研究のパイオニアたち——公害研究委員会の50年』の出版を記念して開催したものです。当日のセミナーは、環境法学、環境経済学、環境社会学、環境教育学の各分野における若手・中堅のJEC会員研究者（大阪恵里、野田浩二、友澤悠季、土井妙子の各氏）からのコメントを受けて、日本における公害・環境研究の成果の継承と今後の発展を考える貴重な機会となりました。さらに、当日の晩には、長年、JECの代表理事や顧問として多大なご尽力を賜ってきた故木原啓吉先生（千葉大学名誉教授、2014年8月没）と故宇沢弘文先生

（東京大学名誉教授、2014年9月没）の功績を偲ぶ夕食懇親会も開催しました。

その他、2014年度におけるJECの主な活動としては、2011年5月からスタートしてきた「JEC東日本多重災害復興再生政策検討委員会」（略称・JEC検討委員会）の全体会合（計4回）、同検討委員会のもとに設置された3つの検討部会（①原発被害補償検討部会、②復興行財政検討部会、③被災地域再生検討部会）の単位による調査研究なども精力的に推進してきました。これらの活動の概要についてはJECHPに、随時、掲載してあります。また、それらの調査研究の成果等については、前出の『環境と公害』誌（岩波書店刊）の＜特集：東日本大震災と原発事故＞シリーズのなかで、関係論文等を掲載してあります。さらに、2014年3月11日付で大震災からの復興・再生のあり方に関する＜JECからの意見書＞、同年9月8日付でJEC理事会による＜緊急声明＞（「環境影響評価の結果を無視した辺野古米軍基地建設工事は即刻中止を！」）、および、2015年2月16日付で、JEC理事会による＜第2次緊急声明＞（「辺野古米軍基地建設に向けた埋立工事の即時中止を要請する！」）を公表し、日本政府・関係諸機関・報道各社あてに郵送しました。

最後に、次回の「第32回日本環境会議滋賀大会」（JEC滋賀大会）について、現時点での予定を簡単に案内しておきたいと思います。このJEC滋賀大会は、前滋賀県知事の嘉田由紀子氏（現・びわこ成蹊スポーツ大学・学長）のご協力を得て、今秋の2015年9月26日（土）ないし10月3日（土）、同大学の会場をお借りして開催できる運びとなっております。この具体的な開催プログラム等の詳細については、追って、「JECニュース」やJECホームページ（<http://www.einap.org/jec/>）で案内させていただきます。

今後も引き続き、JECの諸活動に対する皆さまからの多大なご協力・ご支援を切にお願い申し上げます。

国土強靱化の下にムダで有害な公共事業

道路全国連（道路住民運動全国連絡会）
事務局長 橋 本 良 仁

1 国土強靱化、防災・減災を口実に 公共事業関係予算

防災・減災を口実に国土強靱化基本法が成立（2013年臨時国会）

2015年度政府予算（一般会計）の概算要求額、101兆6806億円

成長戦略や人口減対策などの「特別枠」として3兆8758億円

公共事業関係費、5兆9711億円（14年度比26億円増の横ばい）

国土交通省の公共事業関係費、5兆1767億円（14年度比20億円増）

防災・減災・老朽化対策費、1兆6000億円（公共事業関係費の3割）

2 大型事業の新規・増額を計上

民主党政権下で休止・縮小していた大型公共事業を復活

25年前の四全総で計画した事業をすべて実施する（自民党の古巣帰り）

北海道、北陸、九州の整備新幹線建設を前倒し（755億円、14年度比4.9%増）

リニア中央新幹線（東京―名古屋間）を認可、JR東海が全額費用負担

さらに大阪延伸の調査費を1000万円計上

3 国際競争力強化と国土強靱化 （2015年概算要求）

成長戦略「国際競争力強化」

空港、コンテナ港湾、三大都市圏環状道路整備が重点

三大都市圏環状道路整備、2379億円（首都圏整備率

を64%から80%に）

「国土強靱化、防災・減災」を口実に大都市圏環状道路整備や道路ネットワークを推進

地方創世、道路ネットワークの地域・拠点連携 5585億円（14年度比19%増）

地方へ金のバラマキ、衆議院選挙、統一地方選挙対策

4 防災、維持管理・更新予算

水害・土砂災害対策 2932億円（14年度比23%増）

道路、鉄道、河川管理などへの対応 4400億円（14年度比20%増）

南海トラフ巨大地震、首都直下型地震対策 2441億円（14年度比10%増）

日本の社会資本はすでに30年を経過し老朽化している

今後50年間で要な維持・管理・更新費は250兆円（年間5兆円）必要

新たな事業を行う余裕はない

5 市民、住民運動の闘い

東九州自動車道、圏央道横浜、福山バイパスなどで強制収用との闘いが続く

2013年1月、公共事業改革市民会議発足

ダム、道路、湿地・干潟、スーパー堤防、リニア中央新幹線関連の市民団体が共同して、調査、政策立案し、国会議員に働きかける

北海道から九州まで全国各地で公害調停や訴訟を提起

新名神高速道路（大阪府）、美作・岡山道路（岡山県の地域高規格道路）、中部横断道路（山梨県長坂）などで新たな住民運動団体が発足

- 2014 年 10 月 11・12 日に横浜で開催された
第 40 回道路全国連全国交流集会アピールを紹介する。

集会アピール

第 40 回道路全国連交流集会は、横浜市の神奈川県立「あーすぷらざ」で開催され、46 団体、211 人が参加した。

本交流集会は今回で 40 回目を迎えた。この間、全国で繰り広げられてきた多くの道路住民運動団体の成果は必ずしも納得のいくものばかりではなく、むしろ厳しい闘いの連続であった。しかし、全国各地の団体は、それぞれの運動を通して発信された多くの声に鼓舞され、勇気づけられて、運動を継続することができたのも事実である。

40 周年の節目に相応しい、中央大学の米田貢教授による「これからの日本」と題した記念講演は、経済学の専門家の目からみた日本経済の現状と今後の展望を分析して提示し、参加者に確信を与えた。

また、「道路運動 40 年、これから」と題したパネルディスカッションは、研究者、弁護士、ジャーナリスト、運動団体など各分野で活躍している方々がパネリストとなり、道路住民運動の現状の問題点を明らかにするとともに将来の方向性と展望を切り拓くものとなった。今後の私たちの活動に役立つことを願うものである。

安倍自公政権は 10% へのさらなる消費税増税を強行しようとする一方で、「国土強靱化」の名のもとに、不要不急の大型公共事業を 10 年間 200 兆円規模で進めている。これは古い自民党政治のもとで失敗した愚かな政策を繰り返すことにほかならない。大都市圏の環状道路をはじめとした高規格幹線道路、リニア中央新幹線、スーパー堤防、ダムなど、国民から厳しい批判のある大型公共事業の復活と新規事業のゴリ押しは、自然と地域社会を破壊するのみならず既存インフラの点検・修復・整備を遅らせることとなり、国民に生命の危険を負わせ、膨大な財政負担を次世代に残すことになる。

日本の人口は急速に減少し、少子高齢化社会が進んでいる。現在の愚策を続けるならば、国内産業はさらに空洞化し日本経済は一層低迷することは疑う余地がない。国土強靱化による大型公共事業の推進ではなく、国民の安全・安心のために、貴重な税金は、少子化対策や年金福祉、医療・介護等に振り向けることが肝要である。

多くの矛盾を抱える社会に対し、市民の側から反転攻勢のチャンスを見出し、今後いっそうの市民運動の広がりと連携を進めていくことを決意する。

2014 年 10 月 12 日
第 40 回道路全国連交流集会

第 41 回道路全国連交流集会は
2015 年 11 月 7、8 日、東京経済大学で開催する予定

原発ゼロ・ストップ温暖化・再エネ普及をめざす 公害・地球懇（JNEP）の活動報告

公害・地球環境問題懇談会（JNEP）
事務局長 清水 滯

■はじめに

（重大な情勢と結成 25 周年の節目にあたって）

「なくせ公害、守ろう地球環境」の運動の基本目標をかかげ活動してきた公害・地球懇（JNEP）は今年 12 月で結成 25 周年という節目をむかえます。5 月 16 日には 2015 年総会を開催し、直面している重大な情勢・課題と役割にそった活動方針をきめることにしています。

総選挙後の第三次安倍内閣はいま「集団的自衛権行使」の閣議決定を具体化するための関連法案整備（解釈改憲）をすすめるると同時に、2016 年参院選後の国民投票による憲法改悪を明言し、「戦争する国づくり」の策動を加速しています。また原発の再稼働・輸出と石炭火力発電所の建設・輸出をアベノミクスの成長戦略に位置づけ推進しています。

いまこそ「戦争する国づくりはごめんだ！憲法改悪は許さない」と「フクシマをくり返すな！原発ゼロ・ストップ温暖化・再エネ普及を！」の運動を公害三団体（公害総行動実行委員会・公害弁連・地球懇）と共同で取り組み、「安倍政権 NO」の国民的大運動の一翼を担い、活動を前進させたいと考えています。

1 2014 年総会開催と第 39 回公害総行動の 取り組み、歴史的な節目の第 40 回公害 総行動の準備

1-1 昨年 5 月 17 日に 2014 年総会を開催。 総会では運動の基調として次の三本柱を 確認しました。

- (1) まるで福島原発事故などなかったように 3・11 以前に逆戻りさせる原発推進、最大の環境破壊・人権侵害の戦争をする国づくりに突っ走る安倍暴走内閣。「憲法・人権守れ」「公害なくせ、原発やめろ、温暖化とめろ」の運動に全力を尽くす。

- (2) 運動の重点課題として、①第 39 回公害総行動を成功させ、フクシマ・ミナマタ・大気汚染・アスベストなどすべての公害被害者のたたかいを支え、その勝利と前進をめざす。②フクシマをくり返すな！フクシマ現地調査実行委員会の活動を継続し、現地調査に取り組み、福島原発被害訴訟の支援強化、支援組織の結成をめざす。③「全国フォーラム」を開催し、省エネ・再エネ普及をはかり、原発ゼロとストップ温暖化を両立できるという世論形成をすすめる。

- (3) 公害・地球懇（JNEP）の役割を果たすために「主体的な力量」を強化する。

1-2 総会直後の第 39 回公害総行動

（6 月 4～5 日）に取り組みました。

すべての公害被害者団体の団結で泉南アスベストの最高裁闘争勝利・フクシマ連帯を強め、公害根絶と平和を求める第 39 回公害公害総行動の成功を支える公害・地球懇の役割を果たしました。①環境アセスメント制度の改善・充実を求める環境大臣交渉発言（小池代表幹事）②「福島原発被害の全面賠償要求に関する東電・政府交渉」及び原発・温暖化・エネルギー政策に関する政府各省・経団連・電事連交渉」の要求作成と交渉体制の確立に責任をもち、原発優先のエネルギー基本計画の撤回を強く迫りました。

1-3 そして歴史的な節目の第 40 回公害総行動 の準備がすすんでいます。

いまの厳しい局面は個別のたたかいの強化だけでは突破できません。公害総行動全体が総力をあげて社会的な共感と支援を広げる「全国キャラバン」の取り組みが九州から始まり、全国的に展開する準備がすすんでいます。

2 原発ゼロをめざして——

原発被害訴訟支援の強化とフクシマ現地調査

依然としてふるさとに帰りたくとも帰れない避難者が12万人余。先の見えない精神的苦痛による「心の病」が急増。原発関連死が1800人を超え増え続け、「ふるさと喪失」の被害はますます深刻化しています。公害三団体及び東京地評・東京民医連を中心に組織しているフクシマ現地調査実行委員会を存続し、福島と東京・首都圏を結ぶフクシマ現地調査に継続的に取り組み、昨年10月4～5日に第3回、今春3月14～15日に第4回を実施しました。3月6日に「首都圏の交流のつどい」を開催し、福島原発被害訴訟の支援を強め、支援組織の結成をめざすことを確認しました。

3 ストップ温暖化をめざして——

COP21 にむけて温暖化 DVD 第二弾の制作と署名運動の推進

地球温暖化の進行は「かつて経験したことのない異常気象」をひき起こし、台風・集中豪雨・土砂災害や猛暑・熱中症多発・デング熱感染など被害は身近に迫り、さらに生態系や農業の激変が始まっています。人類生存の危機—地球環境の破壊を何となく止めるため、ストップ温暖化の取り組みに全力を発揮しなければなりません。COP21が2015年12月にパリで開催され、2020年以降の温室効果ガス削減の新しい国際的な枠組みをつくることになっています。3月までに各国は削減目標を提出しなければなりません。しかし日本政府は、原発を優先する「エネルギーミックス」の検討をすすめ、削減目標の決定を先送り、提出しようとしていません。6月にドイツで開催するG7までが焦点とみられ、原発から再生可能エネルギーへの転換を求める国民世論を大きく広げ、日本政府に積極的な削減目標決定を迫る必要があります。

この間、制作をすすめてきた温暖化DVDの第二弾「地球の温暖化をとめてPartⅡ—未来につなげ!」が2月末に完成。世論形成の「強力な武器」として全国的に普及をすすめ、

「原発ゼロと温暖化対策の実行を求める」署名運動を推進します。

4 再生可能エネルギー普及をめざして—— 「全国フォーラム」を開催

2013年11月に長野県大町市で開催した第1回の「全国フォーラム」に続く「再生可能エネルギー普及・全国フォーラム2015 in 静岡」を1月24～25日に開催。

実行委員会では、①まるで福島原発事故などなかったかのように原発再稼働・原発輸出を推進する安倍政権に対し、エネルギー基本計画の撤回、原発に頼らない省エネ・再エネ普及のエネルギー政策に転換することを強く求める、②この目標にむかって再生可能エネルギー普及を飛躍的にすすめるため、地域住民と自治体の協働による市民共同発電所の具体的な取り組みを交流する、との開催趣旨を確認。いかそう地域の資源、原発に頼らない社会へ!のテーマを打ち出し、賛同およびかけ人(26名)実行委員会(11団体)協賛団体(13団体)の共同で企画を検討しました。

全体会は、①記念講演(NHK・井上恭介さん)②特別報告(しずおか未来エネルギー・天野竜志さん)③特別発言(PVネット・都筑建、元衆院議員・吉井英勝、研究者・佐川清隆、市民電力連絡会・山崎求博さん)

分科会は、①基本講座 ②自治体との協働 ③先進事例交流の三分科会。

19都府県から160名が参加。しめくくりの「まとめ全体会」には、ゼロノミクマくん(FoEジャパン・吉田さん)も登場。私たちの環境サミットのCOP20代表の報告もあって盛り上がり、「原発・温暖化・再エネ」を一体的に取り組む共通認識をもつことができました。2月19日の実行委員会(総括会議)では、○寄せられた感想アンケートをふまえ「充実した内容で成功した」こと、○第3回の「全国フォーラム」を2016年秋に開催する方向で、福島を含め開催候補地の意向打診をすすめること、を確認しました。

★「全国フォーラム2015 in 静岡」の内容は、JNEP ニュース2・3号に連載。

HPにアップしています。

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議・事務局長（第9次横田基地公害訴訟原告団）

福本道夫

1 はじめに

私たちが2008年12月に「全国基地爆音訴訟原告団連絡会議」（以下「全国基地連」と省略）を結成して、6年が経過した。

岩国を除き、結成当時進行中だった各地の基地爆音訴訟団は、高裁や最高裁で判決が確定した後に新たな組織を立ち上げ、訴訟を中心とした運動を継続させている。現在、全国6基地で7つの訴訟・約3万7千人の原告が、被害根絶のために様々な運動に取り組んでいる。

2 米軍再編とオスプレイ配備等をめぐる情勢・動き

2012年7月に岩国に陸揚げされたMV-22オスプレイは、24機が普天間に配備された後、2013年3月からは岩国をも拠点として米軍低空飛行訓練空域で訓練を行っている。

一方、九州や中国、四国、近畿地方にとどまっていたMV-22の飛来は、2014年7月の厚木・横田を皮切りに、関東、東北、北海道へと拡大した。飛来理由は様々であるにせよ、オスプレイ慣らしの顔見世興行であったことは明らかである。

また、空軍仕様のCV-22は、嘉手納、横田のいずれかの基地に配備するという発表がいつされてもおかしくない状況が続いている。

オスプレイ以外の動きの詳細は省略するが、「沖縄の負担軽減」を名目に進められてきた在日米軍再編計画は変容し、基地機能及び軍事力がより強化され、爆音被害や軍用機の墜落の危険が全国へ拡大されていることが明らかになっている。

3 全国の裁判をめぐる情勢と主な争点

全国の爆音訴訟は、2014年5月に地裁判決～同年11

月に高裁審理が始まった厚木以外、すべて地裁段階であり、小松・第23回、岩国・第30回、嘉手納・第14回、普天間・第10回、第9次横田・第9回、第2次新横田・第7回の審理が終わっている。（2015年2月現在）

その中で、全国基地連の後押しで始まったといえる岩国では、本年2月5日に第一審最終弁論が開かれ、岩国での初めての司法判断を待つ状態となっている。

また、訴訟の場が高裁に移った厚木では、裁判所側が異例の速さ＝第1回の弁論から半年後に結審を設定＝で審理を進めようとしている。

全国の基地訴訟では、被告国は、私たち被害住民の訴えに対し、損害賠償の減額に重点を置いた主張をしている。具体的には「通勤・通学等で昼間被害地域にいない原告を基準に被害を判断せよ」といった主張や「騒音評価コンターを賠償金計算の際に利用する際は、より狭い基準のものを採用せよ」といった主張である。

厚木地裁判決では、これらの主張を裁判所にはねのけさせたが、滑走路を沖合に移設したことで基地被害の質が異なってきた岩国における判決に、国の主張がどのような影響を及ぼすのか注目している。

4 政府への要請行動

全国基地連としての政府交渉は、関係省に対し基地被害の解消を目的とした要求をまとめ・交渉することであるが、過去の政府側の対応がおざなりであることから、いかに実のある交渉にしていけるかも課題となっている。

この交渉・行動は、原告団や住民を中心とした政府交渉を行うことで、弁護士中心の裁判と本来の住民運動が、車の両輪のように機能できるとよいと思っている。

本年は、3月3日に外務・防衛・環境の各省と交渉を行った。大枠でいえば、政府が関わって決めた基地周辺住民の被害を軽減するための規制を、（少なくとも）政府が守り・守らせる努力を怠るなという要求を中心

にまとめた。

具体的には、外務省と防衛省への要求は、「(基地の運用についての) 日米合同委員会合意事項や、国と基地周辺自治体との間で結ばれた協定や確認事項の内容に、全国一律の基準を設けること。」「(基準ができるまでの間は) 現行の内容を、但し書きなしで守る・守らせること。」「過去に下された基地訴訟判決を尊重し、基地周辺住民に対する更なる被害軽減策を講じること。」また、緊急の課題として「普天間基地の即時撤去や、沖縄県・辺野古や高江の新基地建設の即時中止」などとし、環境省への要求は、「環境基本法で定めた環境基準を守らせる具体的な対策を講じること。」「航空機騒音が人体に及ぼす影響についての調査研究を行うこと。」「低周波音の環境基準を設けること。」などとした。

結果は、環境省において、「健康被害調査の調査研究が進行中である」ことが判明したこと以外、めぼしい回答を得られなかった。

一方、本年2月22日の沖縄県キャンプシュワブゲート前で2名の市民が拘束された事件に対して、外務省と防衛省に対して（のちに国土交通省と国家公安委員会宛も追加）抗議・要請を緊急に行い、基地反対運動に対する過剰警備を止めるよう求めた。

また、この交渉結果を踏まえて、再度の交渉を年内にも行う予定にしている。

5 まとめ

過去40年に及び基地被害と向き合ってきた住民運動の歴史を踏まえつつ、環境に対する人々の意識の変化にも対応して、各原告団の経験を全国の経験として共有することで、各原告団の弱点をカバーし合いながら、巨大な相手（国や米軍）と対峙していかねばならないと考えている。

さらに、全国の低空飛行訓練エリアの被害住民との連携や、基地問題を平和問題として取り組んでいる諸団体との交流をさらに深め、基地爆音訴訟原告団の枠を超えた全国レベルでの闘いに広げていく必要があるだろう。

景観と住環境を考える全国ネットワーク

景観と住環境を考える全国ネットワーク 代表
弁護士 日 置 雅 晴

1 ネットワークの設立からの活動

「景観と住環境を考える全国ネットワーク」（景住ネット）は2008年7月19日に発足し、主な活動目的は、建築紛争や都市法制度に関連して1、紛争の情報交換と相互援助、2、紛争の元となっている制度を知り、変えることです。

具体的な活動として1、は、全国で情報交換、勉強会を目的とした集会を開催。また、インターネットを使って会員の参加するメーリングリストでの意見交換を行っており年間3500件以上の情報を交換している。2、については、2014年度は、以下に述べるような多彩な勉強会等を開催するとともに、都市法改正案を提案した。（詳細な活動内容についてはHP <http://machikaeru.com/> をご覧ください）

2014年3月25日

立てさせない建築士

2014年4月27日

流山の議会改革と市民参加

2014年5月13日

居住空間と景観

2014年6月1日

景住ネット全国集会

なぜ空き家800万戸時代に超高層乱立なのか
（法政大学市ヶ谷キャンパス）

2014年7月22日

紛争防止条例を考える

2014年8月28日

人口減少と都市のこれから

2014年9月21日

なぜ日本で建築紛争が発生するのか

2014年10月18日

都市法改革案まとまる

人口減少、成熟社会に対応した市民が参加するまちづくりの制度を提案する

2014年10月26日

社寺仏閣と地域の景観

泉岳寺、忠臣蔵……親しまれてきた景観を地域はどうまもるのか

2014年11月1日

景住ネット全国まちの問題フォーラム

市民の声をまちづくりに活かしているか

2015年1月9日

余り始めた不動産の実態と課題

～日本の常識は世界の非常識!?～

2 2014年度の特徴的な活動

①都市計画法や建築基準法を、地方分権の元で許可制を中心とした制度への改正を求める都市法改革法案を国会議員とも連携して衆議院法制局とも折衝の上、法案として作成した。

②個別の紛争の支援としては、史跡泉岳寺に隣接する高層マンション計画の反対運動支援を中心とした支援を行った。

③6月1日に法政大学で開催された全国大会には、約200名の会員が参加した。

全国の活動報告では、川崎の向丘遊園跡地問題、京都の船岡山や京都会館問題、名古屋の最近の問題、千葉市の高度地区見直し問題、浦和ドミノマンション問題、二子多摩川再開発問題、横浜マンション建替問題、文京区のいくつかの問題など多彩な報告がなされた。第2部では、なぜ建築紛争が起きるのかを巡り、アメリカからの報告も含め4つの報告を受け議論がなされた。

第3部では空き家空き地問題を巡る討論が行われた。

翌日は現地視察として、超高層マンションが集中立地している武蔵小杉付近の視察などを行った。

3 都市問題分野の課題

高度成長が終わり人口減少時代になっているにもかかわらず、成長を前提とした開発優先の行政が継続しているが、今後は単なる乱開発による環境悪化だけではなく、将来的な財政破綻による維持困難という問題に直結することが予測される。すでに急増し、社会問題になっている空き家や地方の耕作放棄地、放棄された山林など、従前の土地所有権という概念がもはや通用しなくなっている事態に対応できる新しい法制度も必要になる。

とりあえず行政法規としての都市法制については、国会議員とも連携して法改正案を作成したので、今後は各政党等への働きかけを行い法改正を目指したい。

また、土地の所有制度についても抜本的な改革が必要であり、粘り強く改正を働きかけていきたい。

環境アセス法の最近の動向

弁護士 藤 原 猛 爾

1 はじめに

2011 年 4 月に改正された環境影響評価法（改正アセス法、平成 23 年法律 24 号、27 号。同月 27 日公布）は平成 25 年 4 月 1 日から全面施行された。環境省資料（数値については、平成 26 年 11 月末現在）によれば、近年、アセスの審査件数は急激な増加傾向にある。その要因は、法改正により配慮書手続が追加されたこと、風力発電施設が対象事業になったこと、震災の影響等により火力発電所の案件が増加したこと等によるとされており、風力発電所、火力発電所については、今後審査案件が増えることが見込まれている。

2 2011 年改正アセス法の主要な改正事項は下記の通りである。

(1) アセスの実施時期

改正アセスにより導入された「計画段階配慮事項」の検討手続（法 3 条の 2 以下）は、平成 25 年 4 月から義務付けられた。その審査案件は、平成 25 年度で 7 件、平成 26 年度（平成 26 年 11 月末時点）で 20 件であり、その通算件数のうち風力発電が 16 件、火力発電が 8 件となっていることが注目される。

(2) 対象事業

改正アセス法は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律 179 号）の第 2 条 1 項 2 号の負担金、同 4 号の給付金を対象に加えたほか（2 条 2、二、ロ）、政令指定業種（法 2 条 2 項一、ワ）として、平成 24 年 10 月から風力発電所が追加された。第 1 種事業は 1 万 kw 以上、第 2 種事業は 0.75kw 以上 1 万 kw 未満である。その結果、風力発電事業に対する環境大臣意見は、上記の計画段階配慮手続における配慮書に対して 16 件、準備書に対して 25 件と多数に及んでいる。なお、その設置場所は、約 7 割が北海道、東北地域である。

(3) 住民参加

改正アセス法における住民参加の位置づけ（いわゆる情報提供参加）については変更はないが、住民等の手続への参加の機会及び情報公開については下記手続が導入された。

- ①配慮書に対する住民意見の聴取（但し、努力義務）
- ②方法書（スコーピング）における方法書説明会の義務付け（法 7 条の 2）
- ③方法書、準備書、評価書について電子縦覧の義務付け（法 7、16、27 条）。

このうち、配慮書手続における意見聴取について、改正アセス法に基づく主務省令での扱いをみると、基本的には「配慮書の案または配慮書で意見聴取を行うように努める。意見聴取を行わない場合は理由を明らかにする。」としており、事業関与の主務省庁が管轄する事業毎の扱いも異なっている。

(4) 事後調査

改正アセス法は、事後調査を評価書の公告・縦覧後の手続としてアセス法に取り込み、環境保全措置等の「報告書」の作成、公表、当該事業に係る許認可権者等の意見、環境大臣の意見等を定めた（38 条の 2～38 条の 5）。現在のところ改正アセス法に基づく事後調査例は公表された例がない。

(5) 評価項目など

改正アセス法は、評価項目等の選定段階で環境大臣が主務大臣に対して技術的助言をすることができることとした（法 11 条 3 項）。また、地方分権関連法により許認可権限が地方公共団体に移管された公有水面埋立事業等について、許認可権者である地方公共団体は、国（環境大臣）に「助言を求めるよう努めなければならない」とされた（法 23 の 2）。上記(2)のとおり、環境大臣意見の提出は多くなっている。

例えば、建設が増加している火力発電所の新設・リプレース等（50 万 kw 以上の石炭火力が 6 件、天

然ガス等火力発電所が5件等については、2020年目標、2050年目標を達成するためのCO₂削減目標との整合性維持に関する意見、風力発電所については、低騒音型の発電設備をの採用（騒音）、発電設備の稼働調整（風車の蔭）、事後調査の結果重大な影響が認められた場合には稼働停止等（動物への影響）、重要な眺望点からの主要な眺望対象の景観への影響に対する配置及び高さの見直し（景観）などである。

3 改正アセス法施行後の特徴

(1) 放射性物質による環境汚染関係

注目すべきことは、「放射性物質による環境汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」（平成25年法律第60号）によりアセス法の放射性物質に係る適用除外規定（法52条1項）が削除され、放射性物質による環境汚染の防止のための措置がアセス法の対象となったことである。この法改正に基づくアセス手続は平成27年6月1日から施行される。

現在、環境省は、放射性物質による環境汚染の防止のためのアセス法関連措置について、「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会」において検討を進めている。

しかし、これまでの検討内容をみると、どのような事業をアセス対象とするか、原子炉等規制法に基づく規制との調整、放射性物質による環境汚染の状況の把握方法、福島第一原子力発電所事故に由来する放射性物質（事故由来放射性物質）の取り扱い、廃棄物最終処分場における事故由来放射性物質とその処理基準等に関して、多くの問題がある。今後とも、基本的事項の設定やその運用について厳しくチェックしていくことが必要である。

(2) 対象事業について

原発の新設・再稼働が困難となっている現状を反映して、火力発電所、風力発電所に関するアセス審査件数が増えていることは上記のとおりであるが、火力発電所の設置等についてはアセスの迅速化として手続期間が短縮されている。さらに、今後、国土強靱化法等に基づいて、経済政策重視のもとに各種大型公共事業が計画され実施されようとしている。これらの事業に対する環境アセス手続とその内容について監視していくことが重要となっている。

(3) 上記の配慮書手続では、「1又は2の当該事業の実施が想定される区域」について環境配慮事項の検討を求めている（3条の2第1項）、基本的事項では「位置等に関する複数案」（代替案）を記載することとされている。しかし、義務付けではなく、事業者にとって可能な範囲での複数案提示を求めているに過ぎない。

この結果、平成26年11月末までの審査案件では、複数案を検討する事業は少なく、火力発電所についてみると煙突高さ・温排水口についての複数案があるが、建屋配置については複数案を設定するケースは少なく、異なる地域による複数案・ゼロベースを含めた事業検討はないことが確認されている。

(4) リニア中央新幹線計画に関するアセスにみるアセスの課題

2027年開業を目指すリニア中央新幹線（東京－名古屋間286km、地上部40km、トンネル246km）の超大型事業のアセスは、ある意味ではアセス法の問題点を示している。要約すれば以下のような問題が指摘できる。

- ・全線286kmという広範囲の地域全体の影響評価が把握し難い。
- ・調査期間が短く、調査方法にも問題がある（2027年の開業を実現するための拙速主義）。
- ・評価書段階でも今後の調査等によるなどとして先送りされている事項が多くある（例えば残土の処理とその影響。トンネル掘削は、軌道本線のみならず避難通路、保守点検通路等として、複数の地点で縦横のトンネルが掘削される）。
- ・環境保全措置について事業者の結論のみが示されており検討過程が不明である。
- ・提示している環境保全措置の有効性、妥当性の検討が不十分。例えば、確立していない低周波音や低周波磁界による健康被害に対する保全対策。

※以上については、「リニア中央新幹線計画について慎重な再検討を求める意見書」（日弁連意見書・2014年6月19日）を参照されたい。

※また、上記リニア新幹線、風力発電等で問題となる低周波音被害については、「低周波音被害について医学的な調査・研究と十分な規制基準を求める意見書」（日弁連意見書・2013年12月20日）参照

されたい。

4 争訟におけるアセス法の位置づけと問題点

改正アセス法は、事業者による自主的な環境配慮を組み込む手続法という性格を変えておらず、また、手続における住民参加権を保障していないことからアセス法違法をめぐる訴訟の支障となっている。最高裁小田急事件判決で拡大したかにみえた原告適格は、あくまで周辺住民の個別具体的な法的利益（騒音・振動等による法益侵害）の有無を重視する流れに戻りつつある。さらに、那覇地裁 2013 年 2 月 20 日（辺野古環境影響評価手続やり直し義務付確認等訴訟）判決は、①アセス法の住民参加手続による住民意見の取捨選択は事業者の任意に委ねられており、法及び条例が住民意見を述べる個々人に対し、独自の手続上の地位を与えたものではない、②法 8 条 11 項は「環境保全という公益とは別に、個々人が住民意見を述べること自体を主観的な権利として保護することまで一般的に想定しているものではない」等として住民の原告適格を否定した。この判決は、上記最高裁判決からも大きく後退している。

また、アセス法手続や評価書の不備・欠陥に基づく許認可処分の違法性についても、事業者の広汎な裁量を容認して適法とする判断事例が続いている（泡瀬干潟干拓差止め・住民訴訟、新石垣空港建設違法公金支出金返還等請求事件等）。これはアセス法 33 条の横断条項の適用において、アセスの評価結果を許認可要件との関連でどのように位置づけ評価すべきかの客観的な基準が存在しないことに基づいている。

しかし、私たちは、この状況下にあいながらも、改正法による住民参加機会の拡大、アセス情報の電子縦覧、事後監視手続等を有効に駆使しながら、住民のアセス手続参加利益の確立にむけた検討を重ねつつ、住民の実体法上の権益をえぐり出すことにより原告適格を拡大すること、さらには、アセス手続の違法性、対象事業に係る許認可処分の違法性（具体的には許認可要件の前提となる事実の誤認、事実評価の誤り）を指摘していくことが必要である。

【四】2014年度 組 織 活 動

1 活動の概要

- (1) 第43回総会が2014年3月30日東京で開かれた。

国と東電への損害賠償を求める原発被害訴訟が2年目に入り、各地での提訴も相次いで全国的な広がりとなっているが、弁護団の連携が充分でなく、また、原告団がない提訴事件も多い中、公害弁連がどのような役割を果たしていけるかが問われる。

公害弁連の働きかけもあって始まった日本環境会議の原子力損害賠償研究会は月に1回のペースで多くの研究者、弁護士らが集まり、熱心な討議・研究を続けている。この成果を裁判でいかしきる必要がある。

- (2) 大飯原発の運転差止め、自衛隊の夜間飛行差止めを認める判決を勝ち取り、泉南アスベストではついに最高裁で国の責任を認めさせる勝利判決を得て、昨年末に全面解決をはたした。

公害弁連は、これらの闘いを支えた。

- (3) ノーモア・ミナマタ第2次訴訟が九州から新潟、東京、近畿と全国に広がり新たな闘いが始まった。

有明訴訟は、3年以内の開門を国が実施しないことから間接強制の命令が出され、それが最高裁で確定するという状態となっている。

新たな事態にどのように対応するのか、公害弁連としても検討が必要となっている。

- (2) ニュース発行

ニュース No. 177, 178, 179

情報と通信 No. 353 ～ 364

- (3) 財政

イタイイタイ病弁護団からカンパを頂いた。

泉南アスベスト弁護団からカンパを頂いた。

2 活動報告

- (1) 幹事会・事務局会議

2014. 5. 13

6. 5

7. 15

11. 8

2015. 1. 19

【五】2015年度 活 動 方 針

- (1) **大気汚染公害被害者のたたかいを発展させ、裁判闘争の成果を被害者のたたかいに結合させて、大気汚染公害の根絶と新たな被害者救済制度の確立をかちとる。**
 - ① 大阪西淀川・川崎・尼崎・名古屋南部判決と東京大気裁判での和解を梃子に、自動車メーカー・道路の設置・管理者等汚染原因者の負担に基づく国レベルでの、⑦医療費救済と④障害補償等補償法並みの救済を目的とする、新たな被害者救済制度の確立の闘いを進める。
 - ② 公害認定患者の等級切り下げ、自動車重量税の廃止などの現行補償法改悪の動きに対しては、断固として反対して闘う。
 - ③ 全国の大気汚染地域で、実態調査、被害者掘りおこしに取り組み、東京都・川崎市での現行救済制度維持に全力を尽くすとともに、各自治体レベルでの医療費救済制度の確立を追求する。
 - ④ PM2.5 測定体制を早急に整備させ、PM2.5 低減のための対策の早期実施を迫及する。
 - ⑤ 東京都をはじめとする首都圏等自治体のディーゼル規制条約を梃子に、国に対し、自動車 NOX・PM 法の抜本的強化をはじめとした自動車排ガス対策の強化を迫るとともに、自動車メーカーに対し、後付けの排ガス低減装置の開発・無償装着を求めるたたかいを強める。
 - ⑥ 各地「道路連絡会」での実効性ある協議を推進し、大型車の交通規制、ロードプライシングの強化などの、大型車の交通総量削減対策を実現する闘いを進める。
 - ⑦ 裁判闘争の成果をふまえて、進路構造対策、道路沿道対策、周辺対策の確立と地域再生の課題に取り組む。
 - ⑧ 環境教育、語り部活動を重視し、この点で国、自治体に対する要求現実行動にも取り組む。
- (2) **公害道路の建設強行を許さず、裁判闘争の成果をふまえて、道路行政の抜本的転換を求める。**
 - ① 各地の大気汚染裁判の前進を梃子に、全国の道路反対運動との連携を進めて、道路建設至上主義の道路行政の抜本的転換のための闘いに取り組む。
 - ② 圏央道・広島国道2号線高架道・国分寺都市計画道路をはじめとする環境破壊、公害拡大の道路建設の強行を阻止し、道路建設をめぐる闘いを強め、道路計画の見直しを迫る。
 - ③ 「改正」土地収用法下での強引かつ非民主的な収用委員会審理に断固反対し、事業認定の違法を争わせない審理方式に対する闘いを強化する。
 - ④ 圏央道高尾山裁判の成果と経験を活かし、豊かな自然環境を破壊する圏央道建設を許さないため、取り組みを強める。
 - ⑤ 国道43号線裁判の最高裁判決の成果をふまえて、道路騒音環境基準の見直しを求め、道路騒音・振動公害の根絶をめざす。
- (3) **基地・空港などの騒音裁判に勝利し、基地、空港、新幹線などによる騒音・振動被害の根絶をめざすたたかいを強める。**
 - ① 平穏な生活を取り戻すため、差止請求を棄却した最高裁判決の誤りをただす差止勝利判決をかちとるため全力をつくす。
 - ② 基地周辺の全被害地域に居住する住民に対し、将来請求を含む損害賠償を認めさせるたたかいを強める。
 - ③ 現在訴訟を起こしていない基地周辺の騒音公害にも反対し、新訴訟を含む新たな運動を展開する。
 - ④ 国およびアメリカ政府に対し日米合同委員会における騒音防止協定の遵守を徹底させるとともに、騒音コンターの縮小的見直しなど周辺対策の切り下げを阻止し、騒音発生源対策など被害そのものの縮小を迫る。
 - ⑤ 低空飛行訓練やオスプレイ等の危険な軍用機の訓練に反対し、住民らの安全を守るたたかいを強

める。

- ⑥ 名古屋新幹線訴訟で勝ちとった「和解協定書」にもとづき、発生源対策を一層強化させ、JR、国交省、環境省などに対し、新たな被害の発生、拡大を許さないたたかいを強める。
 - ⑦ 「基地公害の根絶は基地の撤去から」という立場から、沖縄県民の基地撤去のたたかい、新たな基地建設を許さないたたかいを支援する。
 - ⑧ 在日米軍再編に伴う軍民共用、軍軍共用等の基地強化の策動に反対し、騒音被害の拡大を阻止する。
- (4) **不知火海沿岸住民及び阿賀野川流域住民の健康調査を国に実施させ、すべての被害者の補償を勝ち取るとともに、世界に水俣病の教訓を伝えるたたかいに取り組む**
- ① 全ての水俣病患者を救済するために、不知火海沿岸住民及び阿賀野川流域住民の健康調査を国に実施させる。
 - ② 加害企業チッソが保有する子会社 JNC の株式の譲渡を阻止するための闘いを継続する。
 - ③ 水俣病患者が最後の 1 人まで補償を勝ち取るために闘いを継続する。
 - ④ 他団体との共闘を図り、民医連、保険医協会などの医療機関をはじめ広範な医師、研究者との関係を強め、患者の立場に立った水俣病医学の確立をめざす。
 - ⑤ 「総合対策医療事業」及び「水俣病患者手帳」所持者への対策事業の内容の充実、継続を求めて、引き続き取り組みを続ける。
 - ⑥ 不知火海沿岸、阿賀野川流域の汚染地域の再生、復興、街づくりの課題に、加害者の責任を明らかにする立場から取り組む。
 - ⑦ 全ての公害の根絶に向け、ノーモア・ミナマタを訴え、たたかいと教訓を世界に伝える。
- (5) **カネミ油症などの食品公害やスモン、ヤコブなどの薬害被害者の恒久対策と医療の充実をめざすたたかいを進める。**
- ① 薬害ヤコブ病の被害者全員の救済をかちとるとともに、薬害根絶に全力をつくす。

- ② カネミ油症新認定訴訟の勝利と早期全面解決を勝ち取るため全力をつくす。
- ③ 「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づいて、全てのカネミ油症被害者が救済を受けられるよう、カネミ倉庫や国に対して救済事項の完全実施を求めるたたかいを強化する。
- ④ スモンの全面解決を踏まえて、薬害弁連の運動とも連帯して、健康管理手当の増額を含む薬害根絶の運動を発展させる。
- ⑤ カネミ油症、スモン、エイズ、ヤコブなどの治療法の研究開発を進める要求を支持し、難病対策の充実を求める運動を支持する。
- ⑥ 独立行政法人医薬品・医療機器総合機構制度の充実、改善をめざす。
- ⑦ 抗がん剤にも医薬品副作用被害救済制度を適用するたたかいを強力に進める。
- ⑧ 食品の安全性を求めるたたかいを消費者、農民とともに協力してたたかう。食品の安全性を確保する法制度の改善をめざし、食品衛生法などの改正を求めてたたかう。

(6) **神通川流域、安中公害など各地の重金属による汚染の監視を継続し、汚染土壌の復元を図るとともに、市街地土壌、地下水汚染問題に取り組む。**

- ① 神岡鉱業所での公害防止協定に基づく立入調査を引続き成功させ、発生源対策の継続をはかっていく。
- ② 安中の土壌復元事業を計画どおりに完了させ、事業が完了した神通川流域については再汚染を防止する。
- ③ イタイイタイ病患者の認定及び要観察者の判定について認判定行政の適正化を求め、また、原因企業が運用するカドミウム腎症患者救済制度の積極的な活用をはかる。
カドミウムによる健康被害に関する環境省の調査研究を引き続き監視していく。
- ④ 重金属による人体被害、農業被害についての科学者との学際的協力を重視していく。
- ⑤ 市街地土壌・地下水汚染問題に取組み、真に実効性のある土壌汚染対策法の制定をめざす。

(7) 自然・環境破壊の公共事業に反対するたたかいを強化し、大型公共事業の中止・見直しを迫る。

- ① 諫早湾干拓潮受堤防排水門の、一日でも早い開放、有明海の再生を目指すとともに、農業と漁業が両立した真の有明海沿岸地域の再生を実現する。
- ② 流域住民の力で勝ち取った川辺川ダム建設中止の成果に学び、全国の無駄なダム建設計画を中止・見直しに追い込む。
- ③ 里山や干潟等、生物多様性の宝庫である自然環境に対する破壊をやめさせるべく、大型公共事業の中止・見直しを迫る。
- ④ 無駄で有害な公共事業に対する公金の支出をやめさせる。

(8) 韓国、中国をはじめとしたアジア諸国との広範かつ実践的な交流を強化する。

- ① 韓国・中国の法律家との交流を深め、3カ国の弁護士らによる会議の開催をめざす。
- ② 毎年実施されている、韓国司法修習生の公害環境研修に積極的に協力する。

(9) 官僚司法を打破し、国民のための司法を実現する改革運動を進め、非人道的な長期裁判に反対し、公害被害者の早期救済と公害根絶に役立つ勝利判決をかちとるたたかいを法廷内外で展開する。

- ① 公害等調整委員会が行政追従の姿勢を改め、公害紛争に関する専門的機関としての本来の役割に立ち返るよう求める取組みを強める。
- ② 国民主権に根ざした司法の行政に対するチェック機能の抜本的強化をはかるため、改正行政訴訟法を活用し、さらに行政訴訟改革への取組みを強める。
- ③ 法曹一元など、さらなる国民のための司法をめざす。
- ④ 裁判所の異例な人事政策や判・検事交流の実態を明らかにし、広く国民に知らせるとともに、裁判所として国民の権利擁護の立場に立たせ、正義と公平を実現させるための本来の姿を堅持させるよう裁判所の内外での努力を強めていく。

⑤ 「生きているうちに救済を」という公害被害者の切実な要求を実現させるために、公害裁判の長期化に断固として反対し、公害被害者の早期救済、全面解決の早期実現の必要性を裁判の内外で常に訴えて、あらゆる公害裁判での早期結審・判決の実現に努力する。

⑥ 公害裁判の中で、加害企業、行政の立場を批判するとともに、裁判所の公害被害者の立場を理解しない訴訟指揮については断固として反撃する。

⑦ 被害者とともにたたかう公害弁護団として、日常の法廷で加害者を圧倒する活動を展開する。

⑧ 戦略的環境アセスメント法制定のためのたたかうとともに、地方自治体において、実効ある環境アセスメント条例の制定をめざす。

(10) 国際的視野から地球環境の破壊に反対し、環境保全のために被害者・住民・専門家などの諸団体との提携を強め、環境保全の課題の基本は現在の公害被害者の救済と公害根絶に努力するところにあることを広く国民に訴えていく。

① 環境保全は国民的課題であるとの観点で、地球環境保全の様々な取組みに積極的に参加するとともに、わが国の公害被害者の救済と公害根絶の課題を達成することこそが地球環境保全の基礎であることを広く訴える。

② 地球温暖化問題では、政府、自治体、企業に対し、京都議定書及び25%の中期削減目標を完全に達成するための施策を実施させるたたかいを強力に進める。

③ 国内外の公害・環境破壊反対の運動や団体との連携を強め、多くの公害被害者や運動体と連携し、全国的、地域的ネットワークづくりを含め、創意をこらし多種多様な行動に積極的に取り組む。とりわけ、日本環境法律家連盟との連携を強め、自然環境保全の運動を支援する。

④ 全国公害被害者総行動デーの成功のために積極的に参加し協力する。

⑤ 医師、科学者などの専門家、とりわけ民主医療機関連合会、日本環境会議、日本科学者会議との連携を深め、公害被害者の発掘に努め、加害者の責任を明確にし、公害反対運動の実戦的理論の確立、被害者救済と公害根絶の推進に努力する。

- ⑥ 公害根絶と被害者救済に関する法制度の拡充、強化をめざし、公害問題に関する立法、行政、地方自治体などに対する提言、申入れを積極的に行っていく。
 - ⑦ 知る権利を具体化した、実効性ある情報公開制度の確立、環境権、人格権の尊重の原則の法制化、自然の権利の確立のために、積極的に取り組む。
- (11) **廃棄物処理施設（最終処分場）による環境汚染問題への取り組みを強化し、住民団体の活動を支援する。**
- (12) **アスベスト問題を史上最大の社会災害と位置づけて、国と大企業に対して、被害者の全面的な救済と抜本的なアスベスト対策を求めるたたかいに取り組む。**
- ① 泉南アスベスト国賠訴訟、尼崎アスベスト訴訟の早期全面解決をめざす。
 - ② 建設アスベスト訴訟に勝利し、建設作業従事者にかかる石綿被害者補償基金制度の創設をめざす。
 - ③ 被害の全面的な把握を行うために、国に対して大規模な疫学調査や被害実態調査を要求する。
 - ④ アスベスト被害の根絶のために、アスベスト基本法の制定とアスベスト問題を統一して扱う行政機関の設置を要求する。
 - ⑤ シンポジウムなどの開催、全国各地の被害者の掘り起こし、さらには国家賠償訴訟の勝利など、アスベスト問題の解決に向けた取り組みを一層強化する。
 - ⑥ 建築解体によるアスベスト飛散問題に積極的に取り組む。
 - ⑦ 建物解体、震災によるアスベスト飛散問題や石綿肺がん認定基準問題に積極的に取り組む。
- (13) **原発事故による被害者の完全救済を求めるたたかい、脱原発を進めるたたかいに取り組む。**
- ① 最大公害というべき福島原発事故による被害者の完全救済を求めるたたかいに取り組む。
 - ② 被害救済の前提となる、東京電力、国の責任の追及をめざす。
 - ③ 低線量被曝など原発被害による健康被害の調査を求める。
 - ④ 脱原発を求める訴訟、運動に連動して取り組む。
- (14) **最大の環境破壊である戦争に向けた策動に反対し、平和憲法改悪を断固阻止する運動に飛躍的に取り組む。**
- ① 米軍再編、自衛隊と在日米軍の連携強化、国民投票法案上程など、改憲への地均しがなし崩し的に押し進められる情勢において、アメリカと一体となった集団的自衛権行使を狙った憲法改悪を断固阻止し、平和条項を守り発展させる運動への取り組みを強化する。
 - ② 「戦争は最大の環境破壊」をキーワードに、反テロリズムと国際協調の大義名分の下に押し進められる戦争を含め、あらゆる戦争に向けた策動に反対するたたかいに取り組む。
- (15) **「規制緩和」を一気に推し進めて我国の農業を破壊し、環境や国民生活に重大な悪影響を及ぼす環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への参加に反対するたたかいに取り組む。**
- (16) **公害弁連の組織、体制など**
- ① 幹事会、事務局会議への参加を強めて、その内容を充実させ、各弁護団がかかえている課題、問題点を明確にし、共同の討議を通じて理論的、実践的水準を一層引き上げていく。
 - ② 各公害の分野別の弁護団の交流を積極的に進めるとともに、公害弁連の担う課題、任務分担を明確にさせて、総合的なたたかいを進めていく。
 - ③ 公害弁連ニュースの定期発行、情報と通信の随時発行、公害弁連ホームページの充実、法律雑誌への投稿、パンフレットなどによって、宣伝活動の強化、充実を図る。
 - ④ 新規加入弁護団の増加をはかり、財政の確立に向けて抜本的な改革を検討し、組織、財政の拡大、充実を図る。
 - ⑤ 役員・事務局体制を充実させる。
 - イ 幹事会の充実
 - ロ 事務局会議の充実

【六】公 害 関 係 資 料

〔大阪・泉南アスベスト〕

声 明

2014（平成 26）年 10 月 9 日

大阪・泉南アスベスト国家賠償請求訴訟原告団・弁護団
泉南地域の石綿被害と市民の会
大阪泉南地域のアスベスト国賠訴訟を勝たせる会

- 1 本日午後 3 時、最高裁判所第一小法廷（白木勇裁判長）は、大阪・泉南アスベスト国賠 1 陣訴訟（原告 34 人・被害者 26 人）及び 2 陣訴訟（原告 55 人・被害者 33 人）の上告審において、国の責任を認める原告勝訴の判決を言い渡した。
- 2 本判決は、国の規制権限不行使について、国が、1958（昭和 33）年時点で、局所排気装置の設置を義務付けなかったことは国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法であると認定して、国の責任を認めた。
- 3 本判決は、アスベスト被害について国の責任を認めた初めての最高裁判決である。司法の頂点にある最高裁が、憲法と法令に則り、国民の生命・健康こそが至高の価値であることを確認し、国にはこれを最大限尊重して規制権限を行使する義務があることを明確に認めた意義は極めて大きい。
もっとも、本判決が、1971（昭和 46）年以降の違法を認めなかったのは、その後も国の対策が不十分であり被害が発生拡大し続けたことを無視したものであり、不当と言わざるを得ない。
泉南地域では、100 年間にわたって石綿原料から糸、布を作る石綿紡織工場が集中立地し、戦前は軍需を、戦後は経済成長を下支えしてきた。ところが、その陰で、石綿工場の労働者のみならず、家族ぐるみ、地域ぐるみでの深刻なアスベスト被害が発生していた。国は、70 年以上も前から、石綿紡織工場を対象とした自らの調査によって、深刻な被害実態を知悉しながら、アスベストの経済的有用性を最優先し、規制や対策を長期間にわたって怠った。この「国の怠慢」こそが、アスベスト被害をこれほどまで拡大した最大の原因である。泉南アスベストは、わが国のアスベスト被害の原点であり、国の誤り、怠慢の出発点でもある。
最高裁が、アスベスト被害の原点である本訴訟において国の責任を認めたことは、全国 6 箇所の建設アスベスト訴訟、尼崎クボタ訴訟等、国の責任を迫及する訴訟に大きな影響を与える。また、泉南地域の被害救済はもとより、全国に広がったアスベスト被害について、国の責任の明確化と共に、被害救済のあり方や将来の被害防止対策の抜本的な見直しを迫るものとなる。さらには、本訴訟は国際的にも注目されており、現在もなおアスベストを使用しているアジアを中心とした国々への重要な警鐘となるであろう。
- 4 1 陣訴訟提訴後 8 年半を経過する中、裁判係属中に 1 陣、2 陣訴訟の被害者らのうち 14 名が亡くなり、提訴前の

死亡者とあわせるとすでに6割近くの被害者がこの世を去っている。また、生存原告も日々、高齢化と病気の進行、重篤化に苦しみ、1日も早い解決を待ち望んでいる。

私たちは、国に対し、今回の最高裁判決を重く受け止め、何よりもまず、加害者として原告ら被害者に真摯に謝罪することを強く求める。その上で、国は、最高裁判決を基準に、1陣、2陣訴訟の原告らに対して、一括して速やかに賠償金を支払うとともに、原告ら以外の泉南地域の被害者救済や残存アスベストの除去等に向けた協議など、泉南アスベスト被害の全面解決に誠意を持って応じるべきである。

本日の最高裁判決は、全てのアスベスト被害の救済と対策の礎となるであろう。私たちは、世界中の心ある人々と共に、ノンアスベスト社会の実現に向けて、新たな一歩を踏み出す決意である。

声 明

2014（平成26）年12月26日

大阪・泉南アスベスト国家賠償請求訴訟原告団・弁護団
泉南地域の石綿被害と市民の会
大阪泉南地域のアスベスト国賠訴訟を勝たせる会

- 1 本日、大阪高等裁判所第8民事部（山田知司裁判長）は、大阪・泉南アスベスト国賠1陣訴訟（原告27人）差戻し審において、原告と国に対して和解を勧告し、双方がこれを受諾して、和解が成立した。
- 2 本和解の内容は、以下のとおりである。①厚生労働大臣は、大阪・泉南アスベスト国賠1陣訴訟、2陣訴訟の最高裁判決において、昭和33年5月26日から昭和46年4月28日まで、石綿工場における石綿粉じんばく露防止のために旧労働基準法に基づく規制権限を行使して局所排気装置の設置を義務付けなかったことが国賠法の適用上違法と判断されたことを厳粛に受け止め、被害者、遺族ら関係者に深くお詫びする。②国は、原告らに対して既に最高裁判決で確定した2陣訴訟と同様の基準で賠償金を支払う。③厚生労働省は、大阪・泉南アスベスト国賠1陣訴訟及び2陣訴訟の最高裁判決において国の責任が認められた者と同様の状況にあった石綿工場の元労働者らについても、同判決に照らして訴訟上の和解の途を探ることについて、周知徹底に努める。④厚生労働省は、大阪府泉南地域における旧石綿工場の残存アスベストに関し、地方公共団体の対応の促進について関係省庁に伝達する。⑤訴訟費用の負担は、確定した2陣訴訟と同様の割合とする。
- 3 2006年5月の1陣訴訟提訴後、8年半余の長期間が経過した。生存原告らの相当数が死亡し、高齢者も多く、病状が悪化している者がいる中、本和解は、最高裁判決後わずか3か月弱の短期間で差し戻された1陣訴訟についての解決を図るものであり、1日も早い解決という原告らの切実な願いに適う。
また、和解内容としても、厚生労働大臣が被害者、遺族らに対する謝罪の意思を改めて表明するとともに、1陣訴訟の原告についても2陣訴訟最高裁判決と同様の基準で賠償金を支払うというものであり、差し戻し審における原告勝訴判決と同等の意味がある。

さらに、最高裁判決で国の責任が認められた者と同様の状況にあった未提訴者についても、訴訟上の和解による早期の解決を図ることが明記されており、泉南地域の被害者を1人残らず救済するための道筋がついた。加えて、旧石綿工場の残存アスベストについて、国としても、適正な処理のために対応することが確認されている。これは、泉南地域から、決して新たなアスベスト被害を発生させてはならないとの国の認識を改めて示したものだといえる。

もっとも、最高裁で国の責任が認められなかった近隣ばく露、家族ばく露、昭和47年以降のばく露者らの被害救済について、本和解条項に盛り込むことができなかったことは、極めて残念である。

- 4 本日の1陣訴訟差戻し審における和解をもって、既に判決が確定している2陣訴訟と合わせて、大阪・泉南アスベスト国賠訴訟は終結する。石綿被害の原点といわれる大阪・泉南アスベスト被害について、国の責任を明確にするという闘いの目的は達成された。アスベストの大量輸入・大量消費が続いた昭和47年以降のばく露者や労働者でない被害者について国の責任を明らかにする闘いは、全国6箇所の建設アスベスト訴訟に引き継がれた。

私達は、今日に至るまでの長い年月、共に闘い、またご支援いただいた全国の方々に深く感謝するとともに、今後は、本和解にのっとり、泉南地域の被害者が1人残らず救済され、残存アスベストが適正に処理されるように、また、建設アスベスト被害など全国に広がったアスベスト被害の救済と根絶のために、一致団結して力を尽くしていくことを決意する。

【七】2014年度 活 動 日 誌

公害弁連をめぐる動き	
2014	
3.30	公害弁連第43回総会（東京）
4. 5～6	第2回原発と人権 全国研究交流集会
4. 6	第2回フクシマ現地調査
4.11	佐賀地裁、有明の開門を行わない国に対し間接強制の決定
4.23	公害弁連・原発被害弁護団合同会議
5.13	公害弁連事務局会議
5.21	・福井地裁、大飯原発3・4号機の運転差止めを関電に命じる判決 ・横浜地裁、第4次厚木基地騒音訴訟で自衛隊の夜間飛行差止め命じる判決
6. 4～5	第39回全国公害被害者総行動
6. 5	公害弁連幹事会
6. 6	福岡高裁、有明の間接強制で国の執行抗告を棄却
7.15	公害弁連事務局会議
10. 4～5	第3回フクシマ現地調査
10. 9	最高裁、泉南アスベストで国の責任を認める判決
11. 8	公害弁連幹事会 公害弁連・原発被害弁護団合同会議
12.26	泉南アスベスト訴訟、全面解決勝ち取る
2015	
1. 9	公害合同旗ひらき 公害弁連幹事会
1.22	最高裁、有明の間接強制で、国の抗告を棄却
3.14～15	第4回フクシマ現地調査
3.28～29	・公害弁連第44回総会（福島） ・シンポジウム「原発被害訴訟―勝利への展望を切り開くために」 ・現地調査

【八】公害弁連歴代人事一覧

決定総会	代 表 委 員		幹 事 長	副 幹 事 長		事務局長	事 務 局 次 長		
第1回 1972 (東 京)	正力喜之助 (イ病)	北村利弥 (四日市公害)	渡辺喜八 (新潟水俣病)			豊田 誠 (イ病)			
第2回 1973 (大 阪)	正力喜之助	北村利弥	渡辺喜八			豊田 誠			
第3回 1974 (名古屋)	正力喜之助		渡辺喜八			豊田 誠			
第4回 1975 (横 浜)	正力喜之助	東 敏雄 (熊本水俣病)	山本正男 (名古屋新幹線)	東	山本正男	豊田 誠			
第5回 1976 (北九州)	正力喜之助	東 敏雄	内田茂雄 (カネミ)	正力喜之助	山本正男	豊田 誠	篠原義仁 (川崎・安中)	林 光佑 (新幹線)	石橋一晃 (空港・イ病)
第6回 1977 (東 京)	正力喜之助	東 敏雄	内田茂雄	正力喜之助	山本正男	篠原義仁	長谷川正浩 (新幹線)	白川博清 (東京スモン)	犀川季久 (安中)
第7回 1978 (東 京)	正力喜之助	東 敏雄	野呂 汎 (四日市公害) (新幹線公害)	正力喜之助	内田茂雄	野呂 汎	長谷川正浩	白川博清	能勢英樹 (イ病)
第8回 1979 (東 京)	正力喜之助	東 敏雄	野呂 汎	正力喜之助	内田茂雄	野呂 汎	長谷川正浩	白川博清	中村雅人 (東京スモン)
第9回 1980 (川 崎)	山本正男	内田茂雄	豊田 誠	水野武夫	井関和彦	石橋一晃 (北陸スモン)	長谷川正浩	白川博清	中村雅人
第10回 1981 (北九州)	山本正男	内田茂雄	豊田 誠	水野武夫	篠原義仁	石橋一晃	長谷川正浩	白川博清	鈴木堯博 (東京スモン)

決定総会	代 表 委 員			幹 事 長	副 幹 事 長		事務局長	事 務 局 次 長					
第11回 1982 (東 京)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	豊田 誠	石川康之 (名古屋新幹線)	篠原義仁	石橋一晃	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人	中本源太郎 (東北新幹線)
第12回 1983 (千 葉)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	豊田 誠	石川康之	篠原義仁	石橋一晃	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人	中本源太郎
第13回 1984 (大 阪)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	豊田 誠	石川康之	篠原義仁 高橋 勲	石橋一晃 吉野高幸	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人	中本源太郎
第14回 1985 (東 京)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	高田新太郎 (安中)	石川康之	篠原義仁 高橋 勲	石橋一晃 吉野高幸	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	早川光俊 (西淀川)	中村雅人	中本源太郎
第15回 1986 (千 葉)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	高田新太郎	石川康之	篠原義仁 高橋 勲	石橋一晃 吉野高幸	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	早川光俊	中村雅人	鈴木 守 (千葉川鉄)
第16回 1987 (千 葉)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	高田新太郎	石川康之	篠原義仁 高橋 勲	石橋一晃 吉野高幸 鈴木堯博	白川博清	鈴木 守	早川光俊	中村雅人	管野兼吉	
第17回 1988 (大 阪)	内田茂雄	梨木作次郎	関田政雄	高橋 勲 (千葉川鉄)	石川康之	篠原義仁	石橋一晃 吉野高幸 鈴木堯博	白川博清	鈴木 守	早川光俊	中村雅人	管野兼吉	
第18回 1989 (神 戸)	内田茂雄	梨木作次郎	矢島惣平 (川崎)	高橋 勲	石川康之	篠原義仁	石橋一晃 吉野高幸 鈴木堯博	白川博清	鈴木 守	早川光俊	管野兼吉	関島保雄	
第19回 1990 (熊 本)	内田茂雄	梨木作次郎	矢島惣平	井関和彦 (西淀川)	篠原義仁 中島 晃 白川博清	石橋一晃 馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木堯博	鈴木 守	早川光俊	管野兼吉	関島保雄	板井 優	
第20回 1991 (東 京)	内田茂雄	梨木作次郎	矢島惣平	井関和彦	篠原義仁 中島 晃 白川博清	石橋一晃 馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木堯博	鈴木 守	早川光俊	宮田 学	関島保雄	板井 優	

決定総会	代 表 委 員				幹 事 長	副 幹 事 長	事務局長	事 務 局 次 長						
第21回 1992 (大 阪)	内田茂雄	梨木作次郎	斉藤一好	矢島惣平	井関和彦 (西淀川)	篠原義仁 中島 晃 白川博清	石橋一晃 馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木堯博	鈴木 守	早川光俊	宮田 学	関島保雄	板井 優	
第22回 1993 (川 崎)	内田茂雄		斉藤一好	矢島惣平	井関和彦 (西淀川)	篠原義仁 中島 晃 白川博清	石橋一晃 馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木堯博	鈴木 守	早川光俊	宮田 学	関島保雄	板井 優	
第23回 1994 (岡 山)	内田茂雄	斉藤一好	矢島惣平	千場茂勝	花田啓一 (京都水保)	篠原義仁 吉野高幸 馬奈木昭雄	鈴木堯博 白川博清 鈴木 守	関島保雄 尾藤廣喜	板井 優	早川光俊	宮田 学	西村隆雄	村松昭夫	白井 剣 森 徳和
第24回 1995 (大 阪)	内田茂雄	斉藤一好	矢島惣平	千場茂勝	花田啓一 (京都水保)	篠原義仁 吉野高幸 馬奈木昭雄	鈴木堯博 白川博清 鈴木 守	関島保雄 尾藤廣喜	板井 優	早川光俊	宮田 学	西村隆雄	村松昭夫	白井 剣 森 徳和
第25回 1996 (熊 本)	内田茂雄	斉藤一好	矢島惣平	千場茂勝	花田 啓一	中島 晃 (京都水保)	篠原義仁 吉野高幸 馬奈木昭雄	鈴木堯博 白川博清 鈴木 守	関島保雄 尾藤廣喜	早川光俊 宮田 学	西村隆雄	白井 剣 森 徳和	松野信夫 籠橋隆明	中杉喜代司 原希世巳
第26回 1997 (東 京)	内田茂雄	斉藤一好	千場茂勝	井関 和彦	加藤 満生	篠原義仁	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜	鈴木堯博 鈴木 守	白川博清 関島保雄	早川光俊 宮田 学	西村隆雄	白井 剣 森 徳和	松野信夫 籠橋隆明	中杉喜代司 原希世巳
第27回 1998 (神 戸)	内田茂雄	斉藤一好	千場茂勝	井関 和彦	加藤 満生	篠原義仁	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜	鈴木堯博 鈴木 守	白川博清 関島保雄	早川光俊 宮田 学	西村隆雄	白井 剣 森 徳和	松野信夫 籠橋隆明	中杉喜代司 原希世巳
第28回 1999 (名古屋)	内田茂雄	斉藤一好	千場茂勝	井関 和彦	加藤 満生	篠原義仁	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜	鈴木堯博 鈴木 守	白川博清 関島保雄	早川光俊 宮田 学	西村隆雄	白井 剣 森 徳和	松野信夫 籠橋隆明	中杉喜代司 原希世巳
第29回 2000 (名古屋)	内田茂雄	斉藤一好	千場茂勝	井関 和彦	加藤 満生	篠原義仁	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜	鈴木堯博 鈴木 守	白川博清 関島保雄	早川光俊 宮田 学	西村隆雄	白井 剣 森 徳和	松野信夫 籠橋隆明	中杉喜代司 原希世巳
第30回 2001 (東京八王子)	内田茂雄	斉藤一好	千場茂勝	井関 和彦	加藤 満生	馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木 守	鈴木堯博 関島保雄 村松昭夫	白川博清 尾藤廣喜 早川光俊	宮田 学 籠橋隆明 山本 孝 松浦信平	白井 剣 中杉喜代司 加納 力 高橋 徹	森 徳和 原希世巳 大江京子	松野信夫 久保博道 岩井羊一	
第31回 2002 (東 京)	内田茂雄	斉藤一好	千場茂勝	井関 和彦	加藤 満生	馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木 守	鈴木堯博 関島保雄 村松昭夫	白川博清 尾藤廣喜 早川光俊	宮田 学 籠橋隆明 山本 孝 松浦信平	白井 剣 中杉喜代司 加納 力 高橋 徹	森 徳和 原希世巳 大江京子	松野信夫 久保博道 岩井羊一	

決定総会	顧問	代表委員			幹事長	副幹事長			事務局長		事務局次長		
第32回 2003 (人吉)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 近藤忠孝 加藤満生 豊田 誠	榎本信行 中島 晃 馬奈木昭雄 吉野高幸	板井 優	鈴木堯博 関島保雄 早川光俊	白川博清 尾藤廣喜 高木健康	鈴木 守 村松昭夫	西村隆雄	宮田 学 籠橋隆明 山本 孝 松浦信平	白井 剣 中杉喜代司 加納 力 高橋 徹	森 徳和 原希世巳 大江京子	松野信夫 久保博道 岩井羊一	
第33回 2004 (熊本)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田 誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	板井 優	鈴木堯博 関島保雄 早川光俊	白川博清 尾藤廣喜 高木健康	鈴木 守 村松昭夫	西村隆雄	白井 剣 森 徳和 籠橋隆明	中杉喜代司 原希世巳 久保博道	加納 力 大江京子 岩井羊一	高橋 徹 松浦信平 後藤富和	
第34回 2005 (東京)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田 誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	関島保雄	鈴木堯博 尾藤廣喜 高木健康	白川博清 村松昭夫 西村隆雄	鈴木 守 早川光俊	西村隆雄	白井 剣 森 徳和 籠橋隆明 松尾文彦	中杉喜代司 原希世巳 久保博道	加納 力 大江京子 岩井羊一	高橋 徹 松浦信平 後藤富和	
第35回 2006 (大阪)	斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田 誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	関島保雄	鈴木堯博 尾藤廣喜 高木健康	白川博清 村松昭夫 西村隆雄	鈴木 守 早川光俊	中杉喜代司	白井 剣 加納 力 後藤富和	森 徳和 大江京子 島戸圭輔	岩井羊一 高橋 徹 板井俊介	松浦信平 松尾文彦	
第36回 2007 (東京)	斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田 誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	関島保雄	鈴木堯博 尾藤廣喜 高木健康	白川博清 村松昭夫 西村隆雄	鈴木 守 早川光俊 宮田 学	中杉喜代司	白井 剣 加納 力 後藤富和	森 徳和 大江京子 島戸圭輔	岩井羊一 高橋 徹 板井俊介	松浦信平 松尾文彦	
第37回 2008 (諫早)	千場茂勝 花田啓一	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	加藤満生 中島 晃 篠原義仁 豊田 誠 馬奈木昭雄 鈴木堯博	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田 学	鈴木 守 高木健康	尾藤廣喜 西村隆雄	中杉喜代司	阿部哲二 加納 力 後藤富和	白井 剣 大江京子 島戸圭輔	森 徳和 高橋 徹 板井俊介	松浦信平 松尾文彦 中村輝久	
第38回 2009 (東京)	千場茂勝 花田啓一	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	加藤満生 中島 晃 篠原義仁 豊田 誠 馬奈木昭雄 鈴木堯博	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田 学	鈴木 守 高木健康	尾藤廣喜 西村隆雄	中杉喜代司	阿部哲二 加納 力 島戸圭輔	白井 剣 伊藤明子 板井俊介	森 徳和 松尾文彦 中村輝久	松浦信平 後藤富和 吉岡孝太郎	
第39回 2010 (沖縄)	千場茂勝 花田啓一	加藤満生 中島 晃 篠原義仁	榎本信行 吉野高幸	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田 学	鈴木 守 高木健康	尾藤廣喜 西村隆雄 原希世巳	中杉喜代司	阿部哲二 加納 力 島戸圭輔	白井 剣 伊藤明子 板井俊介	森 徳和 松尾文彦 中村輝久	松浦信平 後藤富和 吉岡孝太郎	
第40回 2011 (東京)	千場茂勝 花田啓一 加藤満生	近藤忠孝 中島 晃 篠原義仁	榎本信行 吉野高幸	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田 学	鈴木 守 高木健康 原希世巳	尾藤廣喜 西村隆雄 中杉喜代司	阿部哲二	白井 剣 伊藤明子 中村輝久 橋澤加世	森 徳和 松尾文彦 吉岡孝太郎	松浦信平 後藤富和 津田二郎	加納 力 板井俊介 長瀬信明	
第41回 2012 (東京)	千場茂勝 花田啓一 加藤満生 近藤忠孝 豊田 誠 榎本信行	中島 晃 吉野高幸 鈴木堯博 関島保雄	馬奈木昭雄 篠原義仁 板井 優	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田 学 白井 剣 南雲芳夫	鈴木 守 高木健康 原希世巳 森 徳和 尾崎俊之	尾藤廣喜 西村隆雄 中杉喜代司 広田次男	阿部哲二	松浦信平 後藤富和 津田二郎 馬奈木敏太郎	加納 力 板井俊介 長瀬信明	伊藤明子 中村輝久 橋澤加世	松尾文彦 吉岡孝太郎 中川素充	

決定総会	顧問	代表委員		幹事長	幹事		事務局長	事務局次長			
第42回 2013 (東京)	千場茂勝 花田啓一 加藤満生 近藤忠孝 豊田 誠 榎本信行	中島 晃 馬奈木昭雄 吉野高幸 篠原義仁	鈴木堯博 板井 優 関島保雄	村松昭夫 中杉喜代司	白川博清 早川光俊 高木健康 西村隆雄 宮田 学	原希世巳 中杉喜代司 白井 剣 森 徳和 松尾文彦	中川素充 広田次男 南雲芳夫 尾崎俊之	阿部哲二	松浦信平 加納 力 伊藤明子 後藤富和 板井俊介	中村輝久 吉岡孝太郎 津田二郎 長瀬信明 橋澤加世	馬奈木蔵太郎 秋元理匡 深井剛志
		中島 晃 馬奈木昭雄 吉野高幸 篠原義仁	鈴木堯博 板井 優 関島保雄	村松昭夫 中杉喜代司	村松昭夫 白川博清 早川光俊 高木健康 西村隆雄	宮田 学 原希世巳 白井 剣 森 徳和 松尾文彦	中川素充 広田次男 南雲芳夫 尾崎俊之	阿部哲二	松浦信平 加納 力 伊藤明子 笹山尚人 後藤富和	板井俊介 中村輝久 吉岡孝太郎 津田二郎 長瀬信明	橋澤加世 馬奈木蔵太郎 深井剛志
第43回 2014 (東京)	千場茂勝 花田啓一 豊田 誠	中島 晃 馬奈木昭雄 吉野高幸 篠原義仁	鈴木堯博 板井 優 関島保雄	中杉喜代司							

【九】公 害 弁 連 規 約

1. (名 称) 本会は全国公害弁護団連絡会議(略称、公害弁連)といい、事務局を東京都におく。
2. (組 織) 本会は公害根絶のために活動している弁護団(調査団を含む)により組織する。
3. (目 的) 本会は公害弁護団の自主性を尊重し、公害訴訟、公害調査その他公害をなくすために必要な理論的実践的諸問題を法律家の立場から相互に研究し、且つ、必要に応じ支援協力することを目的とする。
4. (運 営) (1) 本会は総会を年1回開催し、人事財政等運営上の重要事項を協議する。
(2) 本会は前記の目的を達するため必要に応じ連絡会議を開催する。
5. (役 員) (1) 本会は顧問、代表委員若干名および各弁護団より幹事1名を選出する。
(2) 幹事会の互選により幹事長1名を選出する。
(3) 事務局として、事務局長および事務局員若干名をおく。
6. (財 政) 本会の財政は会費その他の寄付金による。
 会費は、各弁護団あたり年1口(10000円)以上とする。
7. 本会の規約改正は総会の決議により行う。

